

金光教學

金光教教學研究所紀要

56

2016

金光教教學研究所

金光教学 — 金光教教学研究紀要 —

2016

NO.56

金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について ……岩崎 繁之……	1
「もらい受け」に窺う神々との交渉 — 村落祭祀における神楽の様相との関わりで — ……白石 淳平……	65
神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味 ……山田 光徳……	113

平成 27 年度研究論文概要	163
----------------------	-----

紀要掲載論文検討会記録要旨	170
---------------------	-----

彙 報—平成 27.4.1 ~平成 28.3.31—	172
----------------------------------	-----

(第 55 号正誤表 P184)

金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について

岩 崎 繁 之

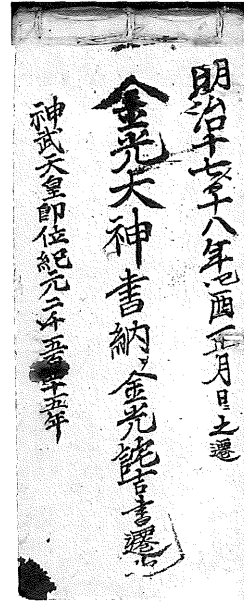
はじめに

「…」教祖招かせ給いて、日頃御自身の坐らせ給える御机の所に坐らしめ、御自身は四疊半なる隣室に退きて、常は膝をもくづさせ給わぬに、此日は、珍しくも跌坐し給ひて、御前には、紙を綴り厚さ二寸余もあるをおき、御手に取りつつ宣う様、／「あなたは、神様から御教のあったことを、書きつけて居られますかい。」／と問わせ給う。／「いえ、私は書いては居りませんが、覚えて居ります。」／と申上げしに、さらに御言葉を継ぎ、／「私は、こんなに書いて居りますが、私のは、無筆もの事じゃから、人にお見せ申す事は出来ぬが、忤が居りますから、よいようにしてくれましようわい。『ようもようもこう言う事が出来ましたのう』。今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しゃる。『よう、これ迄勤めて呉れたのう』と仰しゃりますじゃ。」／とて、ほろほろ涙を落し給えり。

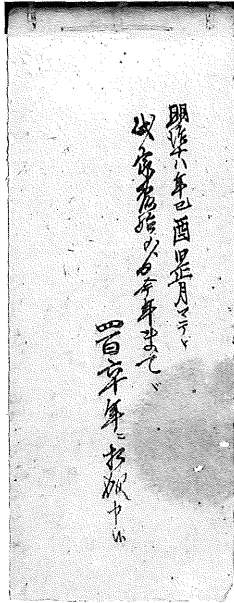
〔資料 金光大神事蹟集〕五六六高橋富枝、／「」は改行、以下同様

1 右の引用は、明治一六年旧七月二四日（新八月二六日）、金光大神が奉仕する広前に参拝した高橋富枝が、その時の会話を伝えたものである。金光大神は、「神様から御教のあったこと」を書き留めているかと高橋に尋ね、控えの間

【「宅吉筆写帳面」表紙】



【「宅吉筆写帳面」裏表紙】



から、「厚さ二寸余」（六cmほど）の「綴り」を持ってきて見せ、「悴」が「よいようにしてくれ」ることを願っていること、さらに神と共に「ようもようもこう言う事が出来」と感慨に浸ったことを語ったという。ここで注目させられるのは、神と共に催すこととなった感慨の場面を成り立たせているのが「綴り」の存在であり、そして、その「綴り」は「悴」へと託されているということである。では、信心や参拝者との関わりの様子を目の当たりにしていた「悴」にとっては、金光大神帰幽の後、この「綴り」を目にして、何をどのように受け止めようとしたのだろうか。そこで本稿では、後の者の経験の内容に迫る試みとして、資料の生成過程の分析から、金光大神の「悴」の一人である金宅吉の動向に注目することとしたい。

中心的に取り上げる資料は、金光大神自らが記した「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」と略記）等を宅吉が書き写した帳面（写真参照。以下本稿では「宅吉筆写帳面」と

呼ぶ)であり、昨年、教団に提供されたものである。^① その他の資料については、本稿末の追加紹介「金光大神の事蹟に関する資料(帳面状の体裁をとったもの)の概要」を参照して頂くとして、本論に先だつてこの「宅吉筆写帳面」とりわけその内の「お知らせ事覚帳」筆写部分(以下「筆写覚帳」と呼ぶ)の概要と、これに注目する意図を示しておきたい。

従来、宅吉と金光大神の帳面類の関係について、「お知らせ事覚帳」は通読にとどまり、「金光大神御覚書」(以下「覚書」と略記)のみ筆写したという認識が共有されてきたと言えよう。^② 「覚帳」の通読については、その裏表紙に、宅吉の筆により「明治十六年癸未旧十二月廿二日マテニ 金光四神拝見仕候」(「金光四神」は宅吉に与えられた神号)と記されているからであり、この奥書によつて宅吉は明治一六年旧九月一〇日(新一〇月一〇日)の金光大神帰幽後の間もない時期に「覚帳」を通読したとされてきた。また、「覚書」の筆写については、宅吉の筆写本の奥書には明治二一年旧八月四日(新九月九日)までに宅吉自らが筆写した旨が記されている。この他に、宅吉と金光大神の帳面類との関わりを推察しうる材料が見当たらないこともあり、今日まで、「覚帳」は通読し、「覚書」のみ筆写したという理解が共有され、定着することになった。

さて、新出の「宅吉筆写帳面」の表紙には、「明治十七々十八年己酉正月日ニ之遷 金光大神書納ヲ金光詫吉書遷也」とあり、同帳は金光大神が書き納めたものを宅吉が書き写したものであることが記されている。この記録から、宅吉は金光大神帰幽の後、明治一七年から同一八年旧正月にかけて書き写したことが分かる。この資料全体は表紙・裏表紙・本文で九九丁で構成されている。そのうち三分の二程度が「覚帳」の内容であり、続いて残りの三分の一には「覚帳」とも「覚書」とも異なる帳面の内容が記されている。これにより、宅吉は「覚書」に先だつて「覚帳」

を筆写していたばかりか、それらとは異なる内容の金光大神直筆帳面を筆写し、その上で「覚書」を筆写していったことになる。このことは、宅吉と金光大神の帳面類との従来の関係理解を再考させるに十分なものとなっている。

また、「宅吉筆写帳面」は「金光大神御覚書」という名称についても疑問を生じさせる。「覚書」については、金光大神直筆の原本の所在は不明であり、その様子を窺わせるものは宅吉により書き写された筆写本のみである。^④もともと、宅吉筆写本には表紙に相当するものは無く、文章で始まる。このことから、名称についてはこれまで度々検討され、現行の『金光教典』（金光教本部教庁、一九八三年）においては「金光大神御覚書」が採用されている。^⑤名称について検討を要するのも、「覚書」には「覚帳」のように表紙に相当するものが無いというのがその要因にあらう。ところが、「宅吉筆写帳面」中の「筆写覚帳」部分には、「覚帳」にはある表紙が書き写されていないことから、「覚書」の場合も原本には表紙があり、宅吉がなんらかの理由で筆写しなかった可能性さえ残されるのである。これは、あくまで仮定の話であるが、「覚書」の原本に表紙があった場合、そこに表示されているものが名称を左右するだろう。このように、この度の資料の出現は、従来の資料の名称についても、再考とは言わないまでも一石を投じるとともに、従来把握されてきた資料の性格をも相対化し、更なる究明を要請することとなっている。これまで、「覚書」宅吉筆写本を金光大神直筆の原本同様と見なし、金光大神の信仰を追究してきた歴史がある。そのことを踏まえつつも、^⑥あえて述べてみるならば、そのことを通じて形成されてきた信仰確認の共通の基盤について、改めて再考を促すものとなる。

本稿では、このような宅吉と金光大神の帳面類との関係をめぐる問題関心にに基づき、宅吉が書き写した様子に注目しつつ、新たに収集された本資料を紹介していくことにする。^⑦このことを通じて、テキスト環境をめぐるこれま

での通説的理解のあり方を、その前提にまで及んで問い直す契機になればと考える。そこで具体的には、「筆写覚帳」と「覚帳」との対照を通じて、どのように筆写が取り運ばれたのかを、書き始めや変化が窺える点に探るとともに、「覚帳」の加除訂正や貼紙箇所がどのように書き写されているのかに注目して、書き写す際の特徴を検討していく。このことは、宅吉が書き写すことを通じて金光大神の思いとどのように出会うことになったのか、そして金光大神をどのように捉え直すことになったのかを窺うこととなり、ひいては今日のわれわれの信仰実践へと問題を投げかけてくることが予想される。

なお、本稿では、「覚帳」の解読文表記は主に写真版『金光大神 お知らせ事覚帳』（金光本家、一九八三年）の「解読文」から引用し、「筆写覚帳」の解読文もそれに準じて示す。ただし、それぞれ原資料の表記に近い字体に改めた場合や、旧字を使用している場合もある。引用における字の大きさの違いは、資料の文字の大きさの違いを反映したものである。「覚帳」や「覚書」の記録の引用については、併せて『金光教教典』（以下『教典』と略記）該当箇所の、章・節・項（あるいは類・伝承者名・節・項）番号を記載する場合もある（例 教典「覚帳」〇—〇）。また、その他の資料からの引用については、旧字・旧仮名・送り仮名を改めたり、句読点を補った場合もある。日付については、「覚帳」及び「筆写覚帳」が基本的に旧暦表記の場合が多いため旧暦表記を採用し、明治六年の改暦以降は新暦も併せて示す。

一、金光宅吉と広前奉仕

本章では、金光宅吉が金光大神の帳面類の筆写を行った状況を窺うべく、金光大神在世時における宅吉の広前への関わりの様子や、金光大神帰幽後における筆写の取り運びの様子を概観する。

1 金光大神在世時の金光宅吉と広前奉仕

金光宅吉は、安政元年二月二五日に生まれた、金光大神の五男である。この地方には、「四十二の二歳子悪し」という俗信があり、親が四二歳になった時二歳になる子があればその子は「親を食う」とされ、不幸が訪れると伝えられていた。宅吉が生まれた時、金光大神（当時は赤沢文治）は四一歳であり、まさにこの俗信にあてはまることになる。家族の思案の中、その打開策として金光大神の養母であるい、わが育てると申し出た（教典「覚書」三一一）。さらに、七夜の祝いにあたる翌安政二年正月二日生まれにまつりかえるべく氏神に守り札を納め、同年の干支である卯年にちなんで「宇之丞」と名付けられた。これにより、「四十二の二歳子悪し」を回避し「宇之丞」として育てられることとなる。しかしながらこの年、金光大神は四二歳の厄年にあつて、四月にはのどけという病となり九死一生の経験をする事になる（教典「覚書」三一四〜八）^⑨。その際金光大神の周囲の人々は、「四十二の二歳子」を育てていることを病の要因として噂したという。

その後、宅吉は、安政六年、六歳の時に病を得、重態となる。その際に神から生まれ年を偽っていることを改めれば助かると知らされ、生まれ年をもとの寅年に戻した上で名を「虎吉」と改め、快方へと向かうこととなった（教

典「覚帳」三一〇、同「覚書」八一三。明治元年一月一日、宅吉は神から「金光四神」という神号を与えられる。明治三年には「宅吉」と名を改めている。宅吉は広前の内外で金光大神の神勤の手伝いを担っており、「覚帳」や「覚書」には、その様子が書き留められている。

宅吉は金光大神の命を受けて戸長への報告の使いを担ったり、九月二二日の天地金乃神祭の後、広前の供え物を世話方や戸長などへ下げる使いをしていた。また、広前の修繕や井戸替えなども行っていた。時には、兄萩雄と共に金光大神から教えを受けることもあった。^⑫

兄萩雄が賀茂神社祠掌に補任され対外的な役割を担う^⑬一方で、宅吉は主に金光大神の傍に居りつつ用務を担っていたようである。明治七年旧正月八日（新二月二四日）には、宅吉は萩雄と共に神から「天地書附」の作成を命じられている^⑭。その後、同一三年旧一二月二二日（新一四年一月二二日）には「金光大神直筆」と呼ばれる神名が書き表された札状のもの（「神名書付」）の作成を神から金光大神へ命じられ、同二四日（新二三日）には、その神名書付の作成が宅吉に命じられている^⑮。お知らせ通りに取り運ばれたとすると、宅吉は広前において参拝者に配布される書付類の作成を担っていたのであろう。

また、この間には、金光大神から宅吉へ次のようなことがあった。

二十七日夜、ご理解あり。宅吉は川へかに捕りに出。帳を出して、なにか話して聞かせ。身ためのこと。

（教典「覚帳」二一—三六、明治一〇年旧一〇月）

ここでの「帳」が何を指し、話して聞かせた「なにか」がどのような内容の話であるのかは不明である。例えば、金光大神が「覚書」に記録しているものには、「なにか」を「あれこれ」といった意味合いで使用していると解釈されてきており、この時にも宅吉に対してこれまで受けた神のおかげなどが話されたと考えられている。金光大神は「覚書」に、一一歳の時、養子入りを前にして実母から自らの「生まれ日、時」について聞かされた体験^⑮を記していることから、宅吉が生まれた時の様子などが話されたとも考えられる。「覚帳」では、続いて「身ためのこと」と記されている。話された内容が宅吉の今後の身に関わることであったと推察される。この記録からは、宅吉は金光大神の帰幽後に金光大神直筆の帳面類を初めて見たのではなく、少なくとも何かの内容を書き溜めていた帳面類^⑯があることくらいは知っていたと考えられよう。

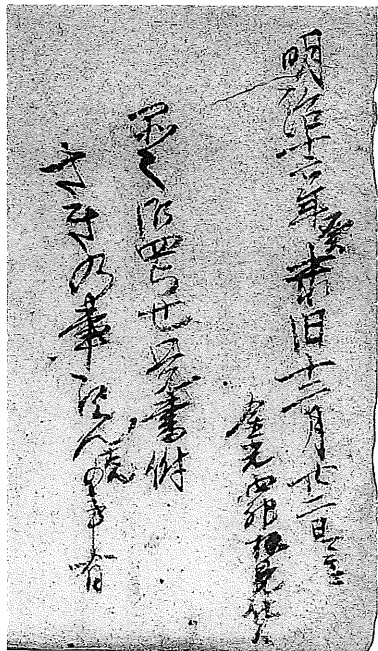
さて、明治一六年旧九月一〇日(新一〇月一〇日)、金光大神が帰幽し、五〇日祭が仕えられた旧一〇月二九日(新一一月二八日)から、宅吉は広前での神勤に奉仕する。^⑰生前に見ていた金光大神の姿を見よう見まねで勤めていたのではなからうか。^⑱さらに、同一七年旧一二月二四日(新一八年二月八日)には、母とせが帰幽している。同一八年には、神道金光教会が設立され、宅吉はこの年に神道備中事務分局所属の教導職となる。同一二年には神道金光教会本部へ転籍となり、教監の職に就く。同二六年旧十一月一三日(新一二月二〇日)帰幽、四〇歳であった。^⑲兄の萩雄(後に大陣と改名)が神道金光教会の教長(明治一八年以降)や独立後の金光教の管長(明治三三年以降)を歴任し、主に教団の表舞台で役割を果たしたのに対して、宅吉は広前での神勤という営みを担い続けた。

2 金光大神帰幽後の金光宅吉と筆写

次に、この度の「宅吉筆写帳面」を含めて、宅吉と金光大神の帳面類との関わりを概観してみよう。

「覚帳」の裏表紙には宅吉の筆により「明治十六年癸未旧十二月廿二日マテニ金光四神拜見仕候」(写真参照)とあり、同一六年旧一二月二日(新一七年一月一九日)までに、「覚帳」を通読している。宅吉がいつ頃から読み始めたのか、今として検証する材料は見当たらない。ただし読み始めるにしても、それなりの関心の持ちようやそのための時間の確保が求められるだろう。一つの可能性として、神勤に就き広前で端座し始めてから、とひとまず想定してみよう。

【「覚帳」裏表紙】 宅吉奥書箇所



金光大神帰幽は旧九月一〇日(新一〇月一〇日)で

あり、そこから旧一二月二日(新一七年一月一九日)

は一〇二日目となる。宅吉の結界奉仕は金光大神

五〇日祭の日、旧一〇月二九日(新一一月二八日)

からで、それ以降に読み始めたとすると、およそ

五〇日程で通読したことになる。

さらに「覚帳」裏表紙(写真参照)には、通読し

た上で「覚帳」の内容が「品々御四らせ覚書附

さき乃事ゆんたんの事有(品々お知らせ覚え書き

付け 先のこと、縁談のこと有り)」と端的に記

されている。「品々」とは、「色々な」という意味

と解され、「覚帳」に色々なお知らせが記されていること、その内容のうち「先のこと」や「縁談のこと」が書かれていたことに宅吉は関心を寄せたようである。

「覚帳」に書かれていた内容は、安政四年から明治一六年までの神からのお知らせであり、安政元年生まれの宅吉にすれば、物心がついた時から神前に奉仕していた父金光大神の神との関わりの様子を、「覚帳」を通じて思い浮かべることになっていったのではなからうか。また、現存する資料から金光大神は他にも様々な記録を残していたと見られることから、帰幽後、宅吉はそれらの記録類を整理しつつ、書き留められている内容をその都度把握していったことが予測される。「覚帳」裏表紙の奥書は、その把握した事実とそれに対する宅吉の感慨を示しているように思われる。

さらに宅吉は「覚帳」の金光大神による記録の後に続けて、明治一八年旧一月一二日付（新二月一七日）、一月一二、一三日付（新一九年一月一六、一七日）に行われた建物の普請について記入している（「覚帳」奥書）²¹。

さて、宅吉は明治一七年から一八年旧正月（新二月）にかけて、「宅吉筆写帳面」を調べた。ちなみに、宅吉は、明治一七年正月までに、長男攝胤のため、元福山藩士、河村重秀著『明倫撮要（上・下）』を書き写しており、筆写すること自体はこの度の資料が最初ではない。²²

その後、明治二一年旧八月四日（新九月九日）には金光大神の出生から明治九年までの信仰の歩みが綴られた「覚帳」の筆写を終えている（「覚書」宅吉筆写本奥書）。

二、「宅吉筆写帳面」の概要

本章では、「宅吉筆写帳面」のうち、構成と表紙・裏表紙及び本紙一丁表の概要について述べていく。

1 「宅吉筆写帳面」の全体的様子

綴られているのは全九九丁。内訳は、表紙、本紙九七丁、裏表紙。料紙は美濃判の半紙で、二つ折りの横帳。綴り方は、二つ穴での和綴じに加えて、その上に、それぞれ均等に独立した三カ所に穴が開けられ綴じられている。このうち、二つ穴の和綴じ箇所は二重になっており、一本目が表紙から本紙の八三丁までを綴り、二本目で表紙から裏表紙までの全体を綴っている。この時、一本目の八三丁前後で内容や表記に特段の変化は無い。綴じる箇所を複数にして補強する意味合いだろうか。なお、全く同じ綴り方ではないものの「覚帳」も二つ穴の和綴じと三カ所の穴で綴られており、筆写し製本する際に似た綴り方を採用したのかもしれない。

さて、本紙九七丁は大きく三つのパートで構成されている。

- ① 一丁表…いろは歌や十干十二支の記録。続いて慶応四年（明治元年）付の神葬祭に関する記録。
- ② 一丁裏〜六三丁裏途中まで…「覚帳」の筆写部分。
- ③ 六三丁裏途中〜九七丁裏まで…「覚帳」や「覚書」とは異なる内容の帳面を筆写したと見られる部分。冒頭に「又別乃長書付あり 又ぶゝゑ書をき（また、別の帳書き付けあり またここへ書きおき）」という宅

吉の添え書きと見られる文言の後、明治四年一二月付のお知らせがある。続いて文化一一年の出生から明治一六年旧六月九日（新七月一三日）までの記録（教典「覚帳」二七―七に相当する内容）がある。この筆写内容については、現在解読も含め検討中であり、詳細は他稿に期したい。また、名称については、今後、内容を検討した上で考えられるべきものであることから、本稿ではひとまず「別の帳」と呼ぶことにする。

それぞれの内容については、②「覚帳」筆写部分については次章以降で順次内容を窺っていくとして、次に、表紙・裏表紙及び①の記録を窺っていく。

2 表紙と裏表紙について

表紙及び裏表紙は、「宅吉筆写帳面」全体を通じた表紙及び裏表紙となっている。

i 表紙

「宅吉筆写帳面」表紙（二頁参照）は、中央に「金光大神書納ヲ金光詫吉書遷也（金光大神書き納めを金光宅吉書きうつすなり）」とあり、左右にそれぞれ「明治十七々十八己酉正月日ニ之遷（明治十七より十八己酉正月日にこれうつす）」、「神武天皇即位紀元二千五百四十五年」とある。「金光大神書納」とは、金光大神直筆の帳面のことであり、それを「金光詫吉」が書き写したことが示されている。「宅」でなく字画の多い「詫」が用いられたのは、より改まった意識が表記に表れたのであろうか。「写」や「移」でなく「遷」が用いられているのも同様だろう。右側には明治の年号で、筆写にかかった時期が記され、さらに左側には明治政府により制定された神武暦の年が記されている。

ii 裏表紙

「宅吉筆写帳面」裏表紙(二頁参照)には「明治十八年己酉旧正月マテ、此家敷始るゝ今年まで、四百六十年ニ相成申候」とある。「明治十八年己酉旧正月マテ」は、筆写し終わつた時点である。そこから「此家敷始るゝ今年まで、四百六十年ニ相成申候」とある通り、「金光」家となる以前の川手家の始祖とされる川手多郎左衛門に遡る歴史である。「覚帳」や「覚書」では、安政五年一二月二四日の条に、先祖についてのお知らせが記されている。ここには、「多郎左衛門屋敷つぶれ」からその時点で「四百三十一両二年」であることが記されており、それを続けるように引き受けて、宅吉が筆写時点である明治一八年を「四百六十年」と押さえたものである。²⁵⁾このことから宅吉がこの筆写を通じて、家の始まりとそこから続く現在という「家」の歴史を受け止めようとしたことが窺われる。このような記録内容から、これら表紙・裏表紙は「覚帳」及び「別の帳」の筆写が終わつてから共に調えられたと考えられよう。

3 「宅吉筆写帳面」中①(一丁表)の箇所について

さて、「宅吉筆写帳面」中、一丁表(次頁写真参照)には、次の記録がある。まず、いろは歌が「イロハ…」、「いろは…」のように片仮名と平仮名の両方で記され、末尾には「カタカナひらかなハ。まんによかふ(万葉仮名)」とある。続いて、十干十二支が振り仮名付で記されている。

その次の記事には、「辰九月六日」や「辰九月廿七日」の日付があることから、慶応四年(明治元年)の内容と見ら

【宅吉筆写帳面】一丁表

イロハニホヘトチリヌルヲチ
 いちはほほへとちりぬるをわ
 カヨタレントツネナラムウヂノ
 カヨタレントツネナラムウヂノ
 オクヤマケフコエテアサキ
 たくやまけふこえてあさき
 エメシエヒモセスン
 むめみしほひもせずん
 カタカナひらかなハ。まんによかふ
 明^{アキラ}乙^ニ丁^{テイ}戊^ゴ己^キ庚^{ケイ}辛^{シン}壬^{ニン}癸^{スイ}
 子^シ丑^{シュ}寅^{イン}卯^{ボウ}辰^{チン}巳^シ午^ブ未^{メイ}申^{シン}酉^ウ戌^{セウ}亥^{ケイ}
 京都五九楽く院くうや正人之
 乎次ぐん学之先生武内百太夫
 天師様御門番之人中川音治
 佛者山入院おれも神葬祭
 下ハ氏子今尾竹四郎辰九月廿七日ニ此方
 二人参り御礼き

【解説文】

イロハニホヘトチリヌルヲ
 いろはほほへとちりぬるをわ
 カヨタレントツネナラムウヂノ
 かよたれそつねならむうぢの
 オクヤマケフコエテアサキ
 おくやまけふこえてあさき
 エメシエヒモセスン
 むめみしほひもせずん
 カタカナひらかなハ。まんによかふ
 甲^{ケイ}乙^ニ丙^{テイ}丁^{テイ}戊^ゴ己^キ庚^{ケイ}辛^{シン}壬^{ニン}癸^{スイ}
 子^シ丑^{シュ}寅^{イン}卯^{ボウ}辰^{チン}巳^シ午^ブ未^{メイ}申^{シン}酉^ウ戌^{セウ}亥^{ケイ}
 京都五九楽く院くうや正人之
 乎次ぐん学之先生武内百太夫
 天師様御門番之人中川音治
 佛者山入院おれも神葬祭
 下ハ氏子今尾竹四郎辰九月廿七日ニ此方
 二人参り御礼き

れる。京都（紫雲山光勝寺）極楽院空也上人の手次で軍学の師である武内百太夫（申生男）なる人物及び、天子様御門番である中川音治（亥年男）なる人物と安倉（川崎元右衛門）、橋本（右近）の両名がなんらかの関わりを持ったようである。その際に、「御寺泉涌寺これも神葬祭に相成り」とあることから、当時の神葬祭運動の広がりや川崎、橋本の両名を通じて聞き及んだということだろうか。また、川崎、橋本の両名は、「京都表」にて信心を取り次ぎ、下葉氏子として今尾竹四郎なる人物が、京都から金光大神が奉仕する岡山の太谷の広前に参拝したことが記されている。

この頁の記録内容は「覚帳」や「覚書」には見られず、また「別の帳」の筆写部分でも見当たらない。内容としても、神からのお知らせではないことから「覚帳」に関連するものとは考えにくい。

この頁は本紙の冒頭にあることから、最初に筆写されたと見られよう。ただし、「覚書」宅吉筆写本に表紙が無く文章が始まること、さらに表紙・裏表紙が筆写し終わった後に調えられたと見られることから、次の可能性も残されていると考える。それは、宅吉は筆写に際して、表面を白紙のまま内側にあたる面から「覚帳」を筆写し、続いて「別の帳」を筆写し終わった後、表紙・裏表紙を調えるに際して、もともと白紙であったこの頁に、「覚帳」にも「別の帳」にも見られないこの記録を書き写したということである。すなわち、最初に筆写した記録ではなく、最後に筆写した記録とも考えうるのである。このように考えると、前半のいろは歌や十干十二支は、筆写し終えた上での用字や表記に関する凡例のようであり、後半の神葬祭に関する記録は、「宅吉筆写帳面」作成当時に起こっていた神葬祭運動との関連性を予感させるものでもある。いずれにしても宅吉は、「覚帳」及び「別の帳」を筆写する際に、同じように保存されていた紙片のようなものを書き写したのだろう。²⁷⁾

三、「覚帳」は如何に書き写されたか — 「筆写覚帳」の全体的傾向 —

15 本章からは、「宅吉筆写帳面」中「筆写覚帳」部分について、「覚帳」と対照することを通じてその特徴を検討していく。両帳を対照するにあたって、各丁の表裏毎の記録に付された年に注目して一覧にしたものが「覚帳」・「宅吉筆写帳面」対照表である（次頁）。点線の右側が「表」、左側が「裏」を表しており、「覚帳」の【特徴】欄に貼

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	取外	37	36	35
						貼紙⑬⑭						貼紙⑮		貼紙⑯⑰		貼紙⑱				貼紙⑲	
付分帳	付分帳	付分帳	付分帳	付分帳	明治13	明治13	明治13	明治13	明治13	明治12	明治12	明治12	明治12	明治11	明治11	明治11	明治10	明治10	明治10	明治10	明治10
																11					10
57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
	貼紙⑲	貼紙⑲								貼紙⑳	貼紙㉑					貼紙㉒	貼紙㉓	貼紙㉔		貼紙㉕	貼紙㉖
明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	付分帳	付分帳	付分帳	付分帳	付分帳	明治13	明治13	明治13	明治13	明治12	明治12	明治12	明治11	明治11	明治11	明治10	明治10
15										14				13			12			11	

挟込紙ハ	挟込紙イ	73 裏表紙	72 裏表紙	71 70	70 69	69 68	68 67	67 66	66 65	65 64	64 63	63 62	62 61	61 60	60 59	59 58	58 57	57 56								
	白紙		白紙				貼紙⑲						貼紙⑳													付分帳
明治6 (神前撤去)	明治13	明治16 (宅吉奥書)	明治6 (神前撤去)	明治18 (宅吉奥書)	明治16	明治16	明治15	明治15	明治15	明治15	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	明治14	
99	裏表紙	白紙		98	97	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	
				別帳																						
		宅吉奥書		文化11年から明治16年までの内容																						

紙や挟込紙の該当箇所を示し、「宅吉筆写帳面」の【特徴】欄には、「覚帳」貼紙や挟込紙を筆写した箇所を示している。^{②③}この表をもとに、表記形態上の特徴を述べていく。

1 「覚帳」と「筆写覚帳」の分量の違いについて

「覚帳」は表紙、本紙、裏表紙、後に外されたと見られる一丁（取外）を含め全体で七三丁あり、加えて挟込紙二枚がある。また、本紙中には、貼紙が一九カ所ある。^{②④}「宅吉筆写帳面」中、「覚帳」に相当するのが一丁裏一六三丁裏途中までのおよそ六二丁程であるので、「覚帳」に対しおよそ一〇丁分程度分量の違いがあることになる。これについては、「筆写覚帳」は「覚帳」全体を書き写していないのでは、という疑問が浮かぶだろう。しかしながら、筆者が全体を見渡したところ、「筆写覚帳」は「覚帳」全体をカバーして書き写されていたことが判明した。

まず、「覚帳」にあつて「筆写覚帳」に無い箇所には、「覚帳」表紙と、裏表紙内側のいわゆる「神前撤去」に関する記録があげられる。なぜ表紙が書き写されていないのか明確には分からない。ただし、「宅吉筆写帳面」中「別の帳」筆写部分にも表紙に相当する箇所がないことや、同様に筆写資料である「覚書」宅吉筆写本にも表紙に相当する箇所が無いことから、宅吉が筆写する場合に表紙はもとも書き写さず、その内容のみとしていた可能性が考えられる。もちろん、「別の帳」や「覚書」には表紙が無かったとも考えられるが、これまで確認されている金光大神直筆資料のうち「広前歳書帳」（いわゆる教祖御祈念帳）を除くと、他の帳面類には表紙があることから、^⑤その可能性はやや低いように思われる。また、分量の違いに関わつて、裏表紙内側の「神前撤去」に関する記録には、消去の意味と見られる横線が引かれていることから、宅吉は「覚帳」本文とは受け止めなかつたのだろう。他にも「覚帳」

本紙中にある消去線が引かれた箇所である「覚帳」二四丁表（教典一八一二）と、同二七丁表の「覚書」執筆を指示するお知らせ（教典一八一九）の後の記録は筆写されていない。消去線が引かれた箇所を、宅吉は筆写不要箇所と認めていたということになる。

また、貼紙によって詳述化や訂正される前の本紙箇所も書き写されていない場合がある（貼紙③、④、⑥、⑨）。これらは分量としては合わせて一頁の半分ほどの分量である。他にも数は少ないものの、おそらく宅吉が書き写す際に、読み飛ばし（書き飛ばし）たと見られる箇所がある。「覚帳」一四丁裏（教典一六一五）中の「指図いたし。今までとはちがい神が」、「覚帳」二五丁裏（教典一八一二）中の「三年先、浅尾立つようになれば周到にさし」、「覚帳」三三丁表（教典二〇一五）中の「言うこと聞かん子はいたしかたなし」、「覚帳」六〇丁表（教典二五一一五）中の「お知らせ」及び「先樂しみの」^⑪の四カ所は、書き写されていない。いずれも、文章の上での不都合などがあって意図的に筆写しなかったという可能性を考えにくいことや、これら以外の記録は書き写されていることから、ややうっかりして筆写しそくなった箇所であろう。

さらに「筆写覚帳」の分量が少ない要因として、「覚帳」は表紙の裏や金光大神の記録に続く宅吉の奥書箇所はもともと白紙であったことや裏表紙の外側など、白紙箇所やそれに近い箇所が計三丁程度あること。また、「覚帳」は文字の大小や頁毎の粗密の違いが指摘されているように、比較的大きな文字で紙面全体を広く使った記録が散見する。対して「筆写覚帳」は、ほぼ均等な文字の大きさをで行間をやや詰めて書かれているため、全体として「覚帳」の記録を詰めて書き写したものとなっている。以上が「覚帳」に比べて「筆写覚帳」の分量が少ない理由である。

一方で、筆写のし損じにより結果的に分量が増えている箇所もある。「筆写覚帳」八丁裏（覚帳）九丁表、教典一二

一九、二八頁写真参照)、及び「筆写覚帳」二二丁表(覚帳)二二丁表、教典一七・二二・二三)の二カ所は書き損じたため消去の線が引かれ、書き直し直されている。

これらの要因が合わさったことにより、「筆写覚帳」は「覚帳」より一〇丁分ほど分量が少なくなっている。

2 「筆写覚帳」の書き始め

それでは、「覚帳」と対照しながら「筆写覚帳」を見ていこう。

次頁に示したのが、上から「覚帳」一丁表、⁽³⁹⁾それに相当する「筆写覚帳」一丁裏の写真、そしてその解読文である。一見するとほぼそのまま筆写されているように見えるのだが、一字一句を対照していくと、やや筆写の際に宅吉なりの読み方、書き方をしている点が浮かんてくる。

解読文中、波線を付した箇所は「筆写覚帳」にて文字が変換されている。また、点線で囲った箇所は、「筆写覚帳」にて新たに挿入されている。なお、振り仮名や補足と見られる語は一行とは見なしていない。

i 字句の変換

「筆写覚帳」にて文字が変換されている箇所を抜粋したのが次の一覧である。

【「覚帳」一丁表】

安政四丁巳十月十三日
 龜山村おとく 御座候事
 金神様 清しり宮つり
 ちてさちかひとまこと
 ちて人かばを早用二早用下
 私共と来るい思ふもの
 私共いとお事なりやうけ
 大谷あまは年文治か
 本をさすめでやるたれか
 願てもさかんとちて
 有りん用をてをよれ
 有思てぬさぞおさ
 用ニ早用早用と
 せんいりんかまより
 せんい仕いとち私
 あいさつに 中平用
 金神かたむは
 せん三付を奉る

【「筆写覚帳」一丁裏】

安政四丁巳十月十三日
 龜山村おとく 御座候事
 金神様の清しり宮つり
 ちてさちかひとまこと
 ちて人かばを早用早用下
 早てくだされりん私
 有り右い中のもの私
 かね大谷あまを早用
 早用とまかんとちて
 ちらん用をて下され
 ちんちんともさお
 用早用早用と
 い思ふせんいりん
 ありてせんい仕いと
 私金神大神様の事
 口人すあいの御座候事
 日た金神かたむは

●「覚帳」(行数) ↓ 「筆写覚帳」(行数)

- ・「は用二」(5) ↓ 「早用一」(5)
- ・「被下」(5) ↓ 「くだされ」(6)
- ・「惣」(6) ↓ 「早速」(6)
- ・「忠之」(6) ↓ 「中乃」(7)
- ・「まいるおまちうけ」(7) ↓ 「おましかね」(7 8)
- ・「三」(8) ↓ 「一」(8)
- ・「くだ」(11) ↓ 「被下」(11)
- ・「忠」(12) ↓ 「ちう」(12)
- ・「三」(13) ↓ 「一」(13)
- ・「案内」(13) ↓ 「あんふい」(13 14)
- ・「こ」(15) ↓ 「あ」(15)
- ・「三」(15) ↓ 「一」(18)
- ・「いさし」(16) ↓ 「致」(18)
- ・「さ」(16) ↓ 「た」(19)

「は用二」を「早用一」としたのは、言葉の意味をくみ取った上で相当する文字に変換したのだろう。このうち「二」を「一」と異なる仮名に変換しているのは、この頁では他に三カ所ある。仮名を変えることで意味になんらかの変

【「覚帳」一丁表】 解説文

1	安政四丁巳十月十三日
2	龜山村おと、繁石衛門
3	金神様御之りうつり
4	と申てきちがいの五とくと
5	申て人が参りは用 <small>（きて被下）</small>
6	私惣 <small>（い）</small> 参るい忠 <small>（い）</small> 之もの
7	私 <small>（い）</small> まいるおまちうけ
8	大谷あ <small>（い）</small> 「残年」文治がくれ
9	ぞをさまでやるたれが なん
10	勇てもきかんと申てどう
11	ならん用きて <small>（く）</small> 「だされ」
12	なん忠 <small>（い）</small> てもどうぞおさまる
13	用 <small>（い）</small> 願ますと申安内
14	まゐるいりんか通よりて
15	まゐい仕候ところ私同人 <small>（い）</small>
16	あいさつ <small>（い）</small> 「し」戌年用き <small>（い）</small>
17	金神がた之む此方未年
18	なんぎ <small>（い）</small> 「付屋敷宅」あへ

【「筆写覚帳」一丁裏】 解説文

1	安政四丁巳十月十三日始 <small>（マ）</small> リ
2	龜山村おと、繁石衛門 <small>（事）</small>
3	金の神様の御之りうつり
4	と申てきちがいの五とくと
5	申て人が此方参り早用 <small>（い）</small>
6	きて <small>（く）</small> 「だされ」申候私早速 <small>（事）</small>
7	参りるい中乃もの私おまち
8	かね大谷あ <small>（い）</small> 「文治」がくれ
9	をさまで。やる。たれがなん
10	勇てもきかんと申てどう
11	ふらん用きて被下された
12	ふんちうてもどうぞおさまる
13	用 <small>（い）</small> 願ますと申あんふ
14	い致 <small>（い）</small> 。まゐるいりんが通 <small>（い）</small>
15	よりて。まゐい仕候とよる
16	私下 <small>（い）</small> 「金光大神様」乃事て御座
17	り升 <small>（い）</small> 「金光宅吉が之うツシ」
18	同人あ <small>（い）</small> 「あいさつ致戌年用
19	きた金神が。た之む此方

化が及ぼされることはないだろう。筆記者の書き癖あるいは好みとでも言えようか。

また、「覚帳」では「い（た）し」が「筆写覚帳」では漢字の「致」に変換されている場合は、他の頁でも見られる一方で、「被下」とある箇所が平仮名の「くだされ」となっていたり、逆の場合もあるように、必ずしも平仮名を漢字に変換する傾向が高い訳でもない。個別にはなんらかの規則性が若干窺えそうである、明確なものはない。

この頁でやや言葉そのものを変えているのが、「（私）まいるをまちうけ」（「覚帳」）を「（私）おまちなか」（「筆写覚帳」）としている箇所である。「待

ち受ける」と「待ちかねる」では、後者の方が、金光大神の到着を今か今かと待つものの心情をより強く表しているように思われる。宅吉は当時実年齢で二歳と一〇ヶ月程であり、その時の様子を観察し記憶していたとは考えにくい。後に、金光大神あるいは母とせ、あたりから当時の様子を聞く機会があり、その様子を想像した内容が筆写の際に少しく影響したのだろうか。

ii 宅吉が補った語

【字句を補ったもの】

既述の通り解説文中、点線で囲った箇所は「覚帳」には無い箇所であり、宅吉が補った文字である。

- ・「始マリ」(1)
 - ・「浅口郡ノ」(1と2の間)
 - ・「事」(2)
 - ・「の」(3)
 - ・「此方々」(5)
-
- ・「と申候」(6)
 - ・「り」(7)
 - ・「致志」(14)
 - ・「モ」(14)

例えば、二行目「始マリ」は「覚帳」の記録がこの日付から始まることを表していると見られ、二行目の「浅口郡ノ」は続く「亀山村」の所在地を補足説明している。また、三行目の繁右衛門に続く「事」は、事象を項目として立てるものである。「金神」の間に「の」を挿入しているのは、天地書附や神名書付の影響、あるいはこの箇所に限ったことか「金神」を「コンジン」ではなく「カネノカミ」と読んだことを推察させよう。「此方々」は明記されていない場所の明確化、「と申候」と「致志」は述語を加えることで文章として整序する意思が働いているようである。「参」に送り仮名の「り」を添えたものも同様であろう。「迄」に「モ」を加えると特殊性が際立つ。このことは先

述べたような他者からの情報を加えたか、自らの想像により捉えられた情景の表出を窺わせる。

「筆写覚帳」の他の箇所でも多くの場合、宅吉の方は、「参」に送り仮名である「り」を付けたたり、単語の横に振り仮名を付すなど、もとの帳面を音読し読み下した文章で筆写したようになっていた。

他には、「覚帳」に振り仮名の記載がある場合は、本文を採用している箇所と振り仮名を採用している箇所があり、そのためどちらか一方のみを筆写したため片方の記載が無いということになる。ただし、両方記載が有る場合も見られ、その都度の判断であつたようである。

ここでは、「筆写覚帳」の他の丁において補われた箇所のうち、いくらか特徴的な事例を紹介しておく。

- ① 四丁表（教典三―八―四）「厄守り帰らせ」に続いて、「ねそふらん（ねばならん）」
- ② 五丁表（教典五―二―二）「亀屋」に続いて、「駒次郎」
- ③ 六丁裏（教典八―二―二）「代人棟梁」の前に「願参り」
- ④ 七丁表（教典一―一―六）「敷居をつぶし」に続いて、「お知らせ」
- ⑤ 七丁裏（教典一―一―七―七）「これより神に用い」に続いて、「てやる」
- ⑥ 一〇丁表（教典二―四―二）「佐方筆藏（筆写覚帳）では「筆吉」と読める」に続いて、「以上三人」
- ⑦ 三四丁表（教典二―一―三）「お知らせどおり」に続いて、「二おさまりありかたし」
- ⑧ 五四丁裏（教典二―五―二〇―三）「大奉仕」の前に、「ふんと」
- ⑨ 五八丁裏（教典二―六―七―二）「旧三月」の前に、「明治十五年事」
- ⑩ 六一丁表（教典二―七―二）「未正月」の前に、「明治十六年癸」

①は「帰らせ」に強調する語を付け加え、②は補助的に人名を記している。③は行動や状況を窺わせる「願参り」を、④はその前の記録が「お知らせ」であることを付け加えている。⑤は授受補助動詞「てやる」を補い、関係や意思を強調することになっている。⑥は合計の人数を付け加えている。⑦は、もともと「お知らせどおり」であったものに、「二おさまりありかたし」を付け加え、神の知らせ通りに物事が取り運ばれたことに対する感謝の意が示されている。文字には表されていないが金光大神の思いを、宅吉がくみ取ったということになるだろうか。⑧は感嘆を表す「ふんと」が付け加えられ、驚きの意味を強調している。⑨と⑩はいずれもその年の表記を補っている。このうち、①、⑤、⑧については、「覚帳」と比べて文意を強めるものとなっており、⑦は感情をくみ取っているなど、宅吉が感情的な面も追体験しながら筆写していた様子を想像させる。

【注釈と解せるもの】

宅吉が補った文字は、文章の順序にとどまらず、別語に言い換えた注釈のような箇所も見られる。この頁では、5行目と6行目の間の「ワタクシトハ金光大神事」や16～17行目の「(私)トハ金光大神様乃事て御座り升」金光宅吉が之^{コレ}ウツシ」がこれにあたり、いずれも文中の「私」が誰を指すのかを説明している。後者に前後の文を区切る線を示した上で「金光宅吉が之^{コレ}ウツシ」とあるように、文中の「私」が「覚帳」筆記者の金光大神を指し、書き写している宅吉を指さないことを表示している。このことは、宅吉以外の者が「筆写覚帳」を読むことを想定し、注意を促しているかのようである。このような注釈的な箇所は「覚書」宅吉筆写本の五頁(写真版『金光大神覚』本部教庁、一九六九年)の左端に「コノウチノワタクシトハ金光大神事」とあるものと共通する。

「筆写覚帳」中の注釈は他に、次のものがある。

- ・七丁表（教典二一一）「石之丞」について「今ハ萩雄事（今は萩雄こと）」
- ・七丁表（教典二一一三）「浅吉」について「今ハ金吉改（今は金吉改め）」
- ・一九丁表「戸長」（挟込紙、なお、教典には掲載無し）について「此セツ戸長ハ川手堰申 イセキと（この節、戸長は川手堰申し イセキと）」
- ・二七丁表「南ノ浦酒屋」（教典一八一二五）について「ハ小林巳吉ト申人内（は、小林巳吉と申す人うち）」
- ・二八丁裏「松山、酒屋丸屋」（教典一九一三三）について「事榮原宗助出勤酒造勤参（こと、榮原宗助出、勤め、酒造り勤め参り）」

・三九丁裏「寅男」（教典二二一二三）に続いて「櫻丸名付」

・五七丁裏「午正月はじめ」（教典二六一二）について「年明治十五年」

これらは、人物や事象をやや詳しく説明するものである。

また、六一丁裏の「素盞鳴神社」奉斎神名（教典未記載）の後には、「今般明治十七年申年ニ開号願カナイ 金乃神 社ト申スヨウニ相成」とあり、筆写している明治一七年時点の事象が補足的に書き加えられた箇所もある。

iii 宅吉が省略した箇所

ここまで見てきたように、宅吉が字句を補った箇所がある一方で、「覚帳」にある字句を書き写していない箇所もある。「覚帳」の「ひのと」は1行目「丁」の読みを表す振り仮名を窺わせる箇所である。宅吉にとってそもそも

振り仮名は不要であったのか、あるいは、「宅吉筆写帳面」の一丁表に十干十二支の漢字と振り仮名を記しているためここでは不要と判断したのか。いずれにせよ文意に影響を与えない。

8行目では、「戊年」が書き写されていない。続く「文治」に「戊年」の内容が読み込まれたとも、単純に筆写の際に省略したとも考えられる。

以上、宅吉は筆写の際に、文字を変換する場合や、補う場合、字句を省略する場合が見られた。このように「覚帳」記録に幾分手が加えられながら筆写されていく。ただし、「覚帳」の文章が大きく改変されているのではない。それは、「覚帳」を書き表している際の金光大神が受け止めた事象やその心象と、宅吉が筆写し始めた際の事象の受け止めとその心象の有り様の違いを窺わせるだろう。

このような筆写傾向は「筆写覚帳」八丁表あたりまで続くものの、八丁裏からは頁全体で数個の文字の変換が見られる程度で、ほぼ「覚帳」通りの字句でもって書き写されるようになっていく。次に見ていこう。

3 筆写姿勢の変化

次に、「筆写覚帳」八丁裏とそのままとなる「覚帳」九丁表を写真と解説文で示した。なお、「筆写覚帳」中、後ろから7行目「慶応四戊辰…」以降は「覚帳」九丁裏の内容となるが、紙面の都合上、ここでの写真の掲載を省く。

【覚帳】九丁表

辰閏四月十五日
 日天四あがり 日と秋乃
 月天四あがり 日と秋乃
 長かみの奉
 南北をまがり
 三年冬 納言 納言 納言
 慶應六年 午歳ニハ
 大小おハ至
 五月二日
 日天四入時 占作付ハ
 天地三神あれ治
 かりとどり
 清上ニかりとどり
 日七廿日九日 心付 心付
 十五月廿日 十五月廿日
 あんまん 月おまかせ

【筆写覚帳】八丁裏

辰閏四月廿五日
 日天四あがり 日と秋乃長道
 月天四あがり 日と秋乃長道
 長かみの奉
 南北をまがり
 三年冬 納言 納言 納言
 慶應六年 午歳ニハ 大小
 大小おハ至
 五月二日
 日天四入時 占作付ハ
 天地三神あれ治 かりとどり
 清上ニかりとどり
 日七廿日九日 心付 心付
 十五月廿日 十五月廿日
 あんまん 月おまかせ

i 字句の変換

●「覚帳」(行数) ↓ 「筆写覚帳」(行数)

「覚帳」九丁表にあたる箇所

・(21) (1) ↓ 「廿」 (1)

・(12) (12) ↓ 「を」 (11)

・(13) (13) ↓ 「ハ」 (13)

・(22) (22) ↓ 「を」 (20)

「覚帳」九丁裏にあたる箇所

・(20) (3) ↓ 「廿」 (22)

・(4) (4) ↓ 「た志」 (23)

・(身) (9) ↓ 「見」 (25)

ii 宅吉が補った語

・「乃事」 (10)

iii 宅吉が省略した箇所

・「覚帳」中程の、「大小」の左隣にある

「ヲ」と「をそり」(12 13)

以上、一頁あたりの字句の変換数が
 数個程度になることや、補った文字が
 「乃事」にとどまること、省略箇所も振
 り仮名箇所のみであり、宅吉によつて
 手が加えられた箇所が減少している様
 子が窺えよう。

【「覚帳」九丁表】 解読文

1	辰閏四月二十四日御四らせ
2	日天四まハリ
3	日と夜乃
4	月天四まハリ
5	ながみち
6	長道か乃事
7	南北をまハリ
8	「年こふ」
9	同三年先ノ事「ぶり二かハリ」
10	四年九月切同すへニきけたまはり
11	慶應六年歳ニハ
12	「字」大小おハリ
13	慶應四辰二 九月末明治元ニかはり
14	明治三庚午ニ也
15	同五月二日
16	日天四御入時被仰付候
17	天地三神あ九治
18	かりとり
19	御上ニかりとり
20	同十四日九、ツ時御四らせ
21	さき乃事十一月十三日ニハ
22	あんまん身おまかせ

【「筆写覚帳」八丁裏】 解読文

1	辰閏四月廿四日御四らせ
2	日天四まハリ
3	日と夜乃長道
4	ナカミテ
5	か乃事
6	南北をまハリ
7	「南王年先ノ事四年」
8	「九月切南すへニきけたまはり」
9	同三年先ノ事四年ぶりニかわり
10	年こふ乃事九月切同すへニきけたまはり
11	慶應六年歳ニハ大小をハリ
12	慶應四辰二九月末明治元ニかハリ
13	「明治三庚午ニ也」
14	同五月二日
15	日天四御入時被仰付候
16	天地三神あ九治かりとり
17	御上ニかりとり
18	同十四日九、ツ時御四らせさき乃事
19	十一月十三日ニハあんまん身をまかせ
20	慶應四戊辰七月十日佐かいかけ乃
21	事乃朔日十一日廿一日月二三度
22	いたま候被仰付候
23	一辰歳か丑歳迄十ヶ年さき
24	和賀身乃すがたを見与末
25	乃為
26	同七月二十七日被仰付候

iv 宅吉が書き損じた箇所
 ところで、この頁の特徴的な箇所は、解読文中、点線で囲った6から8行目の箇所である。
 「覚帳」のこの箇所は、幾度にも亘って書き加えられており、読み下しにくくなっている。宅吉は、当初「覚帳」の表記に近い形で書き写そうとしたものの文意を取りにくい表記になってしまったため、その箇所を縦線を引いて消した上でその横に改めて文章を整えて書き写すことになっている。
 ちなみにこの箇所は、『教典』（二二―九）では次のように表記されている。

辰閏四月二十四日お知らせ。日天四回り月天四回り、日と夜の長短のこと、南北を回り。慶応六年には大小終わり。同じく三年先のこと。

四年ぶりに年号変わり、九月きり。同じく末に承り。慶応四辰に、九月末、明治元になり、明治三庚午になり。

「覚帳」の後筆箇所と元の大きな字とに落差を付けるべく二段下げて表記されている。『教典』編集の工夫を窺えるところにも、「覚帳」をいかに読むかという課題に直面するのは、時代を経ても変わらないことが実感される箇所でもある。

ところで、宅吉による筆写は、これ以降、各頁とも字句の変換等があるものの、数カ所程度の変換にとどまることになる。それは手を加えながら受け止め筆写していく当初の傾向に対して、「覚帳」の表記をそのままに引き受けていく傾向が強くなることを示している。

四、後筆箇所の筆写 — 「筆写覚帳」の特徴① —

先述したように「覚帳」は、全体に亘って加除訂正の跡があり、箇所によっては本紙への直接記入にとどまらず、貼紙でもって加除訂正を表すものもある。このような箇所を宅吉はどのように読み取り、書き写したのだろうか。

【覚帳】三丁裏

一穂物田祖字へ付あし
 神様申さうし半澤とあり
 さかであらみ風そらと重
 やりに予正公たゆしとゆ
 るあつ誦讀ひんたつとあり
 いひすめし日ゆらまゆりし
 日日ゆりたし佳さうとあり
 あり已しとありまひたれ
 すか全珠二いとあり
 むらぶ物一とありまひたれ
 をそ水あそそ秋上るあり

五月小瀬根念れま五月気
 すておまのふりいじ女日お
 中法空三つありまひたれ
 ついそ老ゆ金神札とあり
 ありまひたれおまゆみて
 あけほみままありまひたれ
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて

【筆写覚帳】四丁表

中田切て田その田あり
 穂物田祖字へ付あし
 神様申さうし半澤とあり
 さかであらみ風そらと重
 やりに予正公たゆしとゆ
 るあつ誦讀ひんたつとあり
 いひすめし日ゆらまゆりし
 日日ゆりたし佳さうとあり
 あり已しとありまひたれ
 すか全珠二いとあり
 むらぶ物一とありまひたれ
 をそ水あそそ秋上るあり

五月小瀬根念れま五月気
 すておまのふりいじ女日お
 中法空三つありまひたれ
 ついそ老ゆ金神札とあり
 ありまひたれおまゆみて
 あけほみままありまひたれ
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて
 ありまひたれおまゆみて

「覚帳」全体を見て行間への後筆が特に多い箇所は三丁裏であり、「筆写覚帳」では四丁表にあたる（写真参照）。この頁は前半が農業について、後半が次女くらの大病についての記録であり、いずれも行間への後筆が多い。本章ではそれぞれの筆写の様子を窺っていく。なお、波線が付した箇所が「覚帳」から「筆写覚帳」で文字が変換された箇所である。また、点線で囲った箇所のうち、「覚帳」の方は「筆写覚帳」へ書き写されなかった箇所、「筆写覚帳」の方は「覚帳」記録に補って加えられた箇所である。また、ここでは、行間の後筆も一行として表示した。

1 農業についての記録の筆写

【覚帳】三丁裏 右半分 解説文

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	をせず水あてず	をせず水あてず	むしもハかす	此方の天きなりでのけいし	す	あめ四げし	あめ四げし	日日かりた之伴	いはいやすみ	五月五日	事あり五月		かりにく	さきであめ	當年ハ	事麦中	物田畑	物田畑	物田畑
	秋濃上	秋濃上	一わさまでて	此方の天きなりでのけいし	す	こなし麦	こなし麦	とりにこみ	六日から	五月五日	五月五日		とゆ	と変る	ハおおい	うち事津	へ四付	へ四付	へ四付
	よりなし	よりなし	よ	此方の天きなりでのけいし	す	ひお	ひお	こみい	麦かり	あん	あん					かき	ふ	ふ	ふ

【筆写覚帳】四丁表 右半分 解説文

なお、この頁の1行目である「中田ニハ…」の行は、ここでは省略している。

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
ふし	これでも秋	一綱	すく		げ志	乃志	洞月	五月		正		と	天	天	麦	物田畑	物田畑	物田畑
ふし	これでも秋	一綱	すく		ひ	と	六日	五月		志		勇	さ	さ	ふ	うち	へ	へ
	上	ま	致		い	と	日	あ		勇		事	風	年	年	事	事	事
	より	き	も		れ	日	々	ん		事		事	事	事	事	事	事	事

「覚帳」を見ると、もともと大きい文字で作物を植えたことや収穫のこと、収穫した麦に日を入れなくても虫が湧かなかつたことが記録されていた。その後行間には、金光大神の家の前に住む鈴木家の久蔵と麦の状態について会話したこと、他の人は雨の中農作業をしたが、自分は、神の知らせにより晴れている間に出来たこと、金光大神が麦に日を入れていないことを鈴木家のものがまねをした結果、虫が湧いてしまったので言いながらをつけてきた出来事が挿入されている。これら後筆は、もともと文章に加えて、その後天候や収穫、出来事についての記録が書

き足されているため、必ずしも文章として通り良く挿入されているものとは言いがたい。「筆写覚帳」で書き写されていないのは、文章にした場合に収まりがつきにくいために、書き写されなかつたとひとまず考えられる。その場合、例えば、久蔵についての後筆箇所は、宅吉は「覚帳」を読んだ上で書き表す必要の無い箇所として意図的に筆記しなかつたとも、他の箇所とは違って文章に組み入れることが困難だつたとも考えられる。

なお、この「覚帳」三丁裏右半分・「筆写覚帳」四丁表右半分中の字句の変換、及び「筆写覚帳」にて補つた箇所、省略した箇所は次の通りである。

i 字句の変換

- 「覚帳」(行数) ↓ 「筆写覚帳」(行数)
- ・「之」(1) ↓ 「の」(2)
- ・「之」(2) ↓ 「の」(4)
- ・「中」(3) ↓ 「ふか」(4)
- ・「津」(3) ↓ 「つ」(4)
- ・「ハ」(4) ↓ 「と」(6)
- ・「あるぞ」(456) ↓ 「あり」(7)
- ・「あめ」(5) ↓ 「雨」(6)
- ・「にくし」(7) ↓ 「よく志」(7)
- ・「だおし」(7) ↓ 「たを志」(9)
- ・「ゆ」(7) ↓ 「勇」(9)
- ・「まんニ」(9) ↓ 「心よ」(11)
- ・「から」(11) ↓ 「が」(12)
- ・「し」(11) ↓ 「志」(12)
- ・「日」(12) ↓ 「々」(12)
- ・「之」(12) ↓ 「乃」(13)

ii 宅吉が補つた語

- 「筆写覚帳」(行数)
- ・「コト」(1)
- ・「コト」(3)
- ・「ハ」(5)
- ・「アメ」(5)
- ・「ショ」(8)
- ・「シン」(10)
- ・「五日」(11)
- ・「い」(11)
- ・「同月」(12)
- ・「を。ハ」(13)
- ・「ムシ」(15)
- ・「も」(17)
- ・「それでも」(18)
- ・「の」(18)
- ・「ぶきわ」(18)

iii 宅吉が省略した箇所

- 「覚帳」(行数)
- ・「内あそる」(8)
- ・「正ぶ」(9)
- ・「三月」(10)
- ・「四月廿八日まへノ久蔵麦うごと申」(10)
- ・「天あまけ十二」(14)
- ・「人ハあまけニのじ」(14)
- ・「ニ」(15)
- ・「いとし」(15)
- ・「此方ニハ天きなりてのいとし被仰付候」(16)
- ・「久蔵麦ハむしあハき 今藏家さいこみい、五といとし」(18)

・「二」(12)	↓	「よ」(13)
・「と」(12)	↓	「た」(13)
・「四げし」(13)	↓	「まげ志」(13 14)
・「お」(13)	↓	「を」(14)
・「いし」(15)	↓	「致」(16)
・「むし」(17)	↓	「虫」(16)
・「ハ」(17)	↓	「わ」(16)
・「わさ」(17)	↓	「綿」(17)
・「ふ」(17)	↓	「こ」(17)
・「渡」(19)	↓	「綿」(18)

2 くらの大病についての記録の筆写

農業についての記録では行間後筆が書き写されなかった。それに対して、こちらのくらの大患についての記録はどうであったのだろうか。

解説文中、小さな文字が後筆と見られる箇所である。書き写されていない箇所で主なものは、「覚帳」17行目の「茶お之みのへいき(茶を飲み、野へ行き)」くらいである。「筆写覚帳」では16行目と18行目の間に相当する箇所であり、ここでは「ほうそう」(16行目)の前に「神様ハ」と記し、「覚帳」後筆箇所がお知らせであることを明示している。同様に後筆の「茶お之みのへいき」もお知らせの一部とも解しうるのだが、筆写されていない理由は判然としない。

一方、13行目の「私茶付さべてやすミ七ツ願けん そらいまんきやう上かじ」は、そのままの順序通りに筆写されている。他の箇所も、おおむね順序通りに、文章の一部として、前後同等の筆致で筆写されていることが窺える。

【「覚帳」三丁裏】 左半分 解読文

1	五月下順 娘倉 <small>五</small> 六日 <small>六</small> 大病氣 <small>致</small>
2	すておきのふ行 <small>い</small> 廿七日 <small>おき</small> か
3	<small>ミ</small>
4	中治 <small>き</small> か <small>り</small> く <small>ら</small> 久 <small>ま</small> い <small>庄</small>
5	<small>妻</small> 四 <small>ん</small> と <small>申</small> 候 <small>さま</small>
6	つくいき <small>て</small> か <small>し</small> 金神願上 <small>ま</small> ん <small>で</small> い
7	<small>も</small> て <small>い</small> き
8	なし御酒 <small>を</small> お <small>く</small> い <small>口</small> お <small>び</small> て
9	あけ御 <small>み</small> き <small>き</small> す <small>つ</small> し <small>こ</small> み <small>の</small> と <small>こ</small> し
10	<small>い</small> ふ
11	さらお <small>さ</small> まり <small>ま</small> ん <small>で</small> い <small>す</small> な <small>伴</small>
12	くれ六ツ <small>追</small> 二 <small>けん</small> お <small>や</small> ると <small>御</small> 四 <small>ら</small> せ
13	私茶付 <small>た</small> べ <small>て</small> やす <small>み</small> 七 <small>ツ</small> 時 <small>願</small> けん <small>を</small>
14	げん <small>ど</small> う <small>り</small> 本庄 <small>二</small> 相成 <small>あ</small> り <small>が</small> し
15	あけ廿八日 <small>ほう</small> そう <small>り</small> て <small>妻</small> 申 <small>候</small>
16	<small>ほう</small> そう <small>て</small> ハ <small>なし</small>
17	<small>茶</small> お <small>の</small> め <small>の</small> へ <small>い</small> き <small>を</small>
18	伴 <small>之</small> 御 <small>札</small> ニ <small>御</small> 四 <small>ら</small> せ <small>明</small> 日 <small>日</small> が <small>ら</small>
19	よし廿九日 <small>切</small> 四 <small>め</small> お <small>ろ</small> し <small>い</small> し
20	<small>小</small> て

【「筆写覚帳」四丁表】 左半分 解読文

1	五月下順娘倉 <small>五</small> 日 <small>六</small> 日 <small>六</small> 大病氣 <small>致</small> す
2	て <small>を</small> き <small>農</small> 行 <small>致</small> 廿七日 <small>乃</small> 々 <small>々</small> 茶 <small>す</small>
3	<small>茶</small> す <small>申</small> 候 <small>さま</small>
4	け <small>二</small> も <small>ど</small> り <small>み</small> 。 <small>お</small> 倉 <small>九</small> 志 <small>い</small> 正 <small>申</small>
5	つくいき <small>で</small> か <small>り</small> 私妻四 <small>ん</small> た <small>と</small> 申候
6	私 <small>金</small> 乃 <small>神</small> 様願上 <small>ま</small> ん <small>で</small> い <small>ふ</small> し
7	御酒 <small>も</small> て <small>い</small> き <small>を</small> く <small>い</small> 。口お <small>び</small> て
8	あけ御酒 <small>を</small> す <small>つ</small> し <small>込</small> の <small>と</small> と <small>こ</small> し
9	さら <small>に</small> を <small>さ</small> まり <small>も</small> ふ <small>ま</small> ん <small>で</small> い <small>す</small>
10	ふ <small>伴</small> くれ六ツ <small>追</small> 二 <small>けん</small> お <small>や</small> ると <small>御</small> 四 <small>ら</small> せ
11	私茶付 <small>た</small> べ <small>て</small> やす <small>み</small> 七 <small>ツ</small> 時 <small>願</small> けん <small>を</small>
12	さ <small>ら</small> い <small>ま</small> ん <small>ぎ</small> や <small>う</small> 上 <small>か</small> じ <small>致</small> げん <small>ど</small> う
13	り本庄 <small>二</small> 相成 <small>あ</small> り <small>か</small> た <small>し</small> あ <small>け</small> の <small>日</small>
14	廿八日 <small>ほう</small> そう <small>り</small> が <small>て</small> ど <small>ろ</small> ど <small>ろ</small> 妻 <small>申</small>
15	種 <small>様</small> の <small>ほう</small> そう <small>で</small> ハ <small>なし</small>
16	伴 <small>之</small> 御 <small>札</small> ニ <small>御</small> 四 <small>ら</small> せ <small>明</small> 日 <small>日</small> 日 <small>から</small>
17	よし <small>小</small> て廿九日 <small>切</small> 四 <small>め</small> を <small>ろ</small> し <small>致</small> し

後筆箇所が多くあるのは、この頁の特徴であるが、他の頁においても、おおむね後筆箇所は、文中に収まるような形で書き写されていく。

なお、この「覚帳」三丁裏左半分・「筆写覚帳」四丁表左半分中の字句の変換、及び「筆写覚帳」にて補った箇所、省略した箇所は次の通りである。先ほどの右半分と比べて、省略されている箇所は少ないことが窺える。

i 字句の変換

・「 <u>覚帳</u> 」(行数) ↓ 「 <u>筆写覚帳</u> 」(行数)	・「 <u>お</u> 」(2) ↓ 「 <u>を</u> 」(3)
・「 <u>のふ</u> 」(2) ↓ 「 <u>農</u> 」(3)	・「 <u>いさし</u> 」(2) ↓ 「 <u>致</u> 」(3)
・「 <u>おき</u> 」(2) ↓ 「 <u>乃丞</u> 」(3)	・「 <u>ミ</u> 」(3) ↓ 「 <u>み</u> 」(5)
・「 <u>中治</u> 」(4) ↓ 「 <u>茶づけ</u> 」(3)	・「 <u>かじり</u> 」(4) ↓ 「 <u>もどり</u> 」(5)
・「 <u>くら</u> 」(4) ↓ 「 <u>倉</u> 」(5)	・「 <u>久</u> 」(4) ↓ 「 <u>九</u> 」(5)
・「 <u>庄</u> 」(4) ↓ 「 <u>正</u> 」(5)	・「 <u>△</u> 」(5) ↓ 「 <u>た</u> 」(6)
・「 <u>△</u> 」(5) ↓ 「 <u>様</u> 」(7)	・「 <u>さま</u> 」(5) ↓ 「 <u>り</u> 」(6)
・「 <u>し</u> 」(6) ↓ 「 <u>を</u> 」(8)	・「 <u>お</u> 」(8) ↓ 「 <u>酒</u> 」(9)
・「 <u>み</u> 」(9) ↓ 「 <u>込</u> 」(9)	・「 <u>こみ</u> 」(9) ↓ 「 <u>を</u> 」(10)
・「 <u>お</u> 」(11) ↓ 「 <u>を</u> 」(11)	・「 <u>お</u> 」(12) ↓ 「 <u>た</u> 」(12)
・「 <u>△</u> 」(13) ↓ 「 <u>み</u> 」(12)	・「 <u>△</u> 」(14) ↓ 「 <u>た</u> 」(14)
・「 <u>△</u> 」(15) ↓ 「 <u>が</u> 」(15)	・「 <u>い</u> 」(16) ↓ 「 <u>の</u> 」(16)
・「 <u>秀</u> 」(15) ↓ 「 <u>致</u> 」(18)	・「 <u>之</u> 」(18) ↓ 「 <u>致</u> 」(19)
・「 <u>い</u> 」(16) ↓ 「 <u>の</u> 」(16)	
・「 <u>△</u> 」(13) ↓ 「 <u>み</u> 」(12)	
・「 <u>△</u> 」(14) ↓ 「 <u>た</u> 」(14)	
・「 <u>△</u> 」(15) ↓ 「 <u>が</u> 」(15)	
・「 <u>い</u> 」(16) ↓ 「 <u>の</u> 」(16)	
・「 <u>之</u> 」(18) ↓ 「 <u>致</u> 」(18)	
・「 <u>い</u> 」(16) ↓ 「 <u>の</u> 」(16)	
・「 <u>△</u> 」(13) ↓ 「 <u>み</u> 」(12)	
・「 <u>△</u> 」(14) ↓ 「 <u>た</u> 」(14)	
・「 <u>△</u> 」(15) ↓ 「 <u>が</u> 」(15)	
・「 <u>い</u> 」(16) ↓ 「 <u>の</u> 」(16)	
・「 <u>之</u> 」(18) ↓ 「 <u>致</u> 」(18)	

ii 宅吉が補った語

・「 <u>筆写覚帳</u> 」(行数)	・「 <u>日</u> 」(1)
・「 <u>も大</u> 」(1)	・「 <u>致</u> 」(1)
・「 <u>ノオゲウイタシ</u> 」(2)	・「 <u>キウウ</u> 」(4)
・「 <u>せウ</u> 」(4)	・「 <u>お</u> 」(5)
・「 <u>と申</u> 」(5)	・「 <u>私</u> 」(6)
・「 <u>私</u> 」(7)	・「 <u>乃</u> 」(7)
・「 <u>を</u> 」(9)	・「 <u>時</u> 」(12)
・「 <u>致</u> 」(13)	・「 <u>の日</u> 」(14)
・「 <u>とる</u> 」(15)	・「 <u>神様ハ</u> 」(16)
・「 <u>メウ</u> 」(17)	・「 <u>ぞ</u> 」(18)

iii 宅吉が省略した箇所

・「 <u>覚帳</u> 」(行数)	・「 <u>九才</u> 」(1)
・「 <u>候</u> 」(15)	・「 <u>茶おのみ</u> のへいき」(17)

五、貼紙・挟込紙の筆写 — 「筆写覚帳」の特徴② —

ハ	神前撤去	5丁	裏表紙の表・紙片	19丁表・裏	「覚帳」本紙「神前撤去」記録に続いて
ロ	日付付分帳	5丁	紙片	47丁裏	「覚帳」記載順通り
イ	「金吉」(教典「覚帳」24―15)	未記入	未記入	52丁表	
19	金光大神以外の筆致	右貼紙の上に貼付	61丁裏		「
18	記録の追加	61丁裏・左端	61丁裏		「
17	記録の追加	61丁裏・右から1/3	55丁裏		「
16	記録の追加	49丁裏・左	46丁表		「
15	本紙記録の下書カ	49丁裏・右端	45丁表		「
14	本紙記録への応答	43丁表・右端	40丁裏		「
13	記録の追加	41丁裏・右から2/3	39丁裏		「
12	記録の追加	41丁表・右端	38丁裏		「
11	本紙記録の抽出	39丁表・右から1/3	37丁表		「
10	本紙記録の訂正	37丁表・右から1/4	34丁裏		「
9	本紙記録の訂正	34丁裏・右から2/3	32丁裏		「
8	本紙記録への応答	32丁表・中央	31丁裏		「
7	記録の追加	32丁表・右端	29丁裏		「
6	本紙記録の訂正	18丁表・右から2/3	17丁裏		「
5	記録の追加	16丁表・右端上部	15丁表		「覚帳」貼紙下箇所「同人長面」の前に挿入
4	本紙記録順序の訂正	15丁裏・右から1/3	14丁裏		順序逆、
3	本紙記録の詳述化	11丁裏・左端	10丁裏		貼紙挿入箇所通りの記載、貼紙下箇所未記載
2	記録の追加	11丁裏・右上部	10丁表		貼紙挿入箇所通りの記載、3行を2行にて表記
1	記録の消去	8丁表・左端	8丁表		貼紙挿入箇所通りの記載、
	「覚帳」貼紙・挟込紙の目的	貼付先本紙	「筆写覚帳」記入箇所		特徴

「覚帳」【貼紙】①～⑬ 【挟込紙】イ～ハ及び「筆写覚帳」【貼紙】【挟込紙】相当箇所の記入箇所一覧(年号「明治」省略)

さて、「覚帳」の特徴としてあげられる貼紙や挟込紙箇所はどのように書き写されているのだろうか。本章では、これらの箇所を検討していく。

貼紙一九カ所及び挟込紙三カ所の掲載箇所を対照したのが前頁の表である。なお、表中の「覚帳」貼紙・挟込紙の【目的】は、前掲拙稿「御四被せ事覚帳」の貼紙をめぐって」を基にしている。

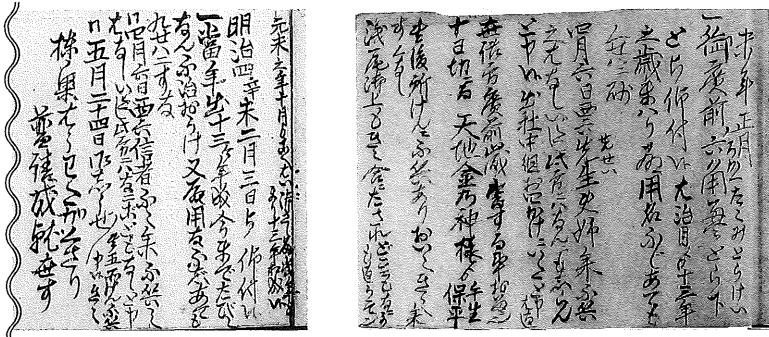
1 貼紙箇所の筆写

先述したように、貼紙箇所中、「覚帳」で消去や訂正の目的で貼られた本紙箇所は筆写されていない。

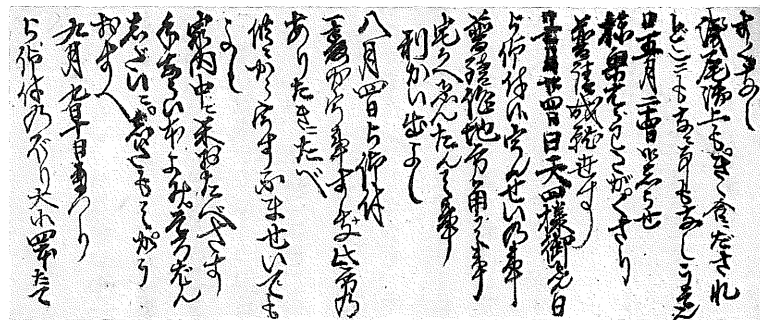
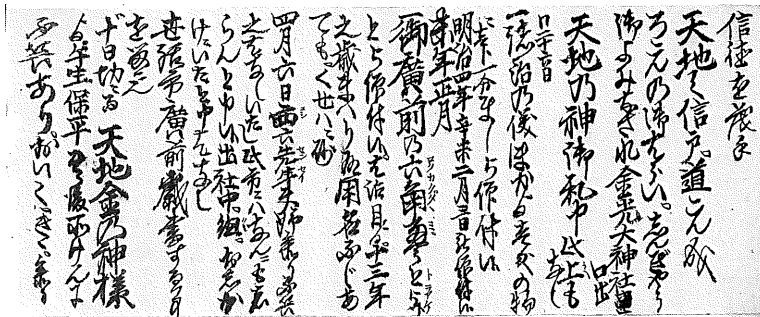
その他では、貼紙③の元の記録にあたる「覚帳」一二丁表冒頭の後筆箇所「元未之年十月ノふへい御さし留當年としまり十三年相成候（元未の年十月より肥灰おさしとめ。当年、年回り十三年相成り候）」（教典一五一一一）から、同じく一二丁表の明治四年二月三日付の記録（教典一五一一一）及び四月六日付の記録（教典一五一一三）までは書き写されていない（次頁写真参照）。ここの「覚帳」貼紙箇所は内容から文章の訂正というよりも詳述化と捉えうる記録である。「筆写覚帳」では、この後に出てくる詳述化の貼紙箇所は書き写されている。宅吉は、この箇所を、本紙記録を訂正した貼紙と捉え、その結果元の本紙記録は書き写さなかったと推察される。また、ここの後筆箇所については帳面が綴られているぎりぎりのところに書き込まれていることから、見逃した可能性も考えられる。

その他の貼紙箇所は、貼紙が貼られた本紙の前後の記録の間に収まるようにすべて書き写されている。

【覚帳】一二丁表(左)及び貼紙(右)右端の「元未之年…」から8行目の「そなしいとし…」までが筆写されていない。



【筆写覚帳】一〇丁裏(写真中)の中ほど「明治四年辛未二月…」から、次の【筆写覚帳】一一丁表(写真下)の右から三行目「どこにもふ二事…」までが「覚帳」貼紙を書き写した箇所。



2 挟込紙の筆写

また、表にもあるように挟込紙のうち、イは、「覚帳」に同様の記録があるためか筆写されていない。挟込紙口の「日付分帳」五丁については、「覚帳」同様明治一三年末と一四年初めの記録の間に収まるように「覚帳」の記録相当のものが書き写されている（次頁参照）。ただし、五〇丁裏及び五一丁表の新暦・旧暦・末暦の三つの日付が列記されている箇所は、「覚帳」では各日付が上中下段で揃うように記されているのに対して、「筆写覚帳」では一つの日の日付が前後数行程度ずれて記載されている。おそらく、上段（新暦）のみ、中段（旧暦）のみ、下段（末暦）のみというように、それぞれの段毎に書き写した結果、上中下段の縦列での日付が揃わないことになったと見られる。このことから、「覚帳」の三通りの日付がどのような意図でもって記されたものであるのかを推し量りつつも、ややその頁にある記録を書き写す方に意識が強く働いていたかに見える。五一丁裏（下段）になると、また上中下段の日付が揃うように書き写されるようになる。「覚帳」に多くの日付が列記されているにも拘わらず、書き飛ばしている箇所は無い。全体をほぼそのまま筆写していることから、この「日付分帳」筆写箇所は、宅吉がまさに余すこと無く「覚帳」全体を書き写そうとした強い意志を窺わせる箇所と言えよう。

挟込紙ハは、「覚帳」一九丁表（教典一七一九）と一九丁裏（教典一七一〇）の間に収まるように、表裏両面とも筆写されている。今日のように「覚帳」と併せて保管されていたからとも、あるいは「覚帳」一九丁前後に挟まれていたとも考えられる。いずれにせよ、宅吉はこの紙片を「覚帳」の内容の一部と捉え書き写したのである。

【覚帳】三五丁表

十月廿四日 新十日と申
 一早く清四らせ廿六日安心
 十二月三十日晦日風さむし末ハ正月十二日
 一四らせ辰歳迄安心事まち
 新八二月十三日と申丑正月朔末同十三日
 風ましさむしよかんつらし
 天照皇太宮 天みふか主みこと
 權大孝儀
 天てらす御神を始として
 日本六十餘州乃神様
 生神金光大神
 大志やうぐん
 天地乃神のこらす乃御神様
 子年
 新十月三十一日旧九月十五日からるこん
 ノそらい上て御願申上氏子願事
 丑二月十五日 旧正月三日
 一慶札出おがむふと申五日ぐるこん
 壹かん上御四らせ諸ノ神明ヲ
 崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ
 守り下ハ衆人ニ接シレバ
 直和親一家至睦スレバ
 別人たノ道ふり
 同三日
 同十五日鴨方玉島両方たび、きたト申
 三と四度参りこん、四て、やむ事いほつ今日ハ
 十月廿四日 新十日と申
 一早く清四らせ廿六日安心
 十二月三十日晦日風さむし末ハ正月十二日
 一四らせ辰歳迄安心事まち
 新八二月十三日と申丑正月朔末同十三日
 風ましさむしよかんつらし
 天照皇太宮 天みふか主みこと
 權大孝儀
 天てらす御神を始として
 日本六十餘州乃神様
 生神金光大神
 大志やうぐん
 天地乃神のこらす乃御神様
 子年
 新十月三十一日旧九月十五日からるこん
 ノそらい上て御願申上氏子願事
 丑二月十五日 旧正月三日
 一慶札出おがむふと申五日ぐるこん
 壹かん上御四らせ諸ノ神明ヲ
 崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ
 守り下ハ衆人ニ接シレバ
 直和親一家至睦スレバ
 別人たノ道ふり
 同三日
 同十五日鴨方玉島両方たび、きたト申
 三と四度参りこん、四て、やむ事いほつ今日ハ

矢印の箇所に見初めの記録

【筆写覚帳】三二丁裏 (写真中)、【解説文】(写真下) 初見の記録は太字箇所

十月廿四日 新十日と申
 一早く清四らせ廿六日安心
 十二月三十日晦日風さむし末ハ正月十二日
 一四らせ辰歳迄安心事まち
 新八二月十三日と申丑正月朔末同十三日
 風ましさむしよかんつらし
 天照皇太宮 天みふか主みこと
 權大孝儀
 天てらす御神を始として
 日本六十餘州乃神様
 生神金光大神
 大志やうぐん
 天地乃神のこらす乃御神様
 子年
 新十月三十一日旧九月十五日からるこん
 ノそらい上て御願申上氏子願事
 丑二月十五日 旧正月三日
 一慶札出おがむふと申五日ぐるこん
 壹かん上御四らせ諸ノ神明ヲ
 崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ
 守り下ハ衆人ニ接シレバ
 直和親一家至睦スレバ
 別人たノ道ふり
 同三日
 同十五日鴨方玉島両方たび、きたト申
 三と四度参りこん、四て、やむ事いほつ今日ハ

同廿四日 新十日と申
 一早く清四らせ廿六日安心
 十二月三十日晦日風さむし末ハ正月十二日
 一御四らせ辰歳迄安心事まち
 新八二月十三日と申丑正月朔末同十三日
 風ましさむしよかんつらし
 天照皇太宮 天みふか主みこと
 權大孝儀
 天てらす御神を始として
 日本六十餘州乃神様
 生神金光大神
 大志やうぐん
 天地乃神のこらす乃御神様
 子年
 新十月三十一日旧九月十五日からるこん
 ノそらい上て御願申上氏子願事
 丑二月十五日 旧正月三日
 一慶札出おがむふと申五日ぐるこん
 壹かん上御四らせ諸ノ神明ヲ
 崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ
 守り下ハ衆人ニ接シレバ
 直和親一家至睦スレバ
 別人たノ道ふり
 同三日
 同十五日鴨方玉島両方たび、きたト申
 三と四度参りこん、四て、やむ事いほつ今日ハ

六、「筆写覚帳」にのみ記載された記録 — 「筆写覚帳」の特徴③ —

「筆写覚帳」にのみ見られるものとしては、三三二丁裏の記録がある（前頁参照）。

この箇所は、「覚帳」では三五丁表にあたり、『教典』では明治一〇年の次の記録に続く箇所である。

新は二月十三日と申し、丑正月朔日、末同じく十三日、風増し寒し。余寒強し。

（教典二一一）

前半は、神についての記録である。

【解説文】

天照皇太宮 天みふか主みこと

権大孝儀

天てらす御神を始として

日本六十餘州乃神様

生神金光大神

大ぎやうぐん

天地乃神のこらす乃御神様

【現代語訳】

天照皇太宮 天之御中主神

権大講義

天照す御大神を始めとして

日本六〇余州の神様

生神金光大神

大將軍

天地乃神残らずの御神様

金光大神は、明治四年神官職員規則により神主職を失っており、明治九年のこの当時、公的には言わば無資格で神勤奉仕を行っていた。「天照皇太宮」とは伊勢の内宮を指し、「天みふか主みこと」つまり天之御中主神は、日本神

話の神。天地開闢に関わった神とされる。豊受大神と同神とされることからこの神が祀られる伊勢外宮を指す。「権大孝儀」とは権大講義のことで、神職の位を表す。また、「生神金光大神」、「大芝やうぐん」、「のこらす乃御神様」は、前後の文字と比べやや小さな文字であることから、原資料においても文字サイズに違いが示されていたと考えられる。内容は、伊勢の内宮・外宮に祀られる神を初めとして、日本全体に祀られる神々（日本六十餘州乃神様）と「天地乃神」との関係性を表記したものである。

続いて、明治九年旧九月一五日（新一〇月三二日）付の記録がある。

【解説文】

子年

新十月三十一日旧九月十五日からろこん

ノモらい上て御願申上氏子願事

【現代語訳】

子年

新一〇月三二日、旧九月一五日から六根

の払い上げて御願い申し上げ、氏子願うこと。

「覚帳」には同じ明治九年旧九月一五日（新一〇月三二日）には次のようにある。

十五日より六根の祓あげて願ひ申し候。十五日お知らせ。十八日安心。二十二日お祭りもすみ、九月中別条なし。
十月になり安心、のお知らせ。

（教典二〇―二六）

この年、旧八月二十九日（新一〇月二六日）及び旧九月七日（新一〇月二三日）には鴨方より邏卒（巡查）が訪れ、「神のこと」（教典二〇―二〇）や布教（教典二〇―二二）について金光大神に問いただしている。この記録はその対応がとられていた時期の内容であり、「筆写覚帳」にあるこの箇所には、「六根の払い」（六根清浄祓）を唱えて「御願い」すること、「氏子」のことを「願うこと」が記されている。

そして、旧正月三日（新一月二五日）付の記録が続いている。

【解説文】

丑二月十五日 旧正月三日

一慶札出おがむふと申五日ころこん

壹かん上御四らせ諸ノ神明ヲ

崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ

守り下ハ衆人ニ接シ。廉

直和親一家至陸スレバ

則人たノ道ふり

【現代語訳】

丑二月十五日、旧正月三日、

一、警察出、拜むなど申し、五日より六根

一卷上げ、お知らせ、諸の神明を

崇敬し上は政府の御布令を

守り、下は衆人に接し、廉

直和親一家至陸すれば、

則人たの道なり

ここには、明治九年新一〇月に岡山県に対して提出された「敬神教育之儀ニ付御願」³⁴に関わる記録の一部（「諸ノ神明ヲ崇敬シ、上ハ、政府ノ御布令ヲ守り、下ハ、衆人ニ接シ、廉直和親、一家至陸スレバ、則、人タルノ道ナリ」と見られる文言が記されている。

「筆写覚帳」では、この記録に続いて、同日付の次の記録がある。

同じく十五日、同じく三日。鴨方、玉島両方たびたび来たと申し、三度四度まいり、こんこんして、やむこと
いえず、きようは屯所へ連れのおうて行く、支度せいと申し。警察官吏。拝むことならん。

此方にはお上願い、ご指令下がり。お上へ忠義いたし、上ことそむかず。書付出して見せと申し。早々出し、
お目につけ。この書付を戸長へ持つて行つて、絵解きしてもらえいと申しおき、帰られ。(教典「覚帳」二二―二)

このように、冒頭部は明治九年旧八月二十九日、巡査から問われた「神のこと」との関連を窺わせるものであり、中間部、後半部は、巡査との応答を通じた対応や「敬神教育之儀ニ付御願」に関わる記録の一部であることから、いずれも「覚帳」本紙記録に関連する内容だと考えられる。先に述べたように、「筆写覚帳」は「覚帳」をほぼそのまま筆写しており、宅吉が加えたのは送り仮名、振り仮名、そして一部の注釈に限られるため、「筆写覚帳」にのみ記載されたこの箇所は唯一の例外にあたる。そのため、宅吉が「覚帳」に加えて意図的にこの箇所を挿入したとは考えにくい。むしろ、宅吉の筆写時に手元に置かれていた「覚帳」には、金光大神によってこの箇所が記載された貼紙なり挟込紙があったと推察する方が妥当なように思われる。それはこの内容が、拙稿「御四被せ事覚帳」について「の三章「更新される」「お知らせ事」―本紙記録への再構成と本紙記録からの再構成―」で検討した記録の抜粋及び編集に相当するものであり、「覚帳」の貼紙や挟込紙の特徴に通ずる側面が窺えるからである。この箇所からは、金光大神が巡査との問答に苦心していた様子を窺わせる。

そしてまた、「筆写覚帳」にこの記録があることは、宅吉が筆写していた時期、すなわち金光大神が帰幽して間もない時期の「覚帳」の有り様を伝えているよう。

七、「筆写覚帳」の末尾 — 「筆写覚帳」の特徴④ —

さて、「筆写覚帳」の全体の傾向を概観してきた。では、「筆写覚帳」の末尾はどのようになっているのだろうか。「覚帳」の表記に関わって次の問題がある。

「覚帳」中、金光大神直筆最後の箇所には、「書留」と書かれている。これまで、この「書留」については、二つの説が述べられてきた。『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』の該当箇所には補説(三一頁)として、次のようにある。

これについては、原文の筆跡—特に「書」の字体—から、次の両説が考えられている。

- ① 金光宅吉(四神)が後になって記したもので、「以上をもつて書き終えられている」といった意に解する。
- ② 金光大神自身が記したもので、「以上で書き終えることとする」もしくは「以上書き記してきた」といった意に解する。

『教典』の該当箇所には、改行した上で、末尾に「書きとめ」と記載されている。『教典』では「覚帳」中、金光大神直筆箇所のみ記載されていることから、『教典』編纂時には「覚帳」にある「書留」箇所が、金光大神直筆と解

されて、一九八三年に刊行されている。しかしながら、一九八九年に刊行された『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』では、「宅吉が後になって記したものを有力な説として採用し、その上でなお断定しがたいことから、「金光大神自身が記したものを次説として示している。

この度の「筆写覚帳」では、「金光大神ひきいの為（金光大神ひきいの為）」とあり、続いて「さきおたの志み子供も（先を樂しみ、子供も）」（点線囲み―筆者）とある（次頁写真参照。「覚帳」の方は「金光大神ひきノ為 書留（金光大神ひれの為 書きとめ）」とあり、宅吉は筆写の際に「ひれ」に「い」を加えて「ひれい」としている。二つを見比べると、「金光大神ひれいの為」までは共通することから、ここまでが金光大神帰幽時の「覚帳」に記されていた記録で、この後にある「覚帳」の「書留（書きとめ）」は金光大神帰幽以降に宅吉が金光大神の直筆がここまでの意味で書き加えたもので、「筆写覚帳」の「さきおたの志み子供も（先を樂しみ、子供も）」は宅吉が「覚帳」を筆写した最後に抱いた感慨のようなものではないだろうか。

このことは、先に見た「覚帳」裏表紙の「品々御四らせ覚書附 さき乃事^⑤んたんの事有（品々お知らせ覚え書き付け 先のこと、縁談のこと有り）」にある「さき乃事」とも相通するものであり、宅吉が「覚帳」を筆写し終わった時点で、「さき（先）」が見据えられたことを窺わせる。^⑤

宅吉が「覚帳」を読むに当たってある程度の試行錯誤を繰り返すことになったのは想像に難くない。それは、例えば、「筆写覚帳」の記録の表れに見られるように、「覚帳」の加除訂正を文章にして把握しようとした様子からも窺える。その上で宅吉は、金光大神の思いを推し量り、自らの身体に重ねていったのである。

なお、今回は詳しくふれ得なかったが、「宅吉筆写帳面」には「覚帳」に加えて、それとは異なる帳面（本稿で「別

の帳」と呼ぶもの)の内容が所収されている。この内容について少し述べておきたい。

「宅吉筆写帳面」中「筆写覚帳」部分の次には、「又別乃長書付あり 又よゝゑ書をき(また別の帳書き付けあり またここへ書きおき)」の添え書きに続いて、明治四年二月付けのお知らせから始まるこれまで知られていなかった金光大神直筆資料が書き写されたと思われる部分がある。文化一年の金光大神出生に始まり、幼い頃のエピソードや実家の父母の死、浅尾藩や長州征伐の動静、大谷村の戸長や議員選挙のことなど、これまで知られていなかった金光大神のエピソードや、金光大神が当時、見聞きしていた社会の出来事が、およそ三四丁程で綴られた、この「別の帳」の筆写部分に書き留められている。一方で、この部分には、従来「覚帳」でより多く注目された「人代・神代」、「万国まで残りなく金光大神でき」、「身代わり」等の、信仰上のインパクトや広がり予想させるお知らせが見られることにはなっていない。

いずれにしても金光大神は、慶応末頃より神からのお知らせを「覚帳」に書き留めつつ、明治四年一二月のお知らせにより「別の帳」を起筆し、さらに明治七年旧一〇月一五日のお知らせにより「覚書」に書き始めていったことになる。改めて、金光大神の日常的営みとしての筆記行為、及び振り返りの様相について関心が及ぶ。

今後、この「別の帳」の内容分析など性格の究明を行うと共に、金光大神直筆資料及び、その執筆行為の全容把握に務めたい。

おわりに

以上、「筆写覚帳」を「覚帳」と対照しその特徴を見てきた。まず全体を通じて、「筆写覚帳」には、「覚帳」の内容がほぼ網羅的に筆写されている。それは、貼紙や「日付付分帳」も含めてであり、すべて「覚帳」の記載通りの順序に筆写されている。ただし、厳密な意味での敷き写しではないので、幾分、筆写に際しての宅吉の読み方があり、その都度の判断が働いて用字の選択があったり、文章を整えながらの書き写しとなっている。ただしこの傾向は、筆写し始めてからおよそ八丁あたりまでである。その後は、頁毎にせいぜい一〇文字程度、平仮名が漢字に変換される場合や、仮名を別の字（例えば「ニ」を「よ」へ変えている場合が見受けられる程度である。当初は読み下し二つ筆写し、その際には前後に単語を加え、内容をより読み取りやすくするように書き写されていたものが、途中で原本そのものの用字をより重視した筆写となっている。このような傾向から、続く「別の帳」の筆写も同様にはば原本通りに為されたと見ていいだろう。

このことから、金光大神の帰幽後、営まれてきた神勤を引き継ぐ中で、宅吉の胸中に金光大神が残した帳面類を書き写すことへと催させる何ものかが生まれたこと、そして、実際に書き写そうとし、また書き写す中で、その筆遣いや用字に戸惑いつつも真摯に向き合う姿勢を貫いた様相が浮かび上がる。

宅吉は金光大神の生前、金光大神が行っていた日々のあり様を傍らで見てきた。そこでは、見てきたことでイメージされてきた金光大神像なり父親像があっただろう。その一方で、「覚帳」を読み、さらに書き写すことによって浮かんで来たのは、宅吉がそれまで見て知って来たはずのものとは趣を異にしていた姿なのではなからうか。それは、

金光大神帰幽後、宅吉が代わって神勤奉仕した事実とは切り離せない。願主が参拝し、神に願いを取り次ぎ、時に神からの言葉を願主に伝える。その営みの中で、自らの果たす役割をも問わされ出会わしめられていきつつ、「覚帳」に記された神からの言葉を目の当たりにし書き写してもいった。そうした中で、宅吉はその時々自らの記憶を呼び起こすこととなったり、あるいはいくつかの出来事と連関させられていくことで、まさに「生神金光大神」に出会う経験となっていたと筆者には思われるのである。

先述したように、同じく筆写資料である「覚書」宅吉筆写本には、金光大神直筆「覚書」の現存が不明なため対照は出来ない。またこの筆写資料中「別の帳」に相当する金光大神直筆資料も現在のところ不明であることから、現段階では原資料と筆写資料との対照はこの「覚帳」でのみ可能である。この度の特徴把握は、「別の帳」を窺い、「覚書」宅吉筆写本について再考する手がかりの一端に止まったにすぎないだろう。しかし、そのことが今後の教学研究の解釈の方向性に投げかける意味は大きいものだと考えている。

① 昨年、元金乃神社宮司金光公仲氏より資料が教団に提供された。教団に提供された資料は、金光大神在世時のものや帰幽後の教団運営に関わる資料である。帳面状のものから紙片のようなものまで含め三三〇点程あり、これまで本所で「管長家資料」と呼んできた資料群の一部となるものである。このことを受けて、本年一月二六日、本部教庁にて「典籍に関する懇談会」が開催され、教学研究所より資料の概要報告があり、引き続き教学研究所において、解説、研究を進めていくことが確認されている（典籍に関する懇談会）一月二六日開催。教報『天地』二〇一六年三月号、四八頁。

なお、「管長家資料」の概要については、三好光一「資料題 管長家資料に見る神道金光教会設立初期の諸相」(紀要『金光教学』第五四号、二〇一四年) 参照。

② 藤井喜代秀「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について」(紀要『金光教学』第二三三号、一九八三年、一〇六頁。そして、このことは、平成一五年に刊行された教祖伝記『金光大神』には、宅吉の「神前奉仕」の項にて次のように記載されている(四二九頁)。

そのとき、心の支えとしたのは、金光大神が書残したものだ。神勤を始めたころから『覚帳』を読みとおし、数年後には『御覚書』の筆写も行っている。

このことから、基礎的理解に培われていたことが窺えよう。

③ 前掲藤井「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程に

ついて」一〇六頁。

④ 「覚書」宅吉筆写本は明治二二年に筆写されたものであるが、長らく宅吉の子息攝胤のもとにあり、教団内では近親者を除くとその存在を知られていなかったようである。ところが、明治四三年、教祖御略伝編纂委員会において、当時、臨時常任委員であった高橋正雄により、教祖直信達への教祖言行の聴取調査が行われた際に、教祖が神の頼みを受け神勤を開始した本教の「立教」の年が、従来の定説だった安政二年ではなく安政六年ではないかという問題が浮上した。その際に、ごく一部の者のみにしかその存在を知られていなかった「覚書」の記録を一部抜粋して作成された抄録が、同委員会委員の一人である安部喜三郎(宅吉の妻喜代の実弟)から参考資料として同委員会に提出された。その後、同委員会では、「覚書」安政六年一月二二日の条をもって、「立教」の年が改められることになり、今日に至る(前掲藤井「教典編纂委員会における教祖伝の編纂過程について」第二章参照)。

⑤ 「覚書」の名称は様々に表されてきたが、昭和二三年四月二六日、当時の教祖伝記奉修所長であった和泉乙三は、宅吉筆写本「覚書」の解説作業を終え、解説本を「教祖御事蹟に関する根本資料」とすることの許可を得るべく教主に上申した。この際に併せたのが次の「教祖御記録に関する意見」である。ここで、和泉は、「覚書」の起筆を指示したと見られる明治七年旧一〇月一五日(新二月三日)のお知

らせを基に同書を「金光大神御覚書」と呼ぶことが「名実相適うものである」と述べている。

一、教祖御記録の名称は、従来何等定まったところなく、単に「教祖御手記」と呼びならはされて来て居るが、これ固より一時の仮称に外ならずして、その意義もおのづから漠然たるを免れぬ。按ずるに明治七年十一月二十三日の神伝に「一此方一場立、金光大神生時、おや乃い、つさへ、此方に木手からの事、覚、前後共書出し、云々」とあるに鑑み、「金光大神御覚書」と呼び奉ることが名実相適うものであると考える。

「教祖御手記の名称及び取扱いにつき上申」

(神徳書院資料二二七、傍点ママ)

その後、しばらくの間、「金光大神御覚書」と呼ばれたが、昭和四四年に写真版が教団から刊行された際は、『金光大神覚』との名称が採用されている(『金光大神覚』巻末「金光大神覚」について参照)。そして、昭和五八年に「覚書」が新たに『金光教典』に収録されるに当たり再度名称が典籍編修委員会で検討され、名称決定は当局預りとなり、所長会議、参与会を経て「金光大神御覚書」を採用することとなった(『金光教報』昭和五八年三月号四七頁及び、同昭和五八年一〇月号巻末典籍編修委員会「上申書」参照)。

⑥ 「覚書」については、資料的性格や研究方法、究明の信仰

的意義等が討論された「共同討議『金光大神御覚書』の解釈―教祖とわれわれ―」(紀要『金光教學』第九号、一九六九年)をはじめ、教祖・教義研究の大部分が教祖金光大神の信仰の様相を究明する上での基本的資料と位置付けている。その際に、「覚書」は金光大神の「自叙伝」とされており、宅吉筆写本は金光大神直筆の原本と同様のものと見なされているといえよう。

⑦ 本稿は、「宅吉筆写帳面」中「筆写覚帳」箇所の紹介を担うが、今後、同帳面を通じて次の研究の可能性が生じると考える。一つは、「筆写覚帳」を通じて宅吉による「覚帳」の受容の様子とともに、「宅吉筆写帳面」中「別の帳」として示された「覚帳」とも「覚書」とも異なる帳面の内容の分析、さらには「覚書」の受容の様子をも加えての金光宅吉(金光四神)像の究明である。またそこからは、宅吉による金光大神像や神観の究明、信心の継承の問題を考えさせよう。

また、冒頭の高橋の伝承にある「綴り」には「神様から御教」が記されていることから、神の言葉である「お知らせ」が書き留められた「お知らせ事覚帳」や「金光大神御覚書」が含まれていたと解釈されてきた(『金光大神』金光教本部教庁、二〇〇三年、二八八―二八九頁)。しかし、「覚帳」と「覚書」では「二寸余」には満たないことから、なんらかの別の帳面の存在を推測させる。この度、提供された資

料は、このようなこれまでの伝承の解釈にも再考を促すものといえよう。

⑧ 金光大神は、「覚帳」(九一三、二二一六他)に、当時生存する金吉(三男)を長男、萩雄(四男)を次男とし、宅吉を三男と記している。しかし本稿では、宅吉が筆写する際に、夭折していた長男亀太郎、次男横右衛門のことを書き写し自らをも省みていると予測することから、夭折した両名を含めて宅吉を五男と表示する。

⑩ この金光大神四二歳の大患についての考察は、大淵千仞「教祖の信心について(中)——四十二才の体験をめぐって——」(紀要「金光教学」第二号、一九五九年)、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の事蹟について——金神・神々と教祖との関わり——」(同第一〇号、一九七〇年)、小坂真弓「大患経験の意味と「神の助かり」」(同第三七号、一九九七年)等参照。

⑩ 一つ、川手戸長より萩雄呼びによこし、早々まいり。神の前かたづけと申しつけられ、同人帰り、申し候。すぐにお広前かたづけ、荒れの亡所に相成り候。新二月十八日ばんの七つ時。かたづけしだいに、戸長へ宅吉届けやり。旧正月二十一日に当たり。／二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様より、力落とさず、私に、休息いたせ、と仰せつけられ。同ばんに門の鳥居をとり納め。(教典「覚書」二二一三、明治六年旧正月)

同じく二十日夜、世話方巳年、戸長へ祭り来ましたと申してまいり。提灯、幟みな昨年出し。当年は半分どもは立てましようかと申しあげ。そうか祭りかと申したきり、立てなとも言われずから、だいしよう立てるように申して出。氏子がしようと思うことはさしとけと仰せられ。／二十一日、谷中若組、胡麻屋講中、提灯奉灯。総氏子、おもち、品物あげ。／二十二日、まわり、世話方、川手戸長、小野氏、もちに、なり物そえやり。二十五日、使い宅吉。

(教典「覚帳」一七二八、明治六年旧九月)

⑪ 二十四日、川手戸長、小野へ、もち。使い、宅。このまわり。(教典「覚帳」一九一九、明治八年旧九月) 同じく十月四日早々お知らせあり。／一つ、屋敷内あけ放し、裏口も障子でよし。／一つ、座敷の座板にかえ。宅に申しつけ。

(教典「覚帳」二四一六、明治三年旧一〇月)

⑫ 二十日、／一つ、うちのおる子供に、二十七、八日宵、朝にても広前出、願ひ。教えてやる。札のこと、おしいと思うな。ひきかえにども神がしてやる。利だけ、日合でもやる。欲を言うな。先、辰年まで待て。辛抱し、(楽しみ。／金光山神、同じく四神、萩、宅兩人へ、銀札見せて取りあげさせ。なにか神様のこと申して、お

かげのこと理解いたし、申し聞かせ。

〔教典「覚帳」二二—三二、明治一〇年旧一〇月〕

二十一日、／＼一つ、お知らせ。元、泰治郎手続き、代わり恒治郎頼み、父駒次郎へも申し、世話方、川手両家断りにやり。宮のことだんだんご親切くだされ、ありがたし。御礼申しあげ。金子までご心配。金を借りてはすな。神より普請は断り申して延べおけ、とお知らせ。／＼夜に萩へ申しつけ。宅もそばで聞きおる。萩は、やめるつもりと申し。宅は、やめると言い切りと申し。神様、言い切りてしまえい。先こと心配すな。祠掌せいでもなんにも世話すなど申し。宮できんでもかまわらん。氏が助かるがよし。助けてやる。

〔教典「覚帳」二五—八、明治一四年旧五月〕

⑬ 金光大神晩年における金光萩雄の動向については、岡成敏正「金光大神における代替わりの問題に関する一考察―「覚帳」に綴られた次男萩雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって―」（紀要「金光教学」第三四号、一九九四年）及び加藤実「金光大神の最晩年―「広前せがれに任せ」への注目」（同第四八号、二〇〇八年）参照。

⑭ 一つ、天地書附のこと、萩雄、宅吉兩人へ仰せつけられ候。きょうより書きはじめ、ためおき。同日。

〔教典「覚帳」一八一—三二二〕

⑮ 十二月二十二日早々、金光大神直筆書き、書きだし、願う氏子に。

生神金光大神

○ 天地金乃神

○ 大しようぐん不残金神（教典「覚帳」二四—二九）

同じく二十四日早々お知らせ。辰より十三年ぶり。宅四神に書かせ、と申しつけられ。〔教典「覚帳」二四—三〇〕
⑯ 例えば、「一つ、今般、天地金乃神様お知らせ。生神金光大神、生まれ所、なにか古いこと、前後とも書きだし、と仰せつけられ候」（「覚書」一—一）の「なにか」には「あれこれ」との割り注が振られている。

⑰ 前掲「金光大神」四二二—四二三頁。

⑱ 「私生まれ日、時、母がなにかのこと申して聞かせ候」（「覚書」一—三四）。

⑲ しばらく広前の神勳は、萩雄や、藤井駒次郎（金光大神の次女くらの義父、金子大明神）と恒治郎（くらの夫）の親子が勤めたようである。

⑳ この頃の様子を伝える次の伝承がある（佐藤龍雄「教祖四十年祭を迎えたる余の回顧の一端」金光教徒社、大正一二年、六八—六九頁、波線―筆者）。

扱て四神様に於せられては、氏子の昼のお願ひお届け

を更に夜おそくなるまで御祈念遊ばされ、朝は一番難の声を待つて御祈念を始められると云ふ有様であつて、その神勤が甚だ激烈のである。時は明治二十年の秋の頃であつた。或る夜お裏にまいり、

「四神様はあまり神勤が激しうござります、御身体にお障りは致しませぬか」とお尋ね申上げた所、「吾だけでは迎も勤まりませぬが、毎夜十二時を過ぎますと、教祖生神が元の通りにお出ましになつて、一日の願ひ届けの御帳面を繰り返し、三ヶ年の間御祈念下されましたので、不徳な吾も神勤まりました」との御返事であつた。承りし余は驚嘆、且つ神秘にうたれ、只管恐れ入つた事でありました。

「三ヶ年」とは一六年の末から一九年の末あたりのことになるだろうか。宅吉による神勤に際して金光大神が毎夜あらわれ御祈念したという。この時期に本稿で取り上げる「宅吉筆写帳面」が作成されていたことになる。

②① 宅吉は、臨終に際し次の言葉を遺している（『金光四神様七十一年祭にあたりて』金光教本部教庁、一九六三年、六七・六八頁）。

明治二十六年十二月十八日（旧十一月十一日にあたる）

午後七時三十分頃

金光貫行御遺言

大陣（私）と家内（妻）攝胤との三人居合

われは六歳の時死ぬるを、親様の一心願より助けてい

ただいたは、神様のおかげならこそ、四十まで生きて、子供も八人も成長させてもらひ、日々珍物をいただいて、長者といえどもこの暮しはできまいと思う。われは、死ぬることは構わん。六歳の時に死んでおればそれまでのもの。何も思ひ残すことはなし。ただ、人が途中死というであろう。それは残念な。

心配は毒じゃ。兄さんは心配をなさるな。しかし、三專掌の心が合うて行きさえすれば、心配はなし。兄さんは、広前を詰め切る事はできまい。出つ入りつして務めて、どうぞ攝胤を使うてくだされ。万事いいつけてくだされ。攝胤もあれくらいになつたら、お広前のようつかいします。

（右は教長殿（第一世管長）御心覚えにありしを、三專掌へお見せの節、写し取りを許されたり。）

——佐藤範雄より近藤藤守に写し送りしもの——
幼い頃に亡くなつていたかもしれないことが述べられている。両親から聞いた話や、金光大神の遺した「覚帳」や「覚書」等を通じて自らの生い立ちにまつわる様相を受け止めていたことが窺える。

②② 『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』金光教本部教庁、一九八九年、三三九頁、資料（38）参照。

②③ 前掲『金光四神様七十一年祭にあたりて』九七頁。

②④ 筆写資料の半紙のサイズは、縦一三・五cm、横一四・六cm。

幅はあるようだが、おおむね一四cm前半くらいのものが多い。広げるとこの二倍の大きさ(二七cm×二九・二cm)ということになる。横は、三五・四cm×三八・一cm。こちらはおおむね三七cm前後のサイズが多い。ちなみに「覚帳」は縦一四・五cm、横三六cmで筆写資料とほぼ同様のサイズである。

⑲ 安政五年を四三二年とした場合、単純に明治一八年までを加えると明治一九年が四六〇年となる。このことから、宅吉は安政五年を起点とし、それを一年目として明治一八年までの二八年を加えたと考えられる。起点となる年を一年とする所謂数え年での計算は、「覚帳」にも見られる(教典二〇—四)。

⑳ 見山真生「地域社会に生きる人々にとつての「復祭」紀要『金光教学』第五二号、二〇一二年。

㉑ 宅吉が筆写していた明治一七年末から同一八年は、神道金光教会設立へ向けた動きが本格化した時期に重なる。同会設立にあたって、宅吉の直接の関与を窺う資料は見当たらない。しかし、時期、状況、そして宅吉の筆写の取り組みからは、同会設立へ向かう中での信仰基盤の生成及び形成を宅吉が意識したことは十分想定されよう。「神葬祭」に関わる記録が選び取られたのは、そのような動きとの連関を予測させる。

㉒ 貼紙及び挟込紙の番号は拙稿「御四被せ事覚帳」(お知らせ事覚帳)の貼紙をめぐつて(「紀要『金光教学』第五二号、

二〇一二年)一三二頁の「覚帳」【貼紙】【挟込紙】「一覧」参照。

㉓ 「覚帳」の貼紙及び挟込紙については、前掲拙稿「御四被せ事覚帳」の貼紙をめぐつて」参照。

㉔ これまで知られている金光大神直筆帳面は次の通り。このうち、「広前歳書帳」のみ表紙に相当するものが無い。

【金光大神直筆帳面一覧(一部筆写資料)】

通番	資料名	主たる執筆時期
1	「覚覚□□覚帳」(「賤別覚帳」)	弘化三年(四国巡礼)
2	「安政五年足役覚帳」	安政五年
3	「願主歳書覚帳」(ただし現存するものは高橋正雄による筆写資料)	安政七〜慶応二年
4	「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)	明治二〜一三年(同六年分欠本)
5	「お知らせ事覚帳」(「覚帳」)	慶応末〜明治一六年(内容は安政四〜明治一六年)
6	「神号帳」	明治元年
7	「一乃出子改帳」	明治元年
8	「金光大神御覚書」(「覚書」,ただし現存するものは宅吉による筆写資料)	明治七年末〜(内容は出生の文化一〜明治九年まで、一部明治二二年を含む)

この他にも、現存する資料の内容から御祈念に関する帳面や金光金吉に関する帳面の存在が推察されてきた。

㉕ ただしこの箇所「先楽しみの」は後で書き加えられたと見られる箇所の方である。教典では「先楽しみの」は本文のみ採用され、後筆の方は採用されていない。

③④ 「敬神教育之儀ニ付御願」は、前掲『金光教典』お知ら

- ・ 一つ、綿まきて肥をせず、水あてず。秋、綿、上ふき、選りなし。(三一六)
- ・ 虫もわかず。久蔵麦は虫がわき、今蔵家這いこみ、言
- い事いたし。(三一五)
- ・ 人は雨気に野えいたし。(三一四)
- ・ 日々刈りたの、ばんにとりこみいたし。雨しげし。こ
- なし、麦、日を入れずに、此方には天雨氣中にすぐに
- 俵にいたし、天気なりて野えいたし、仰せつけられ候。

- ・ 一つ、作物、田畑、植え、しつけ、肥のこと。麦中打ちのこと、つえかうな、当年は雨多し。先で雨に風そうということあるぞ。麦刈りにくし。将棋だおしということあり。三月。(三一―二四―五)
- ・ 五月菖蒲節句、うちが春、安心に祝い、休み、六日から麦刈りよし。四月二十八日、まえの久蔵まいり、麦熟れたと申し。(三一三)

③② なお、写真版『金光大神』お知らせ事覚帳』では、この一丁表中、四行目中程の箇所は、修正して消した状態で刊行されている。本稿では、「覚帳」と「筆写覚帳」との対照という学術利用の観点から原資料の写真を掲載している。

③③ 教典「覚帳」では、三一―二四―五、及び三一―三三、三一―四、三一―五、三一―六にそれぞれ節を分けて、時系列に文章で示されている。このうち、後筆と見られる箇所には波線を付した。

せ事覚帳注釈』三八二頁、資料(147)参照。なお、この時の経緯については、竹部弘「明治期の金光大神と神・歴史・時間―「神代」の歴史意識をめぐって―」(紀要『金光教学』第三号、一九九二年二章、及び加藤実「金光大神の社会へのまなざしと「理解」―明治十一年五月一日のお知らせをめぐって―」(同第四〇号、二〇〇〇年)九―一頁参照。

③⑤ 後に、宅吉は参拝者に次のことを話したという。果たして「さき」とはどのように受け止められたのだろうか。

その中に、「何でも、あなたは煙草をやめて長生きをしなければ。私も、折に前神様のお残しになった物を眺めますと、六十年向こうが楽しみじゃ。お前さんも長生きをしなければ」／その続きに、／「偉い者になりなされるなや。偉い者になったら、身が窮屈じゃわい」／と仰せられました。

(『金光四神言行資料集』杉田政次郎三五、波線―筆者)

③⑥ なお、前掲『金光大神』では、「お残しになった物」を「お残しの書物」と解している(四二五頁)。

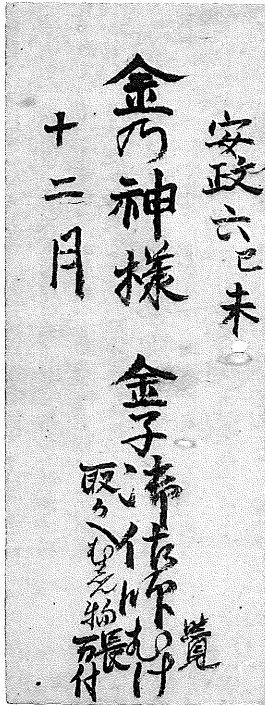
③⑦ 藤井潔「お知らせ事覚帳」の執筆開始時点に関する考察」紀要『金光教学』第二四号、一九八四年。

【追加紹介】

金光大神の事蹟に関する資料（帳面状の体裁をとったもの）の概要

さて、本稿の注①でも触れたように、昨年教団に提供された資料群には、この度の筆写資料の他にも金光大神の事蹟に関する資料がある。この度はそのうち、綴られて帳面状の体裁をしている四点について紹介する。これらはいずれも金光大神直筆と見られる資料であり、現在、本所にてひとまずの解読を終え、解読文の検討及び記載内容の究明を行っている。ただし、箇所によっては後に墨で重ね書きされており、そのままではほとんど読めなくなっているものもある。各帳の名称及び記載内容など詳細については、今後、研究論文等を通じて提示されていくだろう。

【金光大神直筆帳面1】写真



一、金光大神直筆帳面1

全三〇丁。内訳は、表紙、本紙二八丁、裏表紙。二つ折りの横帳。料紙は美濃判半紙と見られるが、他の帳面の横のサイズが

【金光大神直筆帳面1】 解説文

安政六己未

金乃神様

金子御佐師むけ

覚

取_ろへむ_まん物_長

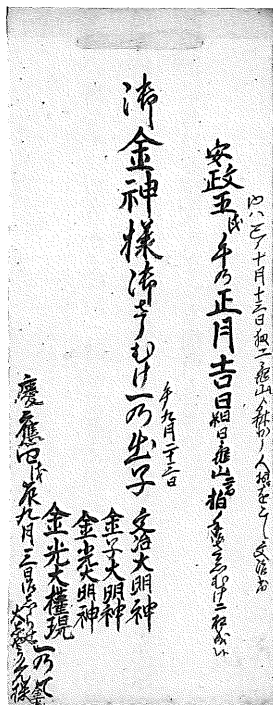
十二月

万付

金銭の無心や「取りかえ」（一時立て替えの意か）についての記録が記載されており、表記形態や内容から複数の帳面や紙片を合本したものと見られる。金銭貸借に関わる記録が綴られており、割り印が押された箇所が散見し、金銭貸借における証文のような箇所も見られる。

概ね三七cm前後、縦一四cm前後（二つ折り）であるのに対し、この帳面は横三四cm、縦一二cmほどでやや小ぶりのサイズである。一九・二〇丁には料紙の異なる小さな紙片が綴られている。綴っている紙縫りは二本が全体をクロスしており、一本目が表紙から二五丁まで、二本目が二一丁から裏表紙までを綴っている。また、別に先ほどの小さな紙片は、赤っぽい紙縫りでも綴られており、前後とは異なる箇所のように見える。

【金光大神直筆帳面②】写真及び解説文



内八巳ノ十月十三日夜ニ亀山方林かノ人お。をこし文治弟
安政五戊午乃正月吉日朔日亀山ニ而柏手御さ志むけニ相成候

午ノ九月二十三日

御金神様御さしむけ一乃出子

文治大明神
金子大明神
金光大明神
金光大権現

一乃て金光
慶應四戊辰九月三日御まらせ

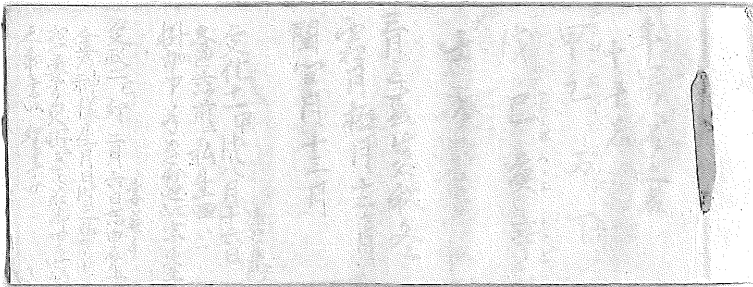
大志やうくん様

二、金光大神直筆帳面②

高三〇丁。内訳は、表紙、本紙二八丁、裏表紙。二つ折りの横帳。料紙は美濃判半紙。二つ穴で、一本の紙縫りで綴られている。表紙には、慶應四年九月三日付けのお知らせが記載されている。このお知らせは初見である。本紙には安政四年一〇月一三日の「神の頼みはじめ」に関する記録が記載されている。

亀山の弟繁右衛門への建築入用、山伏による無心、京都吉田家免許状関係、献金など、金銭関係の記録が多く見られる。また、ところどころに「お知らせ」が記載されている。安政四年から明治四年頃までの日付が見られるが、紙面によって内容が異なることから、複数の帳面の合本であると推察される。

【金光大神直筆帳面3】写真 表紙は白紙である。



三、金光大神直筆帳面3

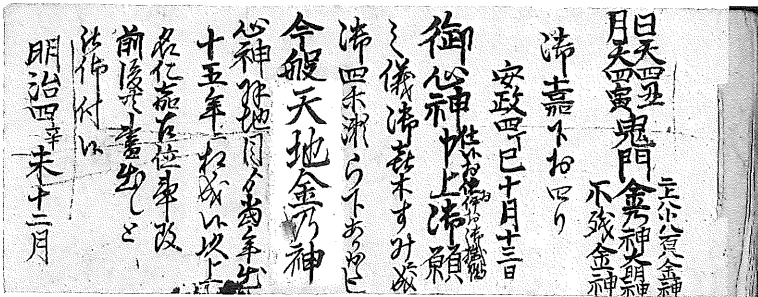
全一四丁。内訳は、表紙（白紙）、本紙一二丁、裏表紙（白紙）。本紙の料紙は他の帳面と同様に美濃判半紙だが、表紙と裏表紙の料紙は異なるやや薄手の半紙。二つ折りの横帳であり、二つ穴で和綴じ裏側で本結び。紙縫りに文字が見えるので何かの使い回しのようなものである。貼紙が一カ所ある。

内容は、金光大神の子供の生まれ日や名前の変遷、日柄方位の解説、金光大神の出生から明治六年までが年譜のような様式で記載された箇所、時刻表のようなもの、牛肉食についての記録がある。本紙中、四枚は白紙である。年譜のような箇所の表記は、「宅吉筆写帳面」中、後半部の帳面（「別の帳」と通じるところがある。いづれにしても、金光大神が繰り返し生涯を振り返っていたことが、複数の帳面から窺え、そのうちのひとつということになる。

四、金光大神直筆帳面4

全五〇丁。表紙、裏表紙に相当するものは見られず、本紙のみで五〇丁である。料紙は美濃判半紙、二つ折りの横帳。二つ穴で和綴じ。裏側で本結び。消去の意味合いで引かれたとみられる横線が多くある。また、貼紙や切り抜きもある。

【金光大神直筆帳面4】 表紙に相当するものは無い。



一丁表には、「宅吉筆写帳面」の「別の帳」冒頭にあった、明治四年一二月付のお知らせとほぼ同内容の記録が記されている。ただし、ここには、消去の意と見られる横線がある。また、やや紙の色が異なる「天地金乃神」と記されている箇所は、切り抜かれ、裏から異なる料紙が貼られた上で、「天地金乃神」という神の名が記されている。改めて「別の帳」との関連性や、明治四年という時期における神との関わりについて今後検討を要するものである。

金光大神の三男浅吉をはじめ、養父糸治郎や叔父与八、弟小幡彦助に関わる金銭関係の記録の他、金光大神の金比羅宮や厳島神社への参拝は初見。参拝者に関する記録も有る。もともと帳面にするべく綴られたというよりも、個別の目的で作成された帳面のうち、不要となったもの（消去線から）をひとまずまとめたものであろうか。

この度の資料提供により、他にも、一枚の紙面に書かれた「申渡しの際」や、川手家・赤沢家の由緒が記載されたもの等の金光大神直筆資料、さらには金光萩雄が作成したとみられる広前や神社関係の記録が新たに加わった。これまでの研究成果と突き合わせつつ改めて金光大神および、広前の営みの全体的な様相の究明が求められる。

「もらい受け」に窺う神々との交渉

—村落祭祀における神楽の様相との関わりで—

白 石 淳 平

はじめに

赤沢文治^①が生き、そして「金光大神御覚書」(以下、「覚書」)の舞台となった近世から近代移行期は、歌舞伎や浄瑠璃をはじめとした諸文芸が隆盛を極め、地方の村落にまで広く浸透していた時代であった。それは例えば、広前への参拝者が夜遅くまで浄瑠璃等に興じる様子に熱心に耳を傾けていた文治の姿を想像させる伝承^②や、自身が演者の一人となった村祭の芝居で、その演技を村人に称讃されるといった少年期の様子を伝える資料からも窺うことができる。そのような諸文芸は、村々の祭礼・神事の縁起譚としての神話、すなわち神語りに由来しているとされ、現実を生きていく人間における神との関係の模索に生じた営みであったことが示唆されよう。

こうした様相を顕著に浮かばせ、村々において伝えられてきた営みの一つに、神楽がある。村落祭祀における重要な神事芸能として営まれ続けてきた神楽は、近世期当時、そうした諸文芸の隆盛による影響を受けつつ各地域において展開しており、その多くは中世以前に遡る神話や説話等を撰受していたのであった。その意味で、時代を越

えて傳承されてきた神樂の神語りには、その時代社会に生きていた人々にとっての、神々と関わる生活世界の問題が、目に見える以上の奥行きや幅をもつて湛えられていると言えるだろう。

そもそも、神語りの世界とは、人間の現実へ向けた神のあらわれの由来を明かすべく言葉へともたらされる世界、すなわち「神と人との関係への問いの世界」として捉えられよう。^⑤ 翻って、日々の生活営為の意味を求め、神々の来臨を希いつつ営まれた、神樂をはじめとするそのような祭礼・神事の様相には、そこでの神語りの明かしによってはじめて捉え直されるべき歴史的現実の相貌が逆照されている、とも言えるだろう。その意味で、文治が生きた時代社会における、神々と関わる生活世界の営みへ目を向けていくことは、「神人の道」としての展開を求める本教信仰の今を、改めて、神と人との関わりの歴史に照らしつつ見つめ直していく上で、重要な手がかりとなるのではないだろうか。そしてこのことは、神との関わりの意義を伝えあらわしていく本教信仰の視座に培われるべく、^⑥ 今の時代状況において、なおさらに要請されていると考えられるのである。

そこで本稿では、文治と神々との関係が象徴的に示された「覚書」安政五年の「もらい受け」を取り上げ、村落祭祀における神樂の話型であり、そこにおける神語り^⑦（〈物語〉の「構造」）にも着目しつつ、村落とそこに生きた文治の生との関係、そしてそれを取り巻く時代社会の状況へ向けて、検討を試みたい。

ところで、この考察にとって有効な手がかりになる一つの資料がある。それが、当時大谷村で定期的に奉じられていた神樂の様相を窺わせる台本資料である。^⑧ そこには、岩戸からの天照大神の再臨に続くかたちで、鬼神の金神へのまつりかえを語った演目（「天磐戸開神能」）が所収されている。注目したいのは、天照大神の再臨に對置させるかたちで金神の登場を語るそのような話型であり、それは金神と天照皇大神との問答として知られてきた「もら

い受け」に対し、改めて、当時における神々との関わりのあるありようへ向けた検討の余地を浮かばせるものとなっているのである。

「もらい受け」といえば、安政五年正月朔日、龜山への年始参りにおいて「金乃神下葉の氏子」^⑨を許された文治が、同年九月二三日に至って「金神の一乃弟子」とされ、そこで確かめられる金神と天照皇大神との、次のような問答内容である。^⑩

天照皇大神様、戌の年氏子、私にください候。へい、あげましょう、と申され。戌年、金神が其方もろうたから、金神の一乃弟子にもらうぞ、と仰せられ。

金神様、戌年あげましょうとは申したれども、えいあげません。戌年のような氏子は、ほかにござりませぬ。それでも、いったんやろうと言うてから、やらんとは、いつわり。せひもります。おしければ、戌年の代わり、せがれ巳年成長仕り、お広前まいらせますから、ください。さよう仰せられますれば、あげましょう。くだされば安心仕り候。

戌の年、母、家内一同へ申し渡し。一乃弟子にもらうというても、よそへ連れて行くのじゃない。此方で金神が教えるのじゃ。なんにも心配なし。午九月二十三日。
(「覚書」六一)

67
右の引用からは、「一乃弟子」とされるにあたって、天照皇大神から「もらい受け」られるということの必然性への関心が生じる。単に金神との関わりの深まりでは十分ではなく、二者関係に留まらない天照皇大神を含めた対他的関係がそこに浮かんでいるからである。それは見方をかえれば、「一乃弟子」という意味にとつて、何としても天

照皇大神という神の登場が必要だった問題をも意識させられる。つまりそれは、文治にとっての神との関わりに、天照皇大神を介して見返されねばならない〈物語〉が不可欠であったということになる。このことは、文治を「一乃弟子」とする金神自身が「もらい受け」の語り手ではなく、その出来事の中の配役的な位置づけになっていることにも関連しているよう。

それにしても、この「もらい受け」の出来事が問答としてあらわされているのは注目し値する。それこそ、その出来事の特異な意味が、問答という〈物語〉によって指し示されていることを示唆するからである。何よりも、登場する金神や文治といった、主体や認識を前提にできない出来事自体の自律的なありようが、そこにあるだろう。それは、金神や文治を巻き込みつつ動かしている、その時代社会に生じた出来事としての特異な意味が、〈物語〉によって浮かばせられることに直結しているに違いない。

このことを追究すべく、以下第一章ではまず、大谷村における神楽奉納の諸相、また金神が登場する当該演目の内容及びその周辺状況を概観する。第二章では、諸学の知見に学びつつ、金神の登場を語る話型の由来を荒神神樂のなりたちに見つけ、そこに浮かぶ歴史の様相との関わりから、村落と村落に生きた文治の生へ改めて目を向けていく。以上の考察を踏まえ、第三章では、金神が登場する神樂の話型との関わりで、「もらい受け」の構造とその意味についての論究を試みる。

なお、本文中に引用した「覚帳」「覚書」の記述については、『金光教教典』における章―節―項番号（理解については類―伝承者―節―項）を付してその該当箇所を示し、日付については当時の生活暦に準じ旧暦を用いた。また、諸資料からの引用については、適宜字句を現代表記に改めた。

一、神樂における金神の登場

i 大谷村と神樂

当時農村社会に生きる人々が神々の来臨とその恩恵を体感すべく奉じた神樂は、その多くが神がかり託宣を伴っていたという^⑫。そしてそれは、古くは神前に参集するすべての者たち、後には巫女や神職を媒介にして行われた、神がかりによる鎮魂の動作に起源を持つとされる。その定型化・芸能化を伴いつつ各地域において展開・伝承されてきたのが、いわゆる里神樂として今日知られる、全国各地の神樂であるという。

さて、当時大谷村において神樂は、五穀豊穡あるいは家内安全の祈願のため、氏神社や荒神社の祭祀に奉納された^⑬。氏神社賀茂宮の祭祀においては、寂光院の僧によって祭文が上げられ、佐方村の神職らによって奉幣・祝詞・神樂・神幸などが仕えられており、神樂は毎年本祭りの前夜に奉じられていた^⑭。一方荒神社へは、荒神神樂または荒神舞といって、一定の期年の当たり年（式年、舞年）、あるいは災厄を祓つたり鎮めなければならぬ凶事などが生じた場合に、神樂が奉納されていた。

そのことを窺わせる資料として、小野家文書には、安永五年（二七七六）以降の「荒神舞入用帳」^⑮が残されている。それによると、五年に一度の間隔で「神樂入用」あるいは「舞入用」との収支明細記録が確認でき、当時の庄屋小野邸のある津谷の荒神社では、五年を式年として定期的に神樂が仕えられていたと考えられる。因みに、文治が生きた年代の記録の内、本稿で取り扱う時期について言えば、養父から家督を受け継ぐ天保七年が式年にあたっており、

以降五年毎（同一二、弘化三、嘉永四、安政三、文久元、慶応二、明治四、同九、一四年）に津谷荒神社で神樂が仕えられている。また、その居住地からして文治が関わっていたと目される本谷荒神社の祭礼においても神樂が奉納されていたことが、やや時代が下った記録ではあるが、資料上確認できる。¹⁷⁾

このように、その土地の荒神祭祀に伴っての神樂奉納であったことが窺えるのだが、小祠の中で最も多く見られるのが荒神社で、現在の金光町内にも全域にわたって分布しており、その祭祀は講内（コーウチ）や谷（タニ）と呼ばれる村組を単位として営まれていた。¹⁸⁾ 現在でも、氏神の氏子圏がほぼ旧村（大字）と一致するのに対し、大谷西の二社（別所、大谷旧講中（二十八講ともいう）、大谷東の二社（夕崎、津（津、釜人、新田））というように、計四社の荒神社は小字単位で管理されており、当時から受け継がれてきた祭祀のありようを窺わせている。¹⁹⁾

その荒神社では、式年における荒神神樂の他、「夏祈禱」や「荒神籠り」、「荒神講」など様々な行事が営まれ、その度に講内の者が参集・出仕していたという。そのため、荒神社は信仰の対象であっただけではなく、「荒神籠り」の際に村や組の運営に関わる相談事が持ち寄せられたり、疫病神の退散や夏作の豊穡が祈願される「夏祈禱」の際には、その祭祀の当番と水田の水当番の役割が結びつく等、共同体運営の中心機関としての役割も果たしていた。なお、本谷荒神社の荒神組においても、旧暦正月二八日に「二十八講」、旧暦六月一三日に「夏祈禱」が行われており、「二十八講」では、一年の計画及び決算、また各家の耕作面積に応じた荒神組運営費の徴収、²⁰⁾ そして加番（水番）の決定等がなされている。文治がこの加番や堤番の役にあたっていたことからも、²¹⁾ 村の行政に結びつくかたちで営まれていた荒神祭祀に文治も参入していたであろうことが窺えよう。また、地域によっては、「荒神籠り」に引き続いて伊勢講が当番の家で行われる例も見られる。このように、本稿で見ていく天照皇大神との関わりは、荒神組やその他の講

ては、適宜省略した箇所もある。

ii 「天磐戸開神能」における金神の登場

における祭祀や役割とも重なり合いつつ、村落共同体の運営維持の問題と深く結びついていたことが推察されよう。さらに、「荒神舞入用帳」によれば、津谷荒神社の場合、式年の神楽奉納に際してその差配にあたった者の名前を「宗門帳」の記載と対照すると、「小野氏」「乙十郎」「多平治」「浅五郎」「忠五郎」「友造」の名が確認でき、主に同組内（安政期は四右衛門組）の各家が輪番でその役にあたっていたことが分かる。また、備中備後の山地では荒神の祭地の多くがもと先祖の墓所であった例や、荒神を同族の死霊と観想する例が多いとの指摘、さらに荒神神楽を祖霊加入の儀式とする見解²³もあり、神楽は、組内あるいは株内といった、古くからの具体的な地縁血縁と強く結びついた荒神組とその祭祀の中で営まれたことが想像される。もつとも、先に述べたように文治は本谷荒神社の組に属していたと目され、その祭祀が津谷荒神社と同様であったかどうかは今としては不明である。しかし、嘉永元年におけるちせの治病祈願〔覚書「二―11―2」〕、そして安政六年におけるくらの大患において窺われる「講中」との関わり〔覚書「七―5―4」〕からしても、文治における神との関わり背景には、村落祭祀、及び荒神組等その祭祀組織との関係性が推察されるのである。

以上、共同体のなりたちと深く結びついた村落祭祀であり、そこにおいて営まれた神楽であったのだが、はじめに触れたように、その神楽には金神が登場していたのである。以下、その内容を詳しく見ていきたい。

台本の終盤における、金神との神名が認められる箇所を中心に抜き出すと、次の通りである（なお、ふりがなについては、適宜省略した箇所もある）。

(表紙)

(丸印)

笠原家
知事

(丸印)

天磐戸開神能書

戸隠山神前磐門能

天津神天乃石窟仁入堅テ世波常闇止

成ノ悲哉

〔*中略—以下、岩戸から天津神（天照大神）が出た後の、終幕における手力雄命と鬼神の間答〕が

手力雄命曰

石窟乃中仁居波何者哉

鬼神答

我波右乃眼波月光左乃眼波日光

右手仁八咫鏡左手仁十寸ノ鏡

手力雄命

曾礼波伊弉諾伊弉冉尊乃事

大虚タレナ

鬼神曰

鼻ノ長サ七咫、背長七尺餘リ口尻

明久耀利何

手力雄命

曾礼波猿田彦命ノ事明白仁申世

鬼神曰

青山乎枯山仁須ルナリ

手力雄命曰

曾礼波素戔嗚尊乃事体言乎云ナ

鬼神曰

我波十六天乃魔王ナリ神國乎魔國ニ

世ン

手力雄命

石窟ヨリ引出シ一寸ノ仁伐リ平ケン

鬼神曰

我ヲ助給〜止申須

手力雄命

某仁隨仁於ハ金神止祭り良定座

月金神日金神七殺金神止唱齊故仁

幾万歳仁至迄百姓乎守護給江

鬼神曰

恐入畏テ候

右八日神御出頭鬼神ハ金神止祭り

思兼手力男親子ノ神忠臣至極事

天保十一子年十一月吉日

神樂幕元神田譲リ請次

笠原相勤社中門弟数多アリ

笠原肥後頭代ヨリ

表紙の「天磐戸開神能書」との演目名からも、これは、現在においても備中神樂等多くの神樂において演じられる代表的な神樂演目の一つ、「岩戸開き」に類する内容であることが分かる。この演目は、記紀神話における天照大神の天岩戸隠れを語る神樂の一種で、素戔嗚尊の悪行により天照大神が岩屋に籠ったため天地が常闇となったところから始まる。そして、天児屋根命、天太玉命、思兼命、手力雄命といった神々の談義を経、天鈿女命の舞と手力雄命の怪力による岩戸の開扉により天照大神が岩屋から再臨し、再び世が光に照らされ終幕となるのが一般的な次第である。それは、冬至に太陽の力が弱まり復活するという、広く北半球に見られる神話の型との類縁性も指摘されるよく知られたエピソードであり、当該演目も終盤まではほぼ同様の流れとなっている。しかし右に引用したように、この神楽台本では、そうした一般的な終幕に加えられるかたちで以下のような内容が続くこととなっており、そこに金神という神名が記されているのである。では、その内容を確認してみよう。

天照大神が外界へと再臨した。しかし、岩戸の中に未だ何者かが潜んでいることに手力雄命が気付く。そして鬼神と手力雄命の問答が始まる。何者か、との手力雄命の問いに繰り返し応じて、鬼神は、「伊弉諾伊弉冉尊」「猿田彦命」「素戔鳴尊」と偽りの神名で答え続けるが、ついに神国を魔国にせんとする「十六天乃魔王」であることを明かし、外に引きずり出して八つ裂きにしようとする手力雄命に助けを乞うこととなる。それに対して手力雄命は、自分に随うなら金神として良に座を与え、今後は「月金神日金神七殺金神」と唱えられる祭祀の対象として「百姓を守護給え」ともちかけるのである。そして鬼神はそれに恐れ入り畏まり、もつて百姓の守護が約されたこととなり、終幕となる。一般的な演目の次第では、天照大神が岩戸から出て天地に陽光が取り戻された時点で、百姓の守護は再び約されるという流れなのだが、ここでは、その百姓を守護する神として鬼神が取り立てられ、金神にまつりかえられることで終幕となっているのである。

さて、天照大神の再臨に對置されるかたちで、鬼神すなわち金神の登場を語るこのような神楽演目は、どのようななりたちをその背景に持ち、またそこには当時の村落共同体の問題とどのような関わりが窺われるだろうか。以下、その様相を「もらい受け」へと振り向けつつ窺っていくことで、金神との関係が「もらい受け」として伝えられるその意味構成を、神語りという様態であり、〈物語〉の問題として検討する手がかりを探っていききたい。考察の舞台準備として、しばらく回り道をするかたちになるが、まずは、引用資料の周辺、及び当時から現代に至るまで営まれて続けた神楽という神事芸能の様相について、諸学の知見に学びつつ見ていくこととしたい。

読み下し台本の末尾に「當荒神宮神楽奉納に付き」との文言が見られることから、この神楽は、村落祭祀の中でも、荒神社の祭祀において仕えられた荒神神楽の一つであったと推察される。先にも触れたように、当時から、氏神社

や荒神社での神楽奉納は、引用台本を所蔵する佐方村の社家を中心に伝えられたとされ、その佐方の神楽社は佐方太夫とも呼ばれたという。資料中にもその名称が見受けられるように、佐方の神楽は吉備神楽ともいい、神楽社の社長宅は代々「幕元」と呼ばれ、現在も舞帳四冊とともに伝来の面二〇種、衣装一五枚が保存されているという。当該資料もその舞帳の内の一つと考えられよう。

伝承されている演目の内、「岩戸開き」・「國譲り」・「大蛇退治」の神代神楽は、幕末に神田大和が、生家である走出村（現・笠岡市走出）の社家木山家から移入したとも伝えられる。その神代神楽自体は、文化・文政年間（一八〇四～一八三〇）に成羽の神官西林國橋が記紀神話をもとに神話劇三編を整理・創案したものとされており、現在に残る備中神楽は、この神代神楽とそれ以前の神楽が習合したものとされている。神代神楽の移入以前は、主に「五行」（王子神楽、幡分け）という舞が神楽行事の主要部分になっていたとされ、それは神職がお互いの五行思想や神道についての知識を長々と論争し合う内容であったという。また、先に触れたように、小野家文書には安永五年以降の「荒神舞入用帳」が残されていることから、大谷村では化政期以前にも神楽を仕えていたことが確認できるのだが、それが神田一門による神代神楽以前の神楽であったかは不明である。

では、佐方村の神楽社笠原家が所蔵していた台本「天磐戸開神能書」における金神の登場をどう捉えることができるだろうか。「岩戸開き」が化政期以降に移入された神代神楽であるということは、それ以前の神楽の名残とも予想される。あるいは、神代神楽以前は、「五行」という陰陽道的要素の窺われる神楽が中心であったとされていることから、金神の登場は、そもそもの荒神神楽のなりたちに関わっていきそうである。

このことに関わって、かつて本所が行った民間信仰調査の記録には、当該演目における金神の登場について、岡

山県井原地方において長年神楽に関わった人物から聴取した興味深い知見が残されている。²⁶⁾ その記録によると、笠岡市の島嶼部では、内陸部の神楽社中が泊まりがけで島へ赴き神楽を奉納するため、滞在初日に一晩かけて舞ったものと同じ演目を、島から離れる際にもう一度舞うことがあったとされる。その際、祭という場で荒々しい演出を好んだ島民の要求もあって、同じ内容を繰り返すことができない場合、または時間が余ってしまった場合などに、最後の演目として舞われる「天の磬戸開き」の終盤で、台本には正式に載っていない内容が特別に付加されることがあったというのだ。そして、そこで付け加えられる内容というのが、手力雄命による開扉を邪魔する鬼神の登場であり、その鬼神を、「磬屋金神」、あるいは「磬戸金神」と呼ぶという。またそこでは、そうした神楽の様相が備後の神楽の影響による可能性も指摘されており、神楽における金神の登場は、備中神楽の社中には一般的に知られていないものであったとされているのである。

そこで次章では、まず、備後地方を中心に他地域の様相にも視野を拡げつつ、神楽における金神登場の由来を、そもそもの荒神神楽のなりたちを探っていく。その上で、そこに浮かぶ論点を、文治が生きた村落共同体の様相へと振り向けてみたい。

二、神楽のなりたちと村落共同体

i 神楽の源流に浮かぶ金神登場の由来

まず、「岩戸開き」について見ていきたい。現在の岡山県下に広く伝わる備中神楽はもともと、西日本一帯に伝わ

る出雲系の岩戸神楽に属するものとされ、奥羽の山伏神楽、三河の湯立神楽、伊勢の大神楽等とは異質のものと考えられている。先にも触れたように、化政期に至ってそこに国学的要素が加えられ、記紀神話の神々の語りを中心とする現行の「岩戸開き」の舞として整理・創案されたのである。佐方村の社家に伝わる吉備神楽も、そうした神楽の一つであると考えられよう。おそらく、安政五年当時において奉じられていた神楽は、既に国学的要素が混入していたものと思われるのだが、備中備後地方に伝わる諸神楽には、そうした江戸後期における変容以前の古いかたちを示唆する要素が保持されている場合があるという。

そこで、「岩戸開き」のなりたちを尋ねてみると、その祖型とされる「岩戸の能」は、近世前期頃までは、中世神道説に基づく穢れを、手草（神の憑代として舞人が手にする櫛や幣、鈴といった採り物）によって清める神楽であったとされる。つまり、記紀神話とは異質な世界のもので、そこに天鈿女命等の神々は登場しなかったというのである。その名残が、美作・備中・備後・石見の一部に残されており、それが第（大）六天の魔王の登場とその攘却、そして荒神へのまつりかえという話型であるという。^⑳ この第六天の魔王が、おそらく、「天磐戸開神能」に登場する「十六天の魔王」、すなわち金神へとまつりかえられる鬼神であろうと推察される。

このように、「岩戸開き」の舞の源流には、魔王（鬼神）を攘却するべくまつりかえの交渉を行うという修験的要素が確認でき、そうしたかたちで、金神登場の由来の一端が窺えるのである。^㉑

なお、そこに登場する第六天の魔王は、仏教の天部における六欲天の第六天、他化自在天の王であると考えられ、常に仏法の妨げとなるので魔王と呼ばれているという。^㉒ 平安中期頃から様々な文献に登場してくるようだが、天照大神と対置する例として代表的なのが、『沙石集』（一二七九〜八三年成立）の「太神宮御事」とされる。大略そこでは、

仏法の流布を妨げるべく登場した第六天の魔王に対し、天照大神が、自分は仏法を忌避するので安心して帰るように、と偽り騙したのだが、その際の誓約により以後伊勢神宮は仏法を忌避することとなったという、伊勢神宮における仏教忌避の由来が語られている。以上のことから、「天磐戸開神能」における金神の登場は、その源流として、中世神道説に語られる神々の誓約という話型にまで遡ることが考えられよう。

次に、「五行」について見ていきたいのだが、右に述べた事例において第六天の魔王が荒神とされていたように、「五行」舞の由来もまた、当時における荒神への認識のありようが関わっているとされる。³²多くの地域では、荒神が土公神や金神等様々な神と習合している例が報告されているが、「五行」の舞は、その土公神祭祀との関連性が指摘される神楽なのである。³³

さて、その「五行」舞は、天地万物の主宰者であるとされる盤古大王が、五人の王子に春夏秋冬及び土用の月日の掌務を分配するもので、五色の長幡をそれぞれの意味に合わせて分け与えることから「幡分け」、五人の王子が出るので「王子神楽」ともいう。³⁴そこでは、暦法の解説が行われ、また神楽全体の筋の展開が五行思想に基づいているので「五行」と呼ばれるのである。なお、その成立過程を窺わせる説として、「五行」は西林国橋により備中備後で行われていた「大土公祭文」を神楽舞用に編成替えをしたものとする見解もある。

そこで、「大土公祭文」に通じる古い形式が保持されているという文化六年（一八〇九）の「土公神延喜祭文祓」³⁵を見てみると、その冒頭部分に「謹請西方白帝白竜王のへんげには金神王を守護すと申す」との文言が見られ、他にも「金神王」との神名が数箇所確認できる。なおここでは、「金神王」がその本地「白竜王」の「へんげ」とされているが、土公祭文よりさらに先行する祭文として、文明九年（一四七七）の「五龍王祭文」³⁶があり、その背景には「籠

『簀篋内伝』第二巻冒頭で語られる盤古大王とその妻五人が生んだ五帝龍王の説話等の存在が指摘されている。³⁷⁾そして、その『簀篋内伝』において金神は、牛頭天王に殺害された巨旦大王の精魂とされており、そこに、「牛頭天王縁起」や「蘇民将来」説話へと通じる源流が指摘されているのである。³⁸⁾

以上、「天磐戸開神能」における金神登場の由来を荒神神楽のなりたちと尋ねてみると、その源流は中世神道説や陰陽道、修験道における世界観といった、記紀神話が浸透する以前の神語りの世界にまで遡ることが窺え、またそれは同時に、金神という神のありようにも関わった、神語り世界の歴史と言える様相を呈している。さらに、それが長い年月をかけた神仏の交渉を経ながら伝承され、伊勢流神楽、出雲流神楽共に、その伝播には中世期の修験者が関わっていたとされているのである。ここからは、荒神神楽のなりたちの背景には重層的かつ多様な信仰の実態が推察され、そうした中で村落社会への定着であり、また幕末期に至つての金神登場であつたことを思わされよう。そうしてその後、明治維新における廃仏毀釈の影響により、大部分の神楽からそうした修験的・陰陽道的要素が取り除かれていくこととなるのである。

さて、神楽における金神の登場をめぐるそうした大きな歴史の流れと、その複雑な様相に目を遣るとき、そのように繰り返される創造・再現が、村落共同体のなりたちを支える〈物語〉に深く関わっていくことが推察されてこよう。もちろん、ここまで見てきたような、金神の来歴とも言うべき、神楽の変容過程として浮かぶ歴史の様相は、後の時代における文字資料の収集、整理を待つて確かめられるものである。その意味では、神楽をはじめとする口承の神事芸能に、文字どおり目や耳、口でもって体感的に触れていた、安政五年当時の大谷村に生きる人々にとつて、それは窺い知ることすらなかつた問題かもしれない。

そうとして、その祭儀空間で語られる神の出自や神事の由来が、共同体の起源を遙か古の神話から明かし、³⁹⁾なりたちの意味を絶えず喚起させるべく伝承されていたという事実は、大谷村における神楽の様相との関わりで「もらい受け」を検討するにあたって、注目すべき点であると言える。つまり、当時の人々にとつて、神楽の奉納を通して神々の語りに触れ親しむことが、すなわち村落共同体の一員として、そこでの暮らしを支える〈物語〉を担い生きるという意味でいかに重要であったかを考えさせられるのである。また特に、「天磐戸開神能」における金神へのまつりかえ、あるいはその由来に関わつて窺われた天照大神に対置される第六天の魔王の調伏といったような、「荒ぶる神」の鎮魂伝承が、神を祀る一族の縁起譚としての性格を有する場合がある、との指摘も見られる。⁴⁰⁾そのことからしても、神楽における神語りは、共同体の祭祀に関わる人々をして、自らのルーツを神的意味世界との関わりで捉え直させる契機として作用していたと考えられるのである。

そして、そうした〈物語〉の意味からは、「もらい受け」が、金神と天照皇大神との神語りとして告げられているありようを、ここまで神楽で見てきた神的意味世界の問題と同様に、村落共同体のなりたちとの関わりへ振り向け捉えていくこともできるのではないだろうか。

ii 神々と関わる生活世界へ向けて

引用資料において、鬼神の金神へのまつりかえが、「百姓を守護給え」との祈願を伴っていたように、当時大谷村において神楽は、村落生活上の具体的な厄災を祓うため、あるいは、共同体としての村そのものの安泰を願って奉納されていた。なお先にも触れたように、例えば小野邸のある津谷の荒神社では五年を式年として定期的に神楽が

仕えられていたことが窺えるのだが、「もらい受け」に関わってここで注目したいのが、天保七年、及び安政三年の式年における様相である。

まず、天保七年（一八三六）についてだが、天保年間、特に同七年前後は、全国的に天候不順による不作が続き、飢餓や疫病の蔓延を招いており、江戸三大飢饉の一つに数えられる天保の大飢饉にあたる時期であった。当然大谷村もその例に漏れず、零細農民の困窮が問題になる中、特に庄屋は様々な救恤策に追われることとなっていた。そうした事態に対応すべく、お救い米の下付や年貢の軽減に関わる実情調査のため、当時大谷村には頻繁に役人が出入りしていた。^{④1}

ところで文治は、天保七年八月六日、養父多郎左衛門（衆治郎―天保二年に改名）の病死に伴い、家督を継ぐこととなったのだが、その前後の様相を「御物成帳」、「小割帳」、「諸入用足役帳」等の小野家文書の諸記録に窺うと、家督相続以前の天保二年（一八三一―文治一八歳）以降、安政六年（一八五九）の隠居に至るまで、村内の様々な夫役に出仕していたことが窺える。^{④2} その中でも、家督の相続以降は、庄屋の使いというそれまでの夫役とはやや質が異なる、村の公用にあてられていくことが記録上に窺える。例えば、養父の死後まもなくの天保七年一〇月九日、稲綿の検分のため回村にやって来る役人を又串まで出迎えるべく、庄屋の命により一〇名の村人が遣わされているが、その一〇名の中に「国太郎」つまり文治の名が列せられている。^{④4} その時文治が又串まで出迎えた役人は、右に触れたような逼迫した村の状況に関わって来訪した検分使であったと考えられよう。

81
また同年十一月一九日には、命により庄屋小野光右衛門の領主役所出頭の随伴（中郡連使い）へも出役している。^{④5} 当時庄屋は、村政に関わる用件のため、領主の役所へ一定期間滞在して村務を処理することが度々あった。その際は、

身の回りの荷物持ち等のため、連れ使い一人を伴って出頭することが多かったという。文治は、その一人として用いられていたことになる。これに加え、金銭や書類を井手役所へ届ける用務（「中郡飛脚」）等、これ以降文治は、庄屋の命を受けて村の行政に関わる公用に人一倍関わっていくこととなるのである。⁴⁷⁾

ここで想起されるのが、「もらい受け」において金神から天照皇大神に提示された、「おしければ、戌年の代わりに、せがれ巳年成長仕り、お広前まいらせませますから、くだされ」との譲歩である。これまでもこの記述に翌年における隠居との関連性が読み取られてきたのだが、文治自身における家督相続の影響を窺わせる右のような様相からは、村落共同体に生きる者にとって、家督移譲に見られていた意味の大きさを思わされよう。特に文治の場合、飢饉という危機的事態に置かれていた当時の大谷村にあって、奇しくも養父親子の病死により村落共同体を構成する家の代表となった結果、庄屋の命によつて村落行政の一翼を担う立場へと組み入れられていったであろう様子が窺えるのである。

さて、以上のような様相からしても、浅吉への家督移譲を示唆する金神の譲歩は、一見、文治を金神が「もらい受け」るについての条件として捉えられる。そうとして、こうした村落共同体のなりたちに関わる慣習や役割をめぐつて金神と天照皇大神との間で問答が交わされるといふ、その出来事自体の意味に注目したい。すると、天照皇大神からの「もらい受け」という意味構成が、文治が担うこととなつていた村落共同体の一員としての立場への視線を伴つていふという、そのことの重要性が浮かんでこよう。さらに、文治自身にとっては、それが浅吉への継承の問題とされることで、村落共同体の一員として生きる問題に対する金神の眼差しが、文治による浅吉への眼差しに重ねられる。それにより、文治自身の生の来歴をも見つけ返させる契機となつていた、と考えられるのである。⁴⁸⁾

このようにして、「もらい受け」は、文治が生きた村落共同体のありようを、金神と天照皇大神との問答によって見つめ返させることとなっていたと考えられるのである。しかし、またそれが同時に、浅吉への継承によって保持される共同体の営みを超越的な視座から見返させる契機としてあったことは、一方で文治が担い生きることになる金神との関係が、そうした共同体の問題に接しつつも、さらに拡がりをもった意義として認められねばならないことを明かしている、と解されるのではないか。

折しも、安政六年当時における大谷村の農業収益は、同三年の大規模旱魃による不作や、全国的に猛威を振るっていたコレラの流行等の影響で、壊滅的といつていいほどの減収であり、その上同年より年貢が大幅に引き上げられ、村の借金が村人個人の肩に重くのしかかってくる事態であったという⁴⁹。そして、そのような状況へ向かっていく安政三年が、ちょうど荒神舞の式年にあたることになっていたのである。そのことからしても、共同体の枠組を支える超越性が要請される契機が、そこでの神楽の奉納には込められていたと推察される。そしてそこには、村落共同体の構造的危機に即応した〈物語〉の意味も浮かんでいであろう。そうとすれば「もらい受け」は、天照皇大神という神との関係を介した〈物語〉のありようを基盤として、金神との関わりにかなる意味を投げかけているだろうか。

iii 伊勢信仰との関わり

見てきたように、特に天保七年及び安政三年の式年においては、当時村が置かれていた状況も重なり、神楽奉納に込められた人々の祈りや願いは一入であったろうと推察される。そして、そのような神楽は、村落共同体運営に

おける様々な営みと深く関わる荒神祭祀において奉納されていたのであった。また、先にも触れたように、当時はそうした荒神祭祀をはじめ様々な講組織が重なりあいつつ神仏への信仰を支えていたのであるが、特に、伊勢神宮への代参講の意味も大きかった伊勢講については、「もらい受け」との関連性が指摘できる。つまり、隠居に関わっても触れた「せがれ巳年成長仕り、お広前まいらせ」との記述に、伊勢神宮への参詣を想起させられるのである。

事実、文治も文政一三年（天保元年—二月一〇日改元（一八三〇））に伊勢参宮を体験している。当時文治は一七歳であった。その際、文治は他の村人一名と共に参宮に向かつており、その中には後の庄屋小野四右衛門（当時は策太郎—一八歳）も含まれていた。文治と四右衛門は共に一〇代で参宮を体験したことになるのだが、当時大谷村から参宮に赴いた者の多くが一四〜二一歳という年齢であったとされる。⁵¹このことに関わって、大谷村には現代の青年団に相当する「若連中（若者組）」という組織が明治初期まであり、氏神祭祀への参入等を通して、やがて村の行政に関わっていくための素養を育んでいたという。⁵²その「若連中」と、大谷村からの参宮者の年齢階層が近似しているのである。また先に見たように、諸資料の記録は、この参宮の翌年にあたる天保二年以降、文治が村の様々な夫役に出仕していくことを窺わせる。

これらのことから、広く他地域の例にも見られるような通過儀礼的意味が、当時における大谷村からの参宮にも込められていたと推察されよう。そして、浅吉もまた同様に、この「もらい受け」から六年後の元治元年に参宮を果たしているのである。しかし、浅吉に限らず、明治六年には五男宅吉と三女この参宮も確認でき、また、當時にあって伊勢参りが、例えば若者にとっては成人儀礼的意味を伴った、一般的な慣行であったことからすればむしろ、ここでの浅吉への役割移譲は参宮のみを指すものではない、ということになる。そうとして、そのような参

宮にも関わって、伊勢信仰が、家督の相続を不可欠とする村落共同体の役割に支えられている面もあったことが、以下に見ていくような様相として窺えるのである。

当時は、守札や伊勢暦の配布等のために伊勢の御師が諸国を巡回していた。もとは皇室の祖先神として祀られ、古くは私幣禁断の制によって一般の参詣が困難であったとされる伊勢神宮が、鎌倉時代以降各地に伊勢講が組織され、特に江戸時代を通じて、農耕の神、日本の総鎮守として広く庶民の信仰を集めるようになった背景には、この御師による活動の影響が大きかったと考えられている。⁵³伊勢御師は、その多くがもと下級神職の出であり、主に神宮の門前に位置する宇治、山田に本拠を構えた。彼らは、近世期には旧来の御厨との関係をもとにした師檀関係を諸国の地方農村にまで拡げ、定期的に各地の檀家を回って伊勢側からの宗教的サービスや参宮などの情報を供給していた。また、伊勢での宿泊先として提供していたその邸宅における神楽や祈祷の差配等、檀家衆の参宮に際しては様々な便宜を図っていたという。⁵⁴

さて、大谷村では、そうした御師の来村に際して、宿泊等滞在中の接待を担当の家が受け持つと共に、御師へ収める初穂（祈祷料）を含め諸経費を、各家への割り付けから村の公費として支出する慣行があったことが「小割帳」等の記録に窺える。⁵⁵そして文治は、そうした伊勢御師への接待において送迎や荷物運び、また近隣諸村への札配りの随伴などを担当する一人であり、そしてその役割は、天保七年における養父からの家督相続に伴って文治に世襲された後、安政六年の隠居によって浅吉に引き継がれることになっていたのである。⁵⁶

85 隠居というと、直ちに社会関係からの離脱や退隠に結びつけられがちだが、見てきたような様相からは、次世代への継承・相続という側面が際立ってくる。その意味で隠居は、文治の信仰にとってのみ、つまり金神との関わり

のみにとつての問題ではない。ここでの場合、役割や立場を移譲される浅吉、またその移譲に伴う他の村民や共同体との関わり、そして、その役割に結びついていた諸神仏への信仰との関係が問題となる出来事であつたらう。そして先に見たように、浅吉へ家督が移譲される安政六年は、文治が家督を相続した天保七年と同様に、天災や疫病により農業収益が打撃を受けていた時期であつた。そのことからしても、当時の大谷村にとつて、伊勢神宮とのつながりを確保すべく定期的に来訪していた伊勢御師との関係は、神の加護に与る一つの回路として重要な意味を有していたと考えられる。⁵⁷⁾ その意味で、伊勢信仰に関わる村での役割とその移譲の問題もまた、荒神組やその他の講における祭祀や役割とも重なり合いつつ、共同体の運営維持をその基層において支えていたと言える。

以上見てきたことは、農村に生きる人々にとつて、神祭祀、及びそこで奉じられた神楽等に触れることが、日常生活営為へ神的意味世界を付与する契機として作用していた、その現実の様相として浮かんでいよう。そのことからすれば、文治が「一乃弟子」とされた出来事を、金神と天照皇大神との神語りによつて告げた「もらい受け」は、そうした現実のありように接していると、ひとまずは捉えられる。しかしそれゆえに、村落共同体の安寧への願いが込められていた、伊勢信仰に関わるそのような営みの実際から距離をとらされるという問題性が、そこには一層際立つて浮かんでくるのである。

さて、先に金神登場の話型との関わりで見た神楽の変容過程に、村落社会における重層的かつ多様な神仏信仰との関わりも浮かんでいたことを、ここで想起してみたい。既に述べたように、化政期における国学的要素の摂受は、神楽の話型を、神統譜に列なる神々の語りを中心とするものへと変容させていた。そして、そこへ至る過程は、村落共同体に伝えられてきた神祭祀と伊勢信仰との交渉が生じていたことの裏付けともなつていよう。

このことに関わって、幕藩体制下における検地等の領地支配・管理は、祭祀権の独占による旧来の宮座の特権を相対化すると共に、本百姓制による身分的平準化が、すなわち村内祭祀権の平準化にも結びついていたことが指摘できる。⁵⁸⁾ そうして成立した氏神氏子制では、一村一社という枠組が領地支配の単位に重なった。またそこで生まれた氏子圏が、旧来の血縁に基づく氏神の祭祀から、地縁と利害を共にする個々の家の集合態としての村の鎮守、つまり産土神としての氏神社祭祀へと、その信仰的意味合いを変容させることにもなっていた。そうした経過は、荒神や株神等の小祠が池田家の政策によって村組での祭祀へと編成・整理された岡山藩領域の様相にも浮かんでいよう。またさらに、個々の家の把握と支配に結びついた寺檀制によって、氏神祭祀から祖先祭祀が分立、相対化されることで、氏神氏子としての祭祀権と祖先祭祀権の保有に基づく「家」の意識化が促されることになった。そして、その「家」意識に、本百姓株を単位とする税制の権利義務意識が付与されるかたちで、蓄財意識としての家産観念が生じるようになっていた。そのようにして、村落共同体の安寧、すなわち「家」の永続への希求は、幕藩体制下における再生産システムを支えることにもなっていたと考えられるのである。

以上のような歴史過程には、幕藩体制下における村落共同体の秩序が、そこでの祭祀権への統制との関わりで形成・維持されてきたものであることが窺われる。そしてそのことは、伊勢の天照皇大神宮を総氏神として戴き営まれていた各村の氏神祭祀自体が、時の支配権力を構造的に支えつつ、共同体としての命運が農業収益の多寡に左右される事態を補強することにもなるという、ある意味での疎外状況として浮かんでいよう。そうした幕藩制における支配機構の踏襲・転形として押し進められていく身分制の解体や神仏分離は、さらに明治期の諸制度改革において、諸共同体の祭祀を国権的に編制・統合するというかたちで、神祭祀に関わる私権の縮小と平準化をさらに徹底させ

ていくことになる。

このように見てくると、従来取り上げられてきたように、村落共同体の実態の様相からは、「もらい受け」という結果へ向けた過程における、出来事の原因あるいは背景というよりも、金神と天照皇大神との問答によって、はじめて見返されるべき問題が浮かんでくるように思われる。ここからは、一人文治の信仰にとつての、「離脱」すべき旧い「伝承的生領域」^⑥としての問題性とは、また別の意味が見えてくるのではなからうか。「もらい受け」には、共同体の危機に際して絶えず村落生活を成り立たせてきた神的意味世界からの支え、すなわち、〈物語〉の問題が目に見えるようなかたちで対象化されてくる問題が窺われる。そしてそれにより、「もらい受け」という出来事の特異さが、一人文治のみにおける金神との関わりというよりも、その眼差しの先に浮かび上がる現実社会の移ろいをあらわしていると言えるのである。

三、神々との関わりの意義へ向けて

i 諸神楽演目に浮かぶ金神との関わり

前章で見たように、「天磐戸開神能」での金神登場の由来を神楽のなりたちに尋ねると、修験道的、陰陽道的な世界観の中で、様々な神に結びつくかたちで伝承され、生きられていた、金神という神との関わりのありようが浮かんでくる。そして、その伝承のありようは、引用資料に記された日付からして、金神という神にも関わって展開されていた神楽の話型が、記紀神話になぞらえたものへと改変されていく歴史的様相として捉えられる。

そのことを踏まえつつ、「天磐戸開神能」という天保期の神楽において金神が登場する問題を、「もらい受け」の神語りへと振り向けてみたい。近世末期の祭祀空間において流布していた話型は、共同体を支える〈物語〉としてどのように展開・作用していたのだろうか。^①

地域的にはやや隔たるが、興味深い事例として、陰陽道の民間的残存を伝える高知県旧物部村の「いざなぎ流」における神楽には、「金神の祭文」が伝えられている。近年、文献史的観点からその祭文を検討する研究が発表されて^②おり、ここでは、曆神の中世神話としての『萱篋内伝』がそのベースにあることが指摘されている。また、そのこととの関係で、興味深い近世期の事例が紹介されている。金神を八岐大蛇の霊である蛇毒鬼神、あるいは、巨旦大王の精魂とする言説を否定し、金神は素戔嗚尊であると主張する随筆（新井白蛾『闇の曙』）が、近世期に書かれているというのである。

このように、神楽の様相からは、近世期における金神との関わりの多様性が浮かんでくるのであるが、そのありようを、「天磐戸開神能」以外の神楽演目との関係からひとまず窺ってみたい。

あらかじめ示したように、笠原家所蔵の台本資料は、「天磐戸開神能」（岩戸開き）以外に、「神孫降臨」（猿田彦の舞）、「祇園能 替目号 八坂之能」（大蛇退治）、「出雲大社神能」（国譲り）、「吉備津彦命御能」（吉備津の演目次第を所収している）括弧内は備中神楽における一般的な通称。これら諸演目の話型からは、「もらい受け」の神語りと「天磐戸開神能」における金神の登場との構造的関連性にどのような意味を窺うことができるだろうか。各演目なりたちを概観してみたい。

まず、素戔嗚尊による大蛇退治を語る「祇園能」だが、その終幕部分における、退治された八岐大蛇の「亡魂鬼神」の登場及び「邪毒鬼神」へのまつりかえ・守護神化という話型に、先に見た「天磐戸開神能」での金神登場との共

通性が認められる。またそれは、金神を蛇毒気神とする言説とのつながりを示唆すると共に、祇園社の「牛頭天王縁起」を介して『簗簗内伝』へと通じる、金神巨旦大王精魂説との親和性をも感じさせる内容と言える。次に、「出雲大社神能」の由来を尋ねると、鬼国の修羅、第六天の魔王といった仏教的要素が排除され、単に国津神とされていくという改変過程が、その背景に浮かんでいることが分かる。⁶⁴ 続いて、吉備津彦命の勅命により笹森舎人が鬼神を打ち払う「吉備津彦命御能」の終幕場面では、釜の底に首を埋め置く間「御動辞」^{〔おどうじ〕}をなして百姓を守護し給え、との吉備津彦命の交渉に鬼神が応じ、吉備津五社の明神（眷属神長御崎とされる）へとまつりかえられている。いわゆる「おどじ」として知られる鳴釜神事の由来譚にもなっているのである。最後に、「神孫降臨」だが、その源流の一つとされる「荒神の能」^{〔あらかみ〕}には、第六天の魔王の攘却に近い話型が認められるという。⁶⁵

以上、台本全体を概観してみると、「天磐戸開神能」を含め、各演目はその源流において鬼神や悪霊の攘却・守護神化という話型を共有しており、金神という神との関わりがありようは、そうした神楽における話型の分化・改変過程にも遍在しつつ、近世期に多様な展開を見せていることが分かる。諸神楽演目における話型の重なりは、「天磐戸開神能」での金神登場の意味にもつながる、当時における金神との関わりや諸相として浮かんでいると考えられるのである。その上で改めて、天保期以降の神楽における、天照大神に対置されるかたちでの金神の登場であったことに目を向けると、それが、神楽の話型が改変されていく中であって、なお保持されていた、村落共同体における金神との関わりを示唆しているということを考えさせられよう。

そのことはさらに、「天磐戸開神能」において、一般的な終幕に加えて遅れて登場するのが金神であるということ、つまり、残余／余剰としての金神という論点を浮かばせてもいよう。記紀神話に沿った、神統譜に列なる神々の語

りに回収されない「余剩」⁶⁶として、そこには金神という神の特異さが物語られてもいるのではないか、ということだ。そして、ここまで見てきた様相からしても、その「余剩」に滲んでいるのは、地方農村に生きる人々の生活心情ゆえの、救済への切実な希求のありようなのではないだろうか。⁶⁷そして、そのような神樂の変容過程における、様々な神に結びつくかたちで伝承・保持され続けてきた金神との関わりに思いをいたすとき、それは、「余剩」というかたちをとりつつも、時代社会の移りゆきにも揺るがされることのない、金神という神の存在感を浮かべていることに気付かされるのである。

ii 神樂と「もらい受け」の構造的関連性

さて、当時大谷村で奉じられたであろう各神樂演目だが、そこに注目されるのが、鬼神や悪霊の攘却と守護神化という話型を、その源流において共有している点である。そうした話型のありようは、例えば、文治四二歳の厄晴れ祈願の様相にも確かめられるように、疫病や天災といった災厄に向き合いつつ営まれる村落生活における、神々との関わりの切実な様相を物語っていると見えよう。そして、歳神、氏神、祇園宮、吉備津宮といった、「厄」をめぐるの諸神への祈願は、その基層において、台本資料所収の各神樂演目の話型にも通じる、〈物語〉に支えられての営みであったと考えられる。共同体がそうした〈物語〉に支えられて成り立つということからは、偶然あるいは過剰という外部性との直面に際し超越的なものの導入が必要とされる契機として、神祭祀、あるいは神樂といった営みの意義が認められていた様相が確かめられよう。⁶⁸

また、文化人類学の知見⁶⁹によると、祭祀儀礼には、早魃期に行う降雨儀礼等の不定期なもの、一方、節句や正月

等の定期的・季節的な儀礼という大きく二つの系統が認められ、前者に比して後者は比較にならない程の安定性と不可謬性に基づいているという。またそれは、季節変化のリズムに対応した農事暦の上に自らの權威を確立し、多くの文化では、政治的權威の基礎にまでなっているとされ、ここでは、追放されるべき季節が悪神に見たてられ、穢れを背負って境界の外に立ち去って行くという話型が共通して見られる場合が多いという。

そのことからすると、基本的に一定の式年に奉じられてきた神樂は、季節儀礼として、話型の定式化の度合が強かったものと考えられる。その意味で、天照大神の再臨に対置される鬼神の金神へのまつりかえもまた、特に農村社会の安寧を約すそうした普遍的話型の一形態に分類されることになるだろう。

さらに、「もらい受け」「天磐戸開神能」両者に共通する、天照皇大神（天照大神）と金神との対置という点に注目した場合、「争闘神話は、潜在的に、両極性の原理の頂点間の緊張と解決という原理の上に成り立っているから、季節的移行を最も有効に祭式化するためには、争闘神話を原モデルにするのが最も効果的な象徴の組織法である」との見解が示唆的である。つまり、「もらい受け」と「天磐戸開神能」は、両極性の対立を象徴しつつ事物の起源を語る普遍的話型を共有していることになる。

ところが、前章において確認したように、当時、神樂における神語りの話型は、近代へ向けて大きな変容を迫られていた。そして「もらい受け」には、そうした話型の変容としても確かめられる共同体自体の危機が、〈物語〉を介して浮かぶこととなっている。つまり、両者が共通してその話型に普遍性を有しているからこそ、そこには、その安定性が揺るがされていた歴史的現実の方が際立ってくるのである。

それは、神樂のなりたちで言えば、中世神道説、あるいは神祇そのものがかたちづくられる以前からの、金神と

iii 「もらい受け」が投げかける意味

いう神のありようにも関わる話型が、近代へ向かって改変されていく過程に重なる。化政期における神代神楽の整理・創案は、その一転換点として捉えられよう。そこに至る背景としてはさらに、神儒仏への認識の変化を反映して荒神祭祀や神楽のありように転形が生じはじめる寛文・延宝から元禄という時期（一六六一―一七〇四年頃）が、村々の祭司層が次々に吉田家の官位を得ていった時期に重なっているという側面も窺える。⁷²そして、そのような歴史のうねりは、伊勢信仰の伝播と展開、変容の過程、そしてそこでの御師の動静にも重なり合いながら、明治期の変革へ向けた現実の人間社会の混乱状況に連関しつつ、神仏世界全体が変調を兆していた様相をも窺わせるのである。⁷³

そうした様相を踏まえつつ、改めて文治における神仏との関わりを尋ねるとき、養父からの家督の相続は、そのような世界の変調の連鎖として兆しつつあった、村落祭祀、そしてそれに深く結びつき支えられていた村の共同性の転形に、結果引き込まれていく出来事として浮かび上がってくる。⁷⁴それにより文治自身は、ここまで見てきたように、村の祭祀や行政と深く関わりつつ神仏世界へ触れていくこととなり、その中で、度重なる家族の死に出会い、また、家や先祖祭祀の問題を金神との関係において問われていくその先において、金神の「一乃弟子」とされ、そして隠居を促されたのである。

そして、重要なのは、「一乃弟子」へと至るそうした過程が、神仏世界と人間社会の相互的な変調の兆しに重なっているということである。〈物語〉を介しつつ「もらい受け」が見返すことを要請したのは、そうした世界の揺らぎであったことになる。

最後に、以上見てきたことを踏まえ、改めて「もらい受け」の捉え直しを試みたい。まずは、神楽の様相との関わりから浮かんできた〈物語〉としての意味を、「もらい受け」解釈の論点へと振り向けつつ確認してみよう。

前節で見たように、「天磐戸開神能」と「もらい受け」は、〈物語〉としての普遍的話型を共有しつつ、現実の危機的状况を照らし出すという構造的関連性を浮かばせていた。もちろん、当該神楽台本の内容に限定して言えば、金神の登場は定式の話型に付加されたものであり、そこに金神と天照大神との直接的な関わりは認められない。そうとして、その神楽自体のなりたちには、金神という神の来歴とも言えるような、神仏交渉の遙かな歴史が湛えられていたのである。そこに、天保期の「天磐戸開神能」において、その話型に金神の登場を付加させるというかたちで顕在化された、神話的構想力とも言うべき、〈物語〉としての力が浮かんでいるのであり、そしてまた、そうしたかたちには、金神や文治を巻き込みつつ動かす出来事それ自体としての、「もらい受け」の特異な意味の源泉が認められるのである。

このことからすると、「天磐戸開神能」では金神と天照大神との接触が無い一方で、「もらい受け」がその点をも踏み越えている問題は、そのような神話的構想力の歴史的厚み、さらに言えば、神仏交渉の歴史に浮かぶ金神という神の強大さを証している、とも捉えられるのではないか。その意味で、定式の話型への付加、つまり「余剩」としての金神の登場も、「余剩」の側から見れば逆に、天照大神の再臨で完結する話型の「欠如」を照らし出している、と解される。そしてこのことは、人間が直面する現実の危機的状况にあつては、天照大神のみでは足りない、根源的かつ元型的な守護性が要請されていたことを示唆してもいるのである。その点から言えば、単に鬼神の攘却では済まされず、さらに守護神化されるという話型の様相にも、神的なるものの元型的ありようとしての、両義的性質

への感受性が垣間見られるのであり、そのような悪神の福神化という話型自体が、様々な「余剰」を含み込みつつ展開してきたことを思わされるのである。それは例えば、備後の神楽に見られる金神の託宣、また、金神が退治される側ではなく退治する素戔嗚尊だとする説、そして「天磐戸開神能」でのまつりかえにおける、「百姓を守護給え」への敬意を含んだ表現にもあらわれていよう。さらには、「土公神延喜祭文祓」では「金神王」とされていることか
らしても、金神には単に鬼神とされるに留まらない力が認められていると考えられ、それは、鬼神とされてもお、元の失われた尊貴性を抱えている金神のありようを指し示していると言える。加えて、「吉備津彦命御能」に通じる温羅伝説のように、土地の守護者が征服されたことによる鬼神化、そしてそれゆえの守護神化であった、とも捉えられるのである。

以上、これらのことから、「もらい受け」の問答が、そうした神話的・元型的な構想力の総体をもって、記紀神話化されていく神楽、そして天照皇大神との関わりをも異化するものとして見えてこよう。

さて、こうした観点からしたとき、改めて注目させられるのは、支配権力につながる神統譜に即した神楽の話型
改変が、同時に村落共同体の構造的危機を契機として生じるただ中であって、「もらい受け」は、天照皇大神を中心とした神々の布置というその話型を摂受しつつ、同時にそれを翻しているということだ。ここまで見てきたことからすればそれは、文治における金神との関係深化（「一乃弟子」）が、そうした神統譜に回収できない「余剰」をも
抱え込みつつ、生活世界の基層を支える神々との関わりの歴史的全体性からした異化の眼差しの立ち上げを伴って、
現実を捉え直すことでもあったと言えよう。

その意味で「もらい受け」は、既存秩序の枠組におさまりきれないほどの、現実状況の混乱・混沌の実際を逆照

していることになるのだが、またそれは、「特異な神」としての金神が、当時の日常生活の実際において、時代社会の状況とどのように構造的な関わりをもちつつせり出してくることになっていたのかに関わる問題でもある。そして、村落共同体に根差して生きる人々、文治と神との関係、その双方が、そうした「余剰」としての金神への関わりを共有していたことからすれば、それは文治自身にとってみれば、従来のように「離脱」として解釈して済まされる問題というよりも、逆に、そこに留まる意味への問いをもつて村落共同体を見返す契機としてあったことになる。つまり、「もらい受け」に要請された異化の眼差しは、支配権力による機制としての枠組ではなく、その土地に根付き生きることに苦楽する個々の人間の結びつきとしての、生の共同性へ向けて、村落共同体の存立そのものをも捉え直させることとなっていたと考えられるのである。

そして、一旦は承諾した金神への文治の引き渡しを、「えいあげません」と翻した天照皇大神の、「成年のような氏は、ほかにござりませぬ」との語りは、そうした異化の眼差しの立ち上げを可能にもした、文治における村落共同体、及びそこでの神祭祀との深い関わりのあるようへ向けられていたと捉えられる。このことは、天照皇大神においても、文治の生のありように、村落共同体のなりたちを支える神性それ自体の働きが照らし出されていた問題を示唆するものであろう。そこからは、人間社会の転形に連動して神仏世界に変調を兆すただ中であつての、天照皇大神という神自体の存立を問う〈物語〉としての意味が浮かんでくるのではないだろうか。そうとすれば、そのような〈物語〉の意味からは、天照皇大神の翻意に対して金神が発した、「いつわり」との糾弾の意味を捉え返す可能性も示唆される。つまり、神樂のなりたちに関わつて見たような神仏交渉の源流の一つとしての、第六天の魔王と天照大神とのいつわりの誓約に照らし合わせるとき、神語り世界の遙かな歴史とその変調の実際に関わつて、

文治が金神の「一乃弟子」とされる出来事が浮かび上がることとなっていた、とも解されるのである。^⑦

これらのことは、神語り世界の歴史において、常に地の奥底にあつてこの世界のなりたちに関わり続けてきた根源神としての金神が、文治という一個の人間の人生へ向けて、世界の存立の問題を投げかける様相としても浮かんでいよう。そしてそれは、「もらい受け」が、金神と天照皇大神の間答という〈物語〉を介することで、文治をして村落共同体における自身の生の来歴を見つめ返させることに直結していたのであり、その意味で、村落に根付き生きる人間への神の眼差しが、現実へ向けて開示される様相として捉えられることとなる。すなわち、天照皇大神の翻意を糾弾しつつも、「おしければ」と提示された金神の譲歩は、金神、そして天照皇大神が共に文治を惜しいと思ふほどの、人間への関わりの重大さを物語りつつ、そのような神と人との関わりを神の側から確認する事態として解されるのである。

加えて、それは村落に生きる人々にとってみれば、神統譜に布置される神々を日常の生活心情の地平へと意味変換しつつも、地平それ自体を相対化する神的意味世界への感受性に対しての、神自身の応接性となっており、そうしたかたちで日々の暮らしの営みからこの世界の存立を見つめ、問い得る可能性を明かすものになっていたのである。その意味で、村落に生きる者の一人として金神の眼差しに触れた文治にとって「もらい受け」は、そこに生きる人間の助かりに関わって、現実世界における諸関係の生成基盤の更新、あるいは、その関係の結び直しへの願いを担う契機であつた、と考えるべきであらう。

このように見てくると、「此方で金神が教えるのじゃ」との家内一同への申し渡しも、以下のように捉え直すことができるのではないか。「なんにも心配なし」との念押しからは、金神による文治の「もらい受け」が、家族の者

たちにとっては現実生活の安定を揺るがしかねない事態としてあったこととの関わりが推察される。ここには、現実の村落共同体を構成する枠組としての「家」、及びそこでの暮らしと、それが超越的視座から異化されることとの二重性があらわになっていよう。しかしだからこそ、そこには同時に、人間の現実へ向けた神々の関わりの強度を見ることもできるのである。拙稿で論じた⁷⁶⁾ように、人間的現実を異化するほどの神的意味世界との距離は、かえって、その距離を跨ぐ神との応接性の確かさを証すべく存在しているのであり、それは現実の亀裂にこそ神があらわれねばならない問題に通じているのだ。それゆえに、明治期の変革状況に晒される家族とその暮らしにおいて、この亀裂が、より切実に問われていくこととなるのである。その意味で、ここでの「心配なし」には、現実社会の移ろいへの晒されつつ意識化されることとなっていた「家」の問題が、神的意味世界との関わりから支え直されていくことへの願いが込められていると解されよう。そのように、一人文治の個人的な問題としてではなく、村落共同体との新たな関わりの始動を告げるものであったがために、「此方で金神が教えるのじゃ」との言明は、家内一同へ向けて申し渡されなければならなかった、と考えられるのである。

そのことを敷衍して述べるならば、「せがれ巳年成長仕り」というかたちで、金神と天照皇大神の間答の場に引き寄せられることとなっていた浅吉を含めての、「家」の問題への異化作用を認めることもできよう。つまり、神々の語りにおける浅吉の成長の予示は、神々と関わりつつ現実を生きる人間の生の可能性を確認すると共に、それが絶えず支えられ続けていく未来を約すことともなっているのである。ここに、神と人との関わりへ向けて絶えず投げかけられる「もらい受け」の意味を認めることができるのではないか。

「もらい受け」は、時代社会の移りゆきの中で、人間の生を規定する構造がどのように揺らごうとも、そこから絶

えず立ち上げ直され得る助かりへの、その回路を指すものであり、神との関わりの確かさ、そして豊かさを、今もなお我々のもとへ届け続けるものとなっているのである。

まとめにかえて

本稿では、生活世界の基層を神的意味世界から支える〈物語〉としての意味に着目しつつ、同時代的に流布した神楽演目の話型との関わりから、「覚書」における「もらい受け」の検討を試みた。それは、以下に述べるような明治期の様相との関わりを踏まえた歴史実証的な観点とはまた別の角度からの論究となったのだが、そうとして、ここまで本論において見てきた様相から浮かぶ今後の課題、及び可能性について言及し、本稿を閉じるにあたってのまとめにかえることとしたい。

周知の通り、本稿が考察の対象とした「もらい受け」は、「覚書」においてのみ見受けられる事蹟となっている。そして「覚書」は、明治七年以降の起筆とされており、その点からすれば、「もらい受け」の内容それ自体には、明治期の様相を反映した何らかの意味が窺われる可能性も考えられる。^⑦ また、文治晩年までの内容が記された「覚帳」との関わりで言えば、明治期以降の記述にも散見する天照皇大神との関係を考えてみるものが求められよう。さらには、「覚書」以外の他資料との関係からした「覚書」の性格究明の必要性も浮かぶだろう。本誌掲載の岩崎論文に示された内容からしても、新資料の登場による既存資料への視座更新の要請により、今後、「覚帳」「覚書」の特徴、特にその資料的独自性や作品性への問いの錬磨が一層求められていくものと思われる。

そうした資料自体への視座の問題にも関わって、本稿で取り上げたような「もらい受け」への問いの延長線上には、振り返りという様相、あるいは、他資料との関係も含めて、改めて「覚書」の記述に、文治と神との関わりにおける、現実へ向けた超越的視点を問うていく可能性が拓かれるものと考ええる。そしてそれは、現代の社会状況にも通じる構造的危機にあつて、この世界へ向けて「覚書」が差し向けられた、そのことの問題へと問い入るための糸口ともなるのではないだろうか。

(教学研究所所員)

① 後に金光教祖となる赤沢文治は、文化十一年、占見村香

取家の次男として生を受け、源七と名づけられたが、文政八年における大谷村川手家への養子入に伴って文治郎と改名していた。その後、天保三年に至って国太郎と改めるが、同一五年には元の文治へと改め直していたことが、「覚書」の記述等から窺える。なお、以下本稿では、文治に統一して論述する。

② 古川に宿りて、信者が歌い、舞う、踊る、浄瑠璃を

語る、三時頃迄も大騒ぎをなしたる事あり。翌朝、一人にて早く参りたるに、

「近藤さん、昨夜は賑やかであつたのう。」

「誠におやすみの邪魔を致しました。」

と申したるに、

「私は面白くて、あそこ(縁端)まで行て、十二時迄聞いて居った。」

と仰せられたり。

(資料 金光大神事蹟集「三四〇、近藤藤守の伝え

③ 本誌掲載の岩崎論文で取り上げられた資料(宅吉筆写帳面)中の「別の帳」にあたる箇所)には、文政一〇年、当時一四歳であつた文治が、氏神賀茂宮の祭祀行事として奉じられた芝居「妹背山」において「ふか七」なる役を演じ、「千両役者」との評判を得ていたことを窺わせる、以下のような記述が見られる。

同「文政一筆者」十丁亥年九月氏神賀茂宮

祭に、小田へ芝居致し。子に願ひ私参り。

妹背山の四段目、ね太郎、お三輪、はじめ私に。

十四才の年、私はふか七になり。四人の内では、

千両役者と人に褒められ。[*解説・読み下し一筆者]

なお、ここでの「妹背山」とは、浄瑠璃及び歌舞伎の演目の一つとして知られる『妹背山婦女庭訓』と推察される。

近松半二らの合作で、明和八年（二七七二）初演とされるこの演目は、天の岩戸伝説や三輪山伝説といった神話、説話等をモチーフとして取り入れつつ、大化の改新前後の時代を舞台に、異形の悪鬼と化す蘇我入鹿の暴虐に対抗する人々の群像を幻想的世界観で描いた、いわゆる「時代物（王朝物）」に分類される内容となっている。引用は、文治がそうした作品を演じた際の、演じ手の技量を評定する村人たちのありようを伝えるものであるが、そこには、当時の大谷村における諸文芸への態度、あるいはその受容の度合が感じられる。

④ 『折口信夫全集 第十七卷 芸能史編1』（中公文庫、一九七六年初版）、坂江渉「古代の神話と口承の祭祀儀礼―『播磨国風土記』を中心に―」（『歴史評論』七八六号、二〇一五年）等参照。坂江によれば、神祭祀など超越的な「モノ」を「カタル」行為は、聞き手に対して説明して聞かせることを意味し、またそこでは、多くの場合、その起源が説かれることになるという。

⑤ 「覚帳」「覚書」に縁起的視界からの光をあて、そこに「実世界の不確かさに立脚し、根源の座から見渡しを与える神話的構造に支えられての金光教の発生」を問うた成果として、大林浩治の研究がある（「覚帳」「覚書」の神語り世界―金光教の始源的創造力を探る方法的試論―紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年）。

⑥ 近年、東北・九州地方を中心に、日本各地において神樂をはじめとする伝統的な祭礼・神事の重要性が見直されているが、それは、世代を越えて伝承されてきた神仏との関わりを、人々の結びつきを支える営みとして取り上げ直すというとする動きと捉えられよう。そして、こうした動向は、甚大な自然災害を繰り返し経験し、資本主義経済を主軸とする社会構造の揺らぎへの危機感が強く意識化される中にある。改めて、人間の存立を支え得る根拠への模索が求められている現代の状況を逆照するものだと考えられる。すなわち、その視界には、留まるところを知らない経済中心主義が、そうした神仏との関わりへの希薄化を伴って、依然押し進められている現状が映されるのであり、さらには、信仰の名のもとに世界各地で紛争が繰り返される中で、世界そのものの存立へ向けた切実な問いに晒されている神仏との関わりを指し示していると言えよう。そうした中であって、「神人の道」としての展開を求める本教には、危機に生きる人間の願いとしての、信仰の根拠へ向けた問いかけに応じていくべく、改めて、神と人との関係のなりたちへ向けた洞察が要請されていると考えられるのである。

⑦ なお、本稿において論述上（物語）とする場合は、特定の演目、あるいは文芸作品や「覚帳」「覚書」での内容（ストーリー）を意味するのではなく、その内容や話型にも反映し、またそうした作品を享受した人々の世界への認識に

寄与した、文化的・言語的な基層として窺われる問題構造を指すものとする。

⑧ 「荒神舞（神楽）の台本―備中神楽うた―（佐方神職笠原家所蔵）」。

この台本には、金神が登場する「天磐戸開神能」の他、「神孫降臨」「祇園能」「出雲大社神能」「吉備津彦命御能」といった演目が所収されている。資料の巻頭には、「佐方の神職笠原家所蔵 備中神楽うた 手力雄命と鬼神のやりとり」に金神云々の科白あり 金神に関する資料として収集す」との本所の収集経緯も記されている。資料後半には読み下し文が付されているが、その奥書には、「昭和貳拾九年貳月吉日 原本笠原家蔵書再写之」とあり、資料巻末には「友田沢次所有」とあることから、読み下し文については、原本を基にして昭和二九年に作製されたものと推定される。当該資料の原本を所蔵する笠原家は、佐方村の神職神田大和の下社家の一つで、金光眞整の言う「笠原肥後太夫という人の孫ぐらゐになるお百姓さんで、神様を拝んだり、神楽を舞ったり、方角や日柄を見たりしていた、笠原前（かさはら・すずむ）という人」（金光眞整述／金光和道監修『講座 金光大神覚』金光教若葉刊行会、二〇〇九年、一一九頁）が、収集当時の当主にあたると思われる。また、当該資料から抜き書きしたと思われる「神能抜粹」も同時に収集されており、両資料は共に、平田亀二氏聴取調査（昭和六二年六月二七日実施）の際、同席

した友田沢次氏より借用し複写したものとされる。「抜粹」については金神が登場する箇所が含まれていないが、当時友田氏は神楽の舞手として活躍中であり、抜粹はそのために行われたものであるという。なお、当該資料の収集に先立っては、昭和二三年に笠原前氏に対する聴取調査が金光眞整によって行われている（笠原前氏探訪資料）。ここでは主に金神祭祀に関わる事柄について質疑がなされており、笠原家と金神祭祀との関係も示唆される。

⑨ 「覚書」五―一―三。なお、「お知らせ事覚帳」（以下、覚帳）では、「金神下葉の氏子」（二―一―四）となっている。

⑩ ただし、「覚帳」には「同じく九月二十三日、一乃弟子にもらうと仰せつけられ、家内中申し渡し」（二―一―七）とのみ記されている。

⑪ これまで「もらい受け」は、例えば、「皇大神の氏子である日本民族としての立場から、それをこえて人類のひとつ、一個の人間としての生き方を問題にする世界にすませる、ということの意味するもの」（『概説 金光教』金光教本部教庁、一九七二年、八〇頁）、あるいは「生まれながらに、村や国の氏神社の氏子とされてきた立場から、文治の信心によって現れた、独自の神との結びつきに基づく、新たな展開がなされたもの」（『新版『金光大神』金光教本部教庁、二〇〇三年、九二頁）というように捉えられてきた。なお、それらに先んじて当事蹟を主題的に論じた福嶋義次は、「金乃神下葉の

氏子」としての生が、何らかの形で区切りがつけられて、新たな神との関わりのあり方がここで生れ出ている」「一乃弟子もらうけをめぐる金神と天照皇大神との問答―伝承の世界と信仰の世界―」紀要『金光教學』第一〇号・一九七〇年、二九頁」とし、また、「共同体内での役割・立場から一切退いていくということとの関連」で、天照皇大神を「村落共同体を結びあわし、仕組みを支える神性」として捉えている（同三九、四九頁）。明治維新以降の国家神道政策下における皇祖神としての神性を安政期の事蹟に認めることを差し控えた限定的立場をとっているが、いずれにしても、「もらい受け」を文治の信仰史における一つの画期として捉える解釈と言える。

このように、従来の解釈視点は、文治という信仰主体の特異さであり、「教祖」となる主体の過程から「もらい受け」の画期性を問うものであったと考えられる。その意味で、「もらい受け」に見られていたのは、文治という認識主体（それを「もらい受け」と認めることができるような主体）を前提とする二者（金神と文治）関係であり、またその想定上の視界に映る外界（二次的構成としての外界）であり、対他関係であったことになる。それは、「もらい受け」に浮かぶ神々との関わりの様相を、一人文治という個の問題のみに回収して捉える結果にもなったと考えられるのだが、金神と天照皇大神との問答としてあらわされた、その出来事自体の自律的なありようには、そうした個的な問題をも

含み込みつつ、さらに拡がりをもった問題性への問いを介して、改めて金神との関係深化（「一乃弟子」）の意義を窺う可能性が示唆されていると考えられる。

⑫ 本稿で取り上げる神楽の様相、及びそのなりたち等については、『金光町史 民俗編』（金光町、一九九八年）の他、藝能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第一巻 神楽・舞楽』（三）書房、一九七四年初版）、山根堅一『岡山文庫49 備中神楽』（日本文教出版、一九七二年初版）、岩田勝『神楽源流考』（名著出版、一九八三年）、牛尾三千夫『神楽と神がかり』（名著出版、一九八五年）等を参照した。なお、以下の論述に際しては、特に断りの無い場合はその典拠をこれら著作とし、煩雑さを避けるため適宜諸説の出典を省略した箇所もあることを断っておく。

⑬ なお「小割帳」（小野家文書）によると、「早馬祭祀神楽立寄」として早馬神社へ毎年の経費が計上されていた記録も窺える。

⑭ 金光眞整「大谷村における年中行事などについて（二）」（金光学院院研究部編『金光教學』第四集、一九四九年）一〇四頁、前掲『金光町史 民俗編』七〇九頁等参照。なお、嘉永元年に寂光院と神田家を取り交わした證文（小野家文書）中には、「大谷村賀茂宮祭祀之節ハ、大和、寂光院罷出、大和義是迄之通当番注連下シ、祭祀当日下社家召連奉幣、祝詞、神楽、神幸注連上相動「傍点―筆者」との文言も確認できる（金

光眞整同書一〇七頁注10)。また「小割帳」の記録では、「八幡宮賀茂宮祭礼神楽御初穂巻ヶ年一社立来り」として毎年一匁二分を計上していたことが確認できる。

- ⑮ 「安永五年 寛政三年 寛政九年 荒神社舞・地子等入用帳」(小野家文書、として纏められた一冊(内訳は「荒神社舞入用帳」(寛政三〜八年)、「津荒神社神田地利銀之内神楽入用差引帳」(寛政三年)、「荒神社神田加地子預并舞入用帳」(寛政九〜文政三年)、及び「荒神社舞入用并神田地利取立帳」(文政四〜明治四四年)、以上、安永五年から明治四四年(一七七六〜一九一〇)までの記録が残っている。なお、以下の論述ではこれら資料を総じて「荒神社舞入用帳」とする。

- ⑯ 現在もその社殿は、西側の墓地(「七墓」と呼び習わされる墓碑がある)、早馬神社に挟まれて存在している。

- ⑰ 「明治十一年六月ヨリ 村内各神社祭祀 金光神官」管長家資料六一一九(本誌掲載山田論文参照)。

- ⑱ 前掲『金光町史 民俗編』参照。以下、金光町(大谷村)の荒神社祭祀については、同書を参照。

- ⑲ なお、「宗門帳」(安政三年)の記載によれば、村内宮社の管轄が、権現社(寂光院)、荒神社(村中)、賀茂社(村中)、山神社(久之丞)、荒神社(村中)、権現社(須恵村与右衛門)、山神社(津谷)、荒神社(津谷)、荒神社(夕崎谷)とされており、現在の荒神社の数、及び管轄地域共にほぼ同様であることが分かる。

- ⑳ なお、神楽奉納等、村落祭祀に伴う支出には、各家の石高に応じた割り付けによって村の公費として計上されていた他、「御物成帳」の記載によれば、賀茂神田、八荒神田、本谷荒神田、早馬神田、津荒神田、夕崎荒神田、金比羅社地といった項目があり、各宮社の神田からの収益によっても賄われていたと推察される。

- ㉑ 金光和道「大谷村と赤沢文治」(紀要『金光教学』第三七号、一九九七年)参照。

- ㉒ なお、後年においては新田地区の者が当番にあたっていた記録も確認できることから、組内での輪番を終えた後に他の組へと引き継がれていく、何十年というより長いスパンでの当番制であった可能性もあり、荒神社の歴史の深さを思わされる。

- ㉓ 前掲牛尾三千夫「神楽と神がかり」、岩田勝「荒神社祭祀に見る招迎と鎮送」(『岡山民俗文化論集』岡山民俗学会、一九八一年)、三浦秀有「荒神とミサキー岡山県の民間信仰」(名著出版、一九八九年)等参照。

- ㉔ なお、この大谷西の荒神社には「荒神社諸勘定帳」が書き継がれているというが(前掲『金光町史 民俗編』三五五頁)、その詳細については不明である。

- ㉕ 佐方吉備神楽社中によって継承され、市の無形民俗文化財にも指定されている吉備神楽は、佐方神楽、また明治以前は社家神田家とその一門を中心に舞われたことから神田

神楽ともいわれる。引用した「天磐戸開神能書」には、「天保十一年十一月吉日 神楽幕元神田譲り請次 笠原相動社中門弟多数アリ 笠原肥後頭代ヨリ」との文言が確認でき、神田家より笠原家へと受け継がれたものであったことが分かる。現在は、他の備中神楽とほぼ同様の演目・話型だが、先払いの舞として「猿田彦」のかわりに「荒神御崎」が演じられたり、各演目によって太鼓の調子が異なる等、独自の要素を残していると考えられる。

浅口市HP (<http://www.city.asakuchi.jp/kurashi/bunka-sports/bunkazai/siemukeibunkazai.html>) 参照。

⑳ 「平成元年度民間信仰調査」金光大神関係資料一〇一五（その内、金神が登場する神楽の内容については、一九八九年一〇月八日、金光教芸術備教会にて、高橋治郎氏より聴取）。

㉑ なお、歌舞伎においては、豪傑の武人あるいは鬼神などによる荒々しく誇張した演出の様式を「荒事」と呼ぶが、近世に興隆した諸文芸のそのような様相には、鬼神の登場を喜ぶ島民の心性に通じるものが示唆されよう。

㉒ 「岩戸開き」の源流を辿るなかで行き当たたる事例として、延宝八年（一六八〇）の神楽能本における「天照大神之山ドリコエ」がある。この演目には、独神として登場した伊弉諾尊が須弥山の半腹から天竺・唐・日本の三国を見渡すと、丑寅の隅で「太六天ノ魔王」が邪魔をしているので、それを調伏すべく、荒神として崇め奉ってやると交渉をもちか

ける、という場面が見られる。また、魔王が手印を結ぶなど、修験的要素の窺える世界観となっており、中世後期にまで遡る神楽能である可能性が指摘されている（以上、「天照大神之山ドリコエ」の内容等については、前掲『日本庶民文化史料集成第一巻』、「備後東城荒神神楽能本集」の内、戸宇栃木家蔵延宝八年能本一七二頁、及び前掲『神楽源流考』三九七頁参照）。

㉓ なお、それからやや時代が下った宝暦一三年（一七六三）の神楽能本（森藤原家所蔵）における「天岩戸能」では、第六天の魔王が荒神にまつりかえられる点を除けば、「天磐戸開神能」とほぼ同様の流れとなっている（前掲『神楽源流考』五四一頁等参照）。

㉔ 第六天の魔王については、前掲『神楽源流考』の他、藤巻和宏『長谷寺縁起文』天照大神・春日明神誓約譚をめぐって―第六天魔王の登場と『長谷寺密奏記』との照応―（『国文学研究』一二七号、早稲田大学国文学会、一九九九年）、彌永信美『第六天魔王と中世日本の創造神話（上）』（『弘前大学国史研究』一〇四号、一九九八年）、同（中）（『同』一〇五号、一九九八年）、同（下）（『同』一〇六号、一九九九年）等を参照。

㉕ 寛和元年（九八五）成立の『往生要集』では「第六天主」、一二世紀前半の成立と言われる『今昔物語集』では「魔王」とされていたものが、中世神道説において天照大神に対置される存在として捉えられるようになり、第六天の魔王として一般化されることとなったという。

③② このことに関わって、先に触れた「天照大神之山ドリコエ」を改めて見てみると、「神ニハ荒神、人間の為ニハウブノ神、地ニテハケンロウジ神」「堅牢地神」筆者「トアカメ」との文言が確認できる。ここに窺える「堅牢地神」とは、安倍晴明の著とされる陰陽書『篋篋内伝』の中で、「三千大世界ノ主ノ堅牢大地神」として「土公」の本地とされる神であり、こうしたかたちで、土公神との関わりも窺える。

③③ なお、多くの荒神神楽の次第では、荒神を招迎して託宣を得る「荒神遊び」に先立って、土公神やその他の小神を迎え託宣を得る「土公神遊び」「小神遊び」といった行事がなされていた。そのありようを示唆する興味深い資料（前掲『日本庶民文化史料集成 第一巻 神楽・舞楽』五九九～六〇一頁）が現存しており、そこには金神の託宣も見られる。それが、備後東北部の荒神神楽に関する記録集である「備後東城荒神神楽執行諸記録」の一つに採録されている資料である。「茶屋神楽神数覚帖」との名が打たれた帳面表紙には、「文政元歲戊子十一月吉日」とあり、金光大神在世期間中の記録であることが窺える。荒神神楽を行うにあたって勧請した「名」（一族あるいは集落の単位）内すべての神々の所在と、各家の中に祀る神々一切を書きあげ、その数を確かめ、幣を準備する参考にしたたり、神楽執行中に神名を読みあげる台帳としたものとされる。その中に金神の託宣が記してあるのは、「小神遊び」における神託の参考にするためその都度

付記したものであるという。さらに興味深い点として、ここでは常に土公神と歳神を伴って金神が勧請されており、またそれは各家毎に示された託宣であったことが窺える。引用は省略するが、「金神御たゝり」「金神御答メ」との文言も見られ、当時の備後地方の神楽において、金神との関わりが未だ保持されていた様相の一端を垣間見ることができるのである。

因みに、金光大神理解には、「金光が氏子に教える信心は、これまでの信心とは違うぞ。家の中で土公神を拜む信心でなし。たく木、松葉を大切にすると、土公神に大きい信心なり。木、松葉を粗末にすると、家がめげるぞ。家がめげたら荒れ地の土公神というてあるぞ。家内や子供によく教えてやれ」と金光様巳の年に理解あり」（理Ⅰ市村光五郎1—8）、「家の内では土公神が一番、外へ出れば氏神が一番であるから、その手続きを経て金神に願え。この神を信心するからには、土公神を大切にし、氏神を大切にせよ」（理Ⅱ金光蘇雄16）といったものも伝えられている。

③④ なお、多くの神楽で神がかり託宣行事の前に必ず行われていた舞であるとされ、場の四方を祓う意味があり、それは同時にイロリの四方を司る土公神の由来と神威を説くものでもあったため、「ロクク舞」として仕えられている地域もあるという。また、それぞれ与えられる掌務をめぐって王子らによる論争が繰り返され、それを修者堅牢神が

とりしずめるといった場面も見られることから土公神祭祀との関わりの深さが推察されよう。

③⑤ 前掲『日本庶民文化史料集成 第一巻 神楽・舞楽』二二〇～二三九頁。

③⑥ 前掲『神楽源流考』一〇六頁。

③⑦ このことに関わって、九州地方を中心に西日本で活動した民間宗教者として知られる地神盲僧は、荒神、特に土地・境界に関わる鎮めを担ったとされ、護国の経典である「金光明最勝王経」の守護神、堅牢地神の由来を説く「堅牢地神品」を聖典とし、その説誦表白においては「本尊聖者堅牢地神部類眷属、五帝地神龍王龍主」を勧請するという。なお、ここでの堅牢地神は、『簗篋内伝』において盤古(牛)大王に習合されている神でもある(以上、地神盲僧については、同右書の他、高見寛孝『荒神信仰と地神盲僧―柳田國男を超えて―』岩田書院、二〇〇六年等参照)。

③⑧ なお、「牛頭天王縁起」や「蘇民将来」説話、及び『簗篋内伝』における陰陽五行説との関わりで「覚帳」の解釈を試みた研究として、渡辺順一「諸人救済の視座―差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論―」(紀要「金光教学」第三八号、一九九八年)がある。

③⑨ 備中地方の中でも、井原市域から笠岡島嶼部の一部で、夜を徹して営まれる本格的な荒神神楽において、その長大な次第の最後に行われるという「石割神事」の由来について、

考古学的知見を交えつつ遙か紀元前の様相にまで遡って論究した研究(難波俊成「備中神楽の石割神事から見えてくるもの」『吉備地方文化研究』第二号、二〇一一年)もある。

④④ 前掲坂江涉「古代の神話と口承の祭祀儀礼」一六〇―一七頁。

④① 天保年間の飢饉や当時の大谷村の実情については、前掲金光和道の他、『金光町史本編』(金光町、二〇〇三年)三一八～三四二頁等参照。

④② 村内用務への出仕のおおよそのありようについては、『金光大神 総索引 註釈人物志 年表』(金光教本部教庁、一九五五年)所収の年表を参照されたい。

④③ 現在の岡山県倉敷市船穂町水江にあたる。又申とは、高梁川から玉島へ舟運をつなぐ高瀬通しの水門の一つである又申水門のことと考えられる。

④④ 「天保七申年 諸人用米銀足役月改帳」(小野家文書)。

④⑤ 同右資料。

④⑥ 前掲金光和道、前掲『金光町史本編』等参照。

④⑦ 天保九年の記録によると、文治が村の公用で中郡(井手役所)に出頭した回数は七回であり、一七回の庄屋に次いで二番目に多くなっている(同右金光和道二～三二頁、表3参照)。

④⑧ なお、養父親子の死因は、当時における村の危機的事態との因果関係を連想させる「痢病」という伝染性の疾患として記されている(「覚書」二一)。結果それが家督の継承を決定付けたことも相俟って、後に「七墓」のはじまり

として意識されることにもなるその身近な家族の死の問題は、文治をして社会のありようを見返させるべく、絶えず抱えられ、作用していったであろうことも予想される。

④ 前掲金光和道三一頁。

⑤ 「文政十三年 御用諸願書留帳」(小野家文書)、前掲『金光大神総索引』註釈三六頁参照。

⑥ 前掲福嶋三二頁、及び五一頁注9参照。

⑦ 前掲『金光町史民俗編』三五六―三五七頁、等参照。なお、天地金乃神の祭りに関わる「覚帳」の記述では、「二十一日、谷中若組、胡麻屋講中、提灯奉灯」(二七―28―4、明治六年)、「外へは、谷中若葉、胡麻屋講中、提灯ともし」(二八―17―6、同七年)と、村の若者たちによる金光大神広前への提灯の奉獻について記されており、当時の「若連中」による神仏祭祀への参入の一端が窺えるとともに、金光大神広前における祭祀が、そうした習俗に溶け込みつつ展開されてきた様相としても捉えられよう。

⑧ 伊勢御師とその活動については、前掲福嶋の他、萩原龍夫編『民衆宗教史叢書 第一巻 伊勢信仰 I』(雄山閣出版、一九八五年)、西垣晴次編『同 第一三巻 伊勢信仰 II』(一九八四年)、同『お伊勢まいり』(岩波新書、一九八三年)、御師廃絶一三〇年記念シンポジウム『伊勢の町と御師―伊勢参宮を支えた力―資料集(二〇〇二年)、神道宗教学会第六八回學術大会第二部会パネル「近現代における伊勢信仰研究への

視角―参宮と奉賛をめぐる―」各発表資料(二〇一四年)等参照。

⑨ 大谷村においては、「小割帳」等の諸資料から主に「龍太夫」という御師の来訪が確認できるが、龍家は山田地域の行政に力をもっていた三方会年寄家の一家筋で、当時山田の御師の中でも有数の影響力をもっており、一日に七、八〇〇人の旅客を収容できるほどの大規模な邸宅を構えていたという。文治もまた、その参宮の際には龍太夫によるそうした便宜に与ると共に、神宮に臨んで奉じられる神樂や祈祷を通して、天照皇大神の神威を感じるところが少なからずあったのではないかと想像される。

⑩ 例えば、安政三年の「小割帳」(小野家文書)には、「六舛六合六勺/伊勢太夫宿料/秀太郎二人」「二斗二舛/寺社札人宿料/四升 愛宕 林蔵/三升 朝間 栄七郎/三升 多賀 馬蔵/四升 出雲 磯右衛門/八升 宮内 庄屋」と、御師接待の経費に関わる記録が見られる(「」は改行以下同様)。伊勢太夫(伊勢神宮)をはじめ、愛宕(愛宕神社)等様々な寺社関係の御師が来村しており、それぞれ担当の家が世話にあたっていたことが窺える。また、安政三年当時の各家の情報と対照してみると、寺社札人の宿を世話している世帯は、「取合」が一石以上の世帯であり、また庄屋や判頭、名字御免の者など村内有力者、あるいは経済的余裕のあった家があたっていた役だったと推察される。

⑤6 前掲金光和道一七―一八頁等参照。

⑤7 このことにも関わって、獅子舞と放下芸（曲芸・大道芸）とで構成される神事芸能として知られる伊勢大神楽の回檀が、広く近畿地方から中四国地方にまで及んでいることも興味深い。なお岡山県下では、現在も活動している伊勢大神楽講社の一つ山本勘太夫組で言えば、以前は広い地域で回檀を行っていたとされるが、近年は備前を中心とした沿岸の一部地域と、浅口市、里庄町、笠岡市の一部が檀那場として残っているという。先にも触れたように、本稿で取り上げる佐方吉備神楽は、出雲系の岩戸神楽に属する備中神楽（岡山）、比婆荒神神楽（広島）、石見神楽（島根）等の神楽と同系統のものと見られており、伊勢大神楽とは系統を異にすると思われる。しかし、伊勢大神楽においても、檀那場各戸への配札では竈敷い・荒神敷いが伴うとされ、大谷村の置かれていた地域的・文化的状況として、様々な系統の神事芸能が重層的に展開していたであろう当時の様相を思わされる（以上、岡山県における伊勢大神楽の様相については、森川奈津美「岡山県下における伊勢大神楽の回檀と地域社会」『岡山民俗』二三五号、二〇一四年参照）。

⑤8 以下、神祭祀と村落支配との関係及びその変容過程については、棚島次郎『神の比較社会学』（弘文堂、一九八七年）四五―六〇頁、小澤浩「幕末における民衆宗教運動の歴史的性格―川手文治郎の思想形成と金光教の成立をめぐって

―」（『歴史学研究』三八四号、一九七二年）等参照。

⑤9 前掲『金光町史 民俗編』五八八―五八九頁等参照。例えば現在の金光町域の場合、神社整理前に六〇〇社近くあった神社の内、わずか六社しか残されなかったという。

⑥0 前掲福嶋二九頁。ここまで見てきた様相からしたとき、同論文が指摘した、伊勢講の形骸化や御師の強請といった、当時における伊勢信仰の内実の問題は、時代社会の変動に棹差す（物語）の脆弱性の一様相として捉えられるのではないだろうか。

⑥1 福嶋義次によつて先鞭を付けられた事蹟解釈における歴史的・民俗の様相への着眼は、その後、真鍋司郎「民衆救済の論理―金神信仰の系譜とその深化―」（『紀要』『金光教学』第一三号、一九七三年）のような、本教信仰の発生基盤への問いにも展開したと考えられる。以後の研究における解釈も、そうした民間信仰・金神信仰への歴史実証的な着眼を継承しつつ展開されてきたものと言え、またその過程では、本所による調査記録に基づいた岡成敏正「研究ノート 金神とその信仰の諸相について―民間陰陽道・金神信仰調査から―」（同第二八号、一九八八年）といった成果をみることもなっている。そうとして、そこで取り上げられたような金神信仰の営みの基層を支えていた（物語）に着目することは、そうした先行成果における歴史実証的な着眼とはまた別の角度から、村落に生きた文治と神々との関わりに光をあて

る試みとなるだろう。

⑥2 斎藤英喜「いざなぎ流祭文と中世神話―中尾計佐清太夫本「金神方位の神祭文」をめぐって―」（『佛教大学 歴史学部 論集』第四号、二〇一四年）。

⑥3 この「金神の祭文」では、暦の秩序に基づく世界そのものを崩壊させる悪神として金神が登場しており、それゆえに祭文の終盤で「国土の祭文」との言い換えもなされている。そして、その金神を鎮めるべく登場するのが、「八坂神社の八王子宮」の神々である。言うまでもなく、八坂神社とは、維新时期以降の変革によって改称された「祇園社」のことであり、ここには「牛頭天王縁起」を介して『簠簋内伝』へとつながる流れが確認できるのである（同右論文参照）。

⑥4 大國主の命が国土を高天原の神に献上するいきさつを説く内容で、現在はいわゆる「国譲り」として知られる神楽なのだが、もともとは「鹿嶋ノ能」という神楽がその祖型とされており、それは、法者が常陸国の鹿嶋明神を舞い出して、国土転覆を謀る鬼国の修羅を攘却させる内容となっている。そこに記紀色が加えられ、「大社能」へと改変されていくとされる。そして、その「大社能」は、鹿嶋・香取の両明神が出雲国へ下り、杵築明神に国譲りさせようとするところへ、国土が天照大神へわたるのを邪魔しようとする六天の魔王が登場し、これを両明神が攘却する内容になっているという。

⑥5 「神孫降臨」は、天孫瓊々杵尊の降臨に際し、木花咲耶姫との婚姻を邪魔すべく登場した岩長姫を、先導役の猿田彦命が退治するという内容で、神楽全体の悪霊祓いを担う舞とされている。そして実は、その源流の一端は、先に見た「天照大神之山ドリコエ」から分化した「荒神の能」に認められるという。その「荒神の能」は、瓊々杵降臨の先払いとして、猿田彦ではなく、手力雄命と天鈿女命が荒神を鎮めて守護霊化する内容であるといい、それは第六天の魔王の攘却に近い話型と見られている。

⑥6 それは、そもそも神がかりを伴う鎮魂の神事に発する神楽が、時代社会の影響による改変を受けるなかで、演劇（パフォーマンス）としての芸能性を高めることにもなっていたことも関連するだろう。本稿のはじめにも触れたように、近世期の神楽は諸文芸の影響を受けつつ展開していたこともあって、村落に生きる人々にとっての娯楽の一つとして、本来の神事性、呪術性に加えて、その祝祭性が強く求められるものとなっていたと考えられる。それは、現実の構造的機軸の反映が及ばない「余剰」の領域として、かえって村落社会に生きる生活実感に訴えかけることにもなっていたであろう。現在でも、定式の演目次第に挟まれる、時事を反映したアドリブ的要素の充実度で神楽の良し悪しが評価されるように、また、かつて笠岡島嶼部において「磐戸金神」の登場が求められたように、常に「余剰」を抱え

込みつつ伝承されてきた神楽の話型であったと考えられるのである。

⑥7 このことに関わって、南九州の神楽では、多くの神が登場する場合に、記紀神話等の神ではなく、自分たちの運命に関わる在地の神、ある意味では無名の神の力が重要視されるという指摘もある（吉川周平「ヒトを舞わせる在地の神」〔川田順造編『響き合う異次元音・図像・身体』平凡社、二〇一〇年〕）。

⑥8 卯の正月朔日、年御神々様早々御札申しあげ候。総氏神様へ拝参仕り、私四十二歳厄晴れ祈念。神田筑前殿願い、三男、卯の年にまつりかえ、守り札納め、赤沢宇之丞と名をつけ。

軀津祇園宮まいり、大宮へ出、神主願い、奉祈念木札くだされ。卯正月四日。

吉備津宮まいり、お日供願いあげ、二度おどろじあり。私、出世ありがたしと思うて帰り、すぐに西大寺観音へまいり。十四日出、十五日帰宅いたし。

〔覚書〕三二二～三

⑥9 構造的問題としての〈物語〉及び諸文芸の話型と共同体との関係については、小川豊生「説話の話型・構造」（説話の講座Ⅰ 説話とは何か）勉誠社、一九九一年）参照。ここでは、「人間が制御不可能な外部性と直面したとき、救済をもたらすものの内部へと身を翻す身振りそのもの」、あるいは、「集団の中で生きる個々人が、共通した運命というコントロー

ルのきかない過剰に遭遇したとき、その過剰を物語によってすくい取る必然的なかたちとして共同体に残されるもの「傍点ママ」という話型の意義が指摘されている（二三〇頁）。また、特に起源譚に類する説話や芸能では、鬼神や諸天・精霊等の介在を定型とするものが多いという。ここにも、「天磐戸開神能」における金神の登場が、村落共同体の起源譚としての性格を有していることが確かめられよう。

⑦0 山口昌男「文化と両義性」（岩波書店、一九七五年）参照。
⑦1 同右書四六頁。

⑦2 そうした、近世本所としての吉田家台頭の背景には、寛文五年（一六六五）発布の「諸社祢宜神主法度」により、神職服制に関わって、吉田家の許状取得が一部義務化されたという経緯が指摘されている（前掲『神楽源流考』三九一頁、井上智勝「近世本所の成立と展開―神祇管領長上吉田家を中心に―」『日本史研究』四八七号、二〇〇三年、等）。

⑦3 それは前掲大林の言う「お上」と「神」の変革運動性にも通じよう。

⑦4 金光眞整は、小野家文書等の検討による大谷村の祭祀・習俗への洞察を踏まえ、「神仏にたいして実意はつくされたであらうが、特別に人と変わったといふこともなかった。このやうな姿が、家督をつがれるころまでのものであったと伺はれる。／養父の死によって家をつぎ、一家の戸主と立たれた教祖は、家の責任者として神仏に対してのあり方が、

自然にかはって来なければならなくなった。その最初におつかられた問題は、結婚のときのことである。「……」とし、文治における神仏との関わりを転機を、家督の相続及び婚姻儀礼における「家」の意識化に見ている（『金光眞整』教祖と神との関係についての一考察（一）紀要『金光教学』第二号、一九五九年、四九頁）。

⑦⑤ 前掲福嶋では、天照皇大神の翻意に対する「いつわり」との金神の応答を、「三社の託宣」で「正直」を司る天照皇大神（伊勢神宮）の神格（他、石清水八幡宮は「清浄」、春日神社は「慈悲」とされる）との関わりで捉え、そこに村落共同体と文治との深い関わりで起因した天照皇大神の「ゆずれなさ」が読み取られている。確かに、「覚帳」明治期の記述や理解には、「三社の託宣」との関係を探る内容も散見している。そうとして、「物語」という観点から見たとき、以下のような興味深い事例も窺われるのである。

それは、中世を中心に見られる「起請文」（自らの潔白を証明するために神仏への誓いを記した文書）における、神仏勧請の慣習である。「起請文」には様々な神仏の名が挙げられるのだが、特に東国を中心に、天照大神の神名を記すことを避けるという慣習があったとされる。代表的な事例として、『御成敗式目』の末尾に付された「起請文」にも、天照大神の名が無いことが指摘されている。そして、その理由として、『御成敗式目』の注釈書『式目抄』においては、天照大神が

「虚言を仰せらるる神」とされている。このような事実を考慮すると、ここでの「虚言」とは、先に神楽のなりたちに関わって見た、第六天の魔王とのいつわりの誓約を指していると言える（以上、第六天の魔王説話と起請文との関係については、佐藤弘夫『起請文の精神史』（講談社、二〇〇六年）三〇—三二頁、前掲彌水信美『第六魔王と中世日本の創造神話（上）』等参照）。

⑦⑥ 「申し渡し覚」登場背景に浮かぶ家族——お知らせの復に注目して——（紀要『金光教学』第五二号、二〇一二年）。

⑦⑦ この点については前掲福嶋でも、「この事蹟は明治以後の教祖がおかれた状況とその中で深められた信仰内容との関連のもとに、解釈を重ねられる必要がある」として、より範囲を拡げた視点からの解釈可能性が示唆されている（四九頁。また、坂口光正「金光大神晩年の信仰と天照皇大神——明治十年七月二十九日の神伝をめぐって——」（紀要『金光教学』第三三号、一九九三年）では、「覚帳」明治期の記述に見られる「天照皇大神」についての考察を踏まえ、「覚書」に記された安政五年の「もらい受け」を改めて検討する必要性が述べられている（二〇八頁。これら先行成果で展開された議論、及びそこで示された課題を引き受けていく意味でも、改めて両時期の対照から浮かぶ論点を探る必要があるが、以下本文で述べるように、それについては、本稿とはまた別の角度からの論究が必要となるだろう）。

神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味

山 田 光 徳

はじめに

本稿は、本教における「祭典儀式」のはじまりと、そこに関わる歴史的経験を、本所が所蔵する資料を用いて明らかにしようとするものである。そこで、この研究関心を、現行の「祭典儀式」に改められた際の「儀式服制等審議会 上申」（昭和五七年八月二〇日）から示しておく。

「…」いかなる宗教教団でも、初めから全く新しい宗教儀礼をもつことはない。在来の形式を踏みつつ、それを意味づけ、その中に新しい形式を加え、次第に独自の宗教儀礼を生んでいくものである（「儀式、拝詞及び服制の改定要項 一、儀式、拝詞及び服制の改定の願い」三頁）。

これは、「儀式服制等審議会 上申」に添付された「儀式、拝詞及び服制の改定要項」（以下、「改定要項」と略記）の中で、宗教教団における宗教儀礼の成り立ちを述べたものである。ここには当時の教内の一般的見解が示されている。「改定要項」では、この一節を踏まえた上で、本教儀礼の歴史過程について、金光大神在世中の儀礼に関わる様相を

はじめ、金光大神帰幽後に「道の存続」「布教の公認」のため神道傘下に入って神道金光教会が設立（明治一八年六月二日）され、その後、「おのずと神道の宗教儀礼を受け入れざるを得なくなり」、「明治三三年に一教派として独立したのであるが、本教の日々の唱え言葉や祭典儀式、服制は、この時のものが基本となって、今日に及んでいる」（改定要項「三〇四頁」と述べられている。ここからは、本教儀礼にとって不本意な「在来の形式」（とりわけ「神道形式」との関係の克服（払拭）が課題として意識されていたことが分かる。^①この課題の共有が「儀式服制等審議会」において、「現在の祭典儀式は、本教の信心そのものを現わしたものとごたく思われ、不変の様式であると考ええる向きもあるが、それは必ずしも教祖金光大神の信心に発するものではなかった」（改定要項「四頁」との確認を生み、「金光大神の信心に基づく本教独自の儀式服制等の審議立案」^②に向かわせた原動力となっていたと言える。そこでの議論の特徴として注目したいのは、「本教独自」という言葉に審議に関わる価値意識が認められるということである。そのため、「在来の形式」は「本教独自」なものを生み出すための前提的理解となっている。

このことを踏まえつつ、先の引用において「踏みつつ」、「意味づけ」、「新しい形式を加え」と表現された、「在来の形式」から「本教独自」への展開過程で論じる歴史認識に注目してみたい。この認識によれば、本教儀礼の歴史過程が、「おのずと神道の宗教儀礼を受け入れざるを得なくなり」というような制度的制約により、受動的に対応した様相として捉えられていたことが分かる。これは「本教独自」のものを追究する「儀式服制等審議会」の議論が成り立つ根拠である。しかし他面で、この根拠は、目的意識を先行させる余りに、個別具体的事象との出会いや変化する社会的関係性の中で、「踏みつつ」、「意味づけ」、「新しい形式を加え」、「次第に独自の宗教儀礼を生んでいく」という過程に内包されている、その時々、個々の自律的意思と判断を伴い、いわば模倣・解釈・編成を通じて能動

的に将来を切り開こうとした実態を視野の外に置いてきたのではないだろうか。

そこで、本論では、この視野の外に置かれた問題を積極的に捉えるべく、宗教儀礼の中の集团的儀礼とその場面である本教の「祭典儀式」に焦点をあて、その歴史的経験の一端を明らかにしたい。^③ 具体的には、「祭典儀式」を実施する者の知識や経験、さらには、その所作や作法、服制等の執行態勢が組織的に未整備であった神道金光教会期に注目し、当該期の資料を用いて、人びとの依頼を引き受け、実施する者の歴史動態の様相を、模倣・解釈・編成が相互的、複合的に作用する関係に留意しつつ考察する。

以下、第一章では、本教の「祭典儀式」の歴史認識の前提に関わる、「踏みつつ」(模倣)と表現されるものの初発の様相を明らかにすべく、明治一二年に金光菘雄によって営まれたコレラ祈禱を中心^⑤に、それが執り行われた要因、背景の究明を図る。第二章では、第一章の内容を踏まえつつ、各地の布教者が行った「祭典儀式」の事例に注目し、そこで浮上した問題の様相を一般的な儀式作法観念との関わりで考察するとともに、神道金光教会設立前後における「踏みつつ」と「意味づけ」(解釈)の相関的・相補的關係を浮かび上がらせる。そして第三章では、明治二〇年代の動向を中心に、「祭典儀式」をめぐる、布教者から本部に寄せられた照会や要望と、それらに対する本部の対応の様相を考察するとともに、それらが本教における「祭典儀式」に「新しい形式を加え」(編成)ていくことといかなる関係にあったのかを論じる。

なお、資料を引用するにあたって、正字・異体字については略字・常用漢字を用い、適宜、句読点、送り仮名を付した。また、本論中の日付については、資料のものを基本とし、適宜、新暦(旧暦)を併記した。

第一章 金光菘雄に寄せられた依頼とその対応 — 明治二二年のコレラ祈祷を中心に —

(1) 祈祷を請う者たち

明治一一年旧五月二四日(新六月二四日)、金光菘雄は大谷村の氏神社である賀茂神社の祠掌に就任した。このことよって彼は、賀茂神社の「氏神祭」や「天長節」をはじめとする諸々の恒例の儀式とともに、人びとからの依頼による「祭典儀式」の実施を担う立場になった。彼は、人びとからの依頼を受けて実施したものを「明治十一年六月廿日吉 依願祈祷簿 金光家」(以下、「依願祈祷簿」と略記)^⑧という帳面に記録している。そこで、本章では、神道金光教会設立に先行してあった「祭典儀式」の様相の一端をうかがうべく、「依願祈祷簿」に記された明治一八年旧二月二日(新三月一八日)までの一三八件を対象に、金光菘雄による取り組みの内容をうかがっていく。

まず、「覚帳」の明治二二年旧五月二五日(新七月一四日)の記述に注目したい。

卯(明治二二)五月二五日、丑生まれ女(藤井きよの)まいり。恒、本家定、瓦屋(笹橋家)娘かめ、新開にてはやり病につき氏神祈念、菘雄頼むと申し候。
〔覚帳〕二二—三三

これは、藤井きよのが金光大神の前で、連島の新開地にて「はやり病」に罹った彼女の親族、縁者である藤井恒治郎、藤井里次郎、笹橋かめの病氣回復のために、金光菘雄へ「氏神祈念」を依頼する旨を話した条である。このことを聞いた金光大神は、同日の「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)に、「向より願 こんい心るい 安全」と記している。

「向」は「向明神」のことであり、藤井きよのを指す。金光大神も藤井きよのの話を聞いて、「こんい心るい（懇意親類）」の「安全」を願っていたことが分かる。^⑨

さて、右の藤井きよのの「氏神祈念」の発意と、金光萩雄が氏神社の祠掌に就任していたこととの関係に注目したい。「依願祈禱簿」には、同日の昼、金光萩雄によって氏神社・賀茂神社を祈禱先とした「病消除祈禱」が行われ、「札」が下げ渡されていたことが記されている。

二五日昼

戌生 藤常内 藤井駒次郎殿

一 賀茂神社 午生 亀野内 笹橋久四郎殿

未生 藤定内 藤井春太郎殿

右ハ病消除祈禱 紙神札相渡ス^⑩

先の「覚帳」の箇所と、右に引用した「依願祈禱簿」の内容を対照すれば、「氏神祈念」（病消除祈禱）の依頼、受諾、実施が同日のうちに速やかに行われたことがうかがわれる。では、祠掌就任から約一年程の金光萩雄をして即応的に対応せしめた要因とは何だったのか。そこで、このことを明らかにすべく、まず「依願祈禱簿」を手がかりに、依頼の原因となった明治一二年の「はやり病」についてうかがっておく。

「依願祈禱簿」の明治一二年の記載件数は二八件である。このうちの二八件は旧五月中旬から旧七月下旬（新暦の

七月上旬から九月中旬)のものである。そしてこれら一八件すべて「疾病消除」「当病平癒」を願ったものであった(この中には、先に示した旧五月二五日の「病消除祈禱」も含まれている)。明治二年は、岡山県下でコレラが流行した年である。一八件の記録がある旧五月中旬から旧七月下旬という時期は、西日本におけるコレラ流行の時期と重なっていた。同時期の「覚帳」には、「よそにはコレラと申す病気はやり、みな心配いたし。此方には神様のおかげ受け」(二三一―一七一五)との記述も見られる。さらに、明治二年の「広前歳書帳」には、明治二年旧六月二四日(新八月二四日)の項に「一尾道在栗原村 四九卯年男悴参 ころり」と記載されているなど、コレラの祈願、あるいは平癒の礼の記録が散見するという^⑪。おそらく、「はやり病」はコレラであったろう^⑫。

そうとして、祈願先が賀茂神社であったことに注目したい。「依願祈禱簿」には、祈禱先として様々な神社名、神名が記されている。神道金光教会設立以前に営まれた一三八件中に記された神社名と神名の内訳は次のようになる(なお、神社名、神名に続く括弧内数字は件数を表している。また、祈禱一件につき、複数の神社名、神名が記されているものがある)。

- 【神社名】早馬神社(五九)、賀茂神社(三六)、金乃神社^⑬(七)、須佐之男神社(七)、八幡神社(四)、稻荷神社(四)、荒神社(三)、木野山神社(三)、御前神社(一)、金神社(二)、石鉄神社^⑭(二)、黒崎御前神社(一)、羽黒神社(一)、若宮神社(一)。
- 【神名】天之御中主神(三)、奥津彦神(三)、八百万神(二)、奥津彦姫神(一)、井神(二)、須佐之男神(一)、豊宇氣姫神(一)。

このことから、祈禱先として大谷村の本谷地区の鎮守である早馬神社、そして大谷村の氏神社である賀茂神社と
 いった、大谷村内の社祠が多いことが分かる。^⑭次に、祈禱依頼者の居住地について見ておきたい。神道金光教会設
 立以前の二三八件中、祈禱依頼者の居住地が判明するものが四八件ある。この内訳は、大谷村が四四件、残りの四
 件は隣接の須恵村というように、近隣の者たちであったことが分かる。もともと、これらの件数をもって「依頼祈
 禱簿」全体の傾向を述べるのは困難である。ただ、明治三三年の一教独立以前の神道金光教会期（明治一八年六月～同
 三三年五月）の金乃神社、須佐之男神社、金神社の三社を祈願先とした三九件中、祈禱依頼者の居住地が判明する
 二二件の内訳は、大谷村が一六件、須恵村が五件、八重村一件であり、対象時期を広げてみても、祈禱依頼者の地
 域圏が広がっていないことがうかがえる。こうした祈禱依頼者が近在に偏在している傾向は、明治一五～一七年の「須
 佐之男神社 御神靈志願者授給記」に記されている、守札等の下付を願った者の出身地が、備中を中心に、備前、
 備後、伊予、讃岐、安芸、周防、摂津、播磨と広域化していたこと^⑮に比して、対照的な様相を呈している。もともと、
 主に病気等の緊急を要する事態に関わって依頼される「祈禱」という行為の特徴を勘案すれば、祈禱依頼者の居住
 分布域が近在に偏るのはむべなることと言えよう。そうとして、近在の者たちへの祈禱が、コレラのような病の平
 癒であったことには、考えておかなければならない問題があるように思われる。

コレラは、かつての別称「コロリ」からもうかがえるように、発症後の致死率が高く、恐れられた流行病であった。
 とりわけ明治一二年には、岡山県下で九〇八五名が罹患し、五二五〇名が死亡したという。^⑯祈願先が賀茂神社であつ
 たことには、コレラのような危急に際して鎮守や氏神といった自らの生活に馴染み深いものを頼るといふ人びとの
 生活様式と自生的秩序の一端が表れていると言えらる。その意味で、金光萩雄にとって祈禱を引き受けることは、

見知った者たちの生存に関わる緊張関係を生きることであつたと言えよう。

次節では、こうした人びとの生活様式を踏まえながら、「依願祈祷簿」に見られる明治二二年のコレラ流行の最中、木野山神社を祈願先として旧七月一六日（新九月二日）昼、一七日朝、一八日朝の三回に亘って営まれた祈祷の事例との関わりで、金光菽雄の対応の様相をうかがっていきたい。

(2) 金光菽雄のコレラ祈祷の取り組み―「野山久蔵妻」の事例に注目して―

旧七月一六日昼上竹ヨリ勸請 二夜三日

一、木野山神社 寅ノ生女 野山久蔵妻 当病

ヤマイ付ニ中時祈祷行 当病之事

同一七日朝

一、同 同人

右 祈祷行

同一八日朝七ツ半時

一、同 同人家

右 同行

右 木野山神社 一八日昼返ル 右願主旧七月二六日ラワル

右の引用は、「野山久蔵妻」の当病平癒のために、三回に亘って行われた祈禱の記録である。ここには、上竹村（現浅口市金光町上竹）の木野山神社から神霊を勧請したことが記されている。上竹村の木野山神社の本社は高梁の木野山神社である。¹⁷ 木野山神社は、「狼の木野山さま」とも言われ、「虎」（虎列刺・コレラ）を「狼」で調伏するべく、各地で分霊の勧請が行われた。¹⁸ 明治一二年の旧七月一六日から一八日という時期と、祈禱先である木野山神社の関係からは、「野山久蔵妻」はコレラに罹患していたものと考えられる。そして、金光菘雄が木野山神社を勧請しているのは、祈禱依頼者である野山久蔵自らが、妻の病氣（コレラ）との関係で木野山神社を祈禱先として希望したことによるものと思われる。

これら三回の祈禱が行われた場所であるが、「祈禱行」とあることから、金光菘雄が野山宅へ出向いて行われたことがうかがえる。¹⁹ 「依願祈禱簿」には、祈禱を行った場所が分かるものがある。主な場所としては早馬神社や賀茂神社の社殿、あるいは、「素戔鳴尊神社」・「金乃神社」の社務所（金光菘雄宅・東長屋）である。²⁰ 組内の者が集まって、ある人物の病氣平癒等の「勢祈禱」を行う場合、これら施設が用いられている。その他に、祈禱依頼者ないし祈禱対象者、あるいはその親族の居宅で行われたこともある。これらは、「家祈禱」²¹ や地鎮祭等の「宅神祭」といった祈禱の目的や、人びとが抱えた事情、心情に応じて相応しい場所が選ばれていたことをうかがわせる。右に示した「野山久蔵妻」に関する祈禱の事例は、祈禱依頼者によって祈禱対象者が病臥する居宅が祈禱の場所選ばれたことを示しているよう。

さて、その時の祈祷は、一回目は「二六日昼」、さらに「中時(昼時)」とあるから正午前後かと思われる。二回目は「一七日朝」、そして三回目は「一八日朝七ツ半時」、つまり午前五時である。野山久蔵の居住地をはじめ、実際の祈祷の内容や要した時間など、不明な点も少なくないが、先の引用にある「祈祷行」の「行」の表記から、金光菘雄が一回毎に野山宅へ出向き、祈祷を行い、その後、帰宅していたことがうかがえる。そして、午前五時に行われた三回目(一八日)は、夜明け前に支度し、出かけたものと思われる。三日続けて金光菘雄に祈祷を依頼していることから、「野山久蔵妻」の病状の深刻さと、彼女を助けたいとする夫らの思いがうかがえよう。そうした思いに応えるべく、コレラの罹患者が病臥しているその自宅に、金光菘雄は出向いたのであった。ところで明治二二年のコレラ流行に関わって、金光大神の広前には次の伝えがある。

明治二二年の頃、虎列刺(コレラ)の始りの時、恐ろしくて一步も他出することを得ず。張り紙を見ると身がすくんで了う程なりしを教祖に申上げたるに、／＼はやり病に恐れて居つてどうならうにい。／＼とて笑い居られ、暫く御理解ありて御広前の左右の御幣の内、右手のを抜きて、下されたり。有難くて、気分すうつとしたり。

〔資料 金光大神事蹟集〕九四六吉田芳助、／＼は改行、以下同様

右の引用は、コレラが流行する最中、御調郡尾道町(現広島県尾道市)から金光大神のもとに参拝した吉田芳助という人物が伝えているものである。吉田は、金光大神のもとを訪れ「一步も他出することを得ず」「身がすくんで了う程」と、コレラに対して恐怖する胸の内を打ち明けている。それに対して、金光大神が「はやり病に恐れて居つてどう

ならうにい」という鷹揚な姿勢を示し、幣を下付したことにより、吉田は「有難くて、気分すうつとした」と、恐怖心から解き放され、癒された感覚を伝えている。²²それとともに、「恐ろしくて一步も他出することを得ず」という箇所からは、当時の人びとにとって外出がコレラ感染の危険を冒す行為であったこと、つまり、外出を制限することがコレラ予防の方法であったことがうかがわれる。金光大神の吉田芳助に対する言葉は、コレラに怯える吉田を慰撫するものでありつつ、他面では、コレラ流行の最中、参拝者を広前に迎え入れる自らの存在、与えられた立場、役割に奉仕する者の覚悟の吐露ともなっている。それはさらに、同じ境内地に住まいながら、人びとの依頼を受けて出かけていく金光萩雄にも通じたものであったのではなからうか。金光萩雄にとって野山宅へ行くことは、自らが感染する危険を冒す行為であった。その危険性については彼も知っていたはずである。そうだとすれば、金光大神と同様に、彼の行為には、祈祷依頼者や祈祷対象者と同じ地平に自らの身を置くことを選んだ姿を見ることができよう。

ここまで、金光萩雄がコレラ祈祷に取り組む様子をうかがってきた。「野山久蔵妻」の事例の末尾には「右願主旧七月二六日ヲワル 二七日葬り」と祈祷対象者が死去したことが書き添えられている。このことは、彼が氏神社の祠掌として祈祷を引き受ける立場と役割の過酷さと、その営みの峻厳さをうかがわせている。それとともに、人びとからの重い依頼を引き受ける側に立つ金光萩雄は、祈祷等の所作や作法の習得のみならず、そうした行為自体に関わる心構え等をどのように会得したのかとの問いが浮かぶ。そこで、このことを「依願祈祷簿」²³さらには「明治十一年六月ヨリ 村内各神社祭祀 金光神官」(以下、「神社祭祀」と略記)を用いて、金光萩雄と近郷神職の関わりを通しうかがっていく。

(3) 金光菘雄と近郷神職の交わりとその経験

「神社祭祀」によれば、浅口郡の郷社である羽黒神社の「祈年祭」(明治二一―一七年)、「例祭」(明治二三、一四年)等に金光菘雄が出仕していたことが分かる。²⁴⁾ 例えば、明治一六年旧二月一七日の「祈年祭」の祭員について「祭典掛 祠官大賀 祠掌岡部、香西、福田、金光、神田、鈴鹿、武貞、桑野「…」と記されている。ここに見られる人物は、郷社・羽黒神社をはじめ、それとゆかりのある村社などの神職である。このうち、「桑野」、「神田」は、それぞれ大谷村の近郷である上竹村、佐方村の神職である。²⁵⁾ そこで、これら近郷神職との関わりを「依願祈禱簿」、「神社祭祀」にうかがっておきたい。

「依願祈禱簿」の明治一二年旧五月一九日には、白神という女性の「当病平癒」の祈禱を、「私内」つまり金光菘雄宅である東長屋で行ったと記されている。そもそも白神という女性は、佐方村の神職・神田豊へ「当病平癒」の祈禱を依頼しようとしたようである。「依願祈禱簿」には「出チガエ」とあり、金光菘雄のところに来た理由は、神田が他出不在であったためと思われる。この祈禱の依頼先の変更は、白神という女性の「当病」の緊急性によるものであろう。また、このことによつて、神田豊と金光菘雄の神職同士の関係が損なわれることもなかったようである。「神社祭祀」には、このことがあつた約一ヵ月半後の明治一二年旧六月三〇日、神田豊が管轄していた佐方八幡神社、須恵八幡神社、黒崎御前神社、勇崎塩竈神社などの「大祓」を、金光菘雄が代理で務めたことが記されている。その理由は、神田が「忌中」であつたためである。²⁶⁾ 金光菘雄も金光大神帰幽後(明治一六年旧九月一〇日〔新一〇月一〇日〕)、「父神辟〔避〕ニ付神務之義神官依願之事」として、賀茂神社に関わる旧一〇月一七日の「神嘗祭」、旧一二月三日の「天長節」、同年旧一二月三日の「新嘗祭」の代理を、神田豊に依頼している。これらのことから、近郷神職が相互

に補完する関わりを持ちながら、地域の祭礼を担っていた様子が浮かぶ。そして、近郷神職からすれば若輩の金光菘雄も、早くからそうした関係の一員として、役割を担っていたことがうかがえる。

また、「桑野」に関しては、「依願祈祷簿」の明治一三年旧一月五日(新二月一四日)の箇所にも、五日晩から六日の朝まで「一 暮目祈祷 桑野ヨリ頼マレ 島地 山縣雄四郎内 祭主岡村 桑野 私 三名之事上」が行われたとの記述がある(「暮目祈祷」とは年のはじめに一家の無病息災、家内安全を願うものと思われる)。祭主を「岡村」が務め、金光菘雄は「桑野」とともに祭員についている。さらに六日にも「一 家祈祷 島地 片山亀四郎 桑野 私 二人」とある。このことから、金光菘雄が、近郷神職からの引き立てを受けていたことがうかがえる。こうした機会を通じて、金光菘雄は、彼らが人びとの依頼を引き受けて祈祷を営む姿を目の当たりにしながら、様々な祈祷に対応することを自らが生きる身体感覚として体得していったと考えられる。

以上、本章では、最初に示した藤井きよの「氏神祈念」(「病消除祈祷」)の依頼を手がかりに、金光菘雄が担った祈祷の営みの一端をうかがってきた。「依願祈祷簿」を通して金光菘雄に寄せられた祈祷の依頼の多くが、大谷村とその近在の者たちからのものであった傾向を示した。このことは、金光菘雄の営みが賀茂神社の氏子圏で信任を得て、地歩を築いたことをうかがわせるとともに、さらに、本教のその後の「祭典儀式」の歴史との関わりでは、「在来の形式」を成り立たせていた人びとの生活様式の空間をいわば揺籃の地とすることで、次なる展開の契機を得たと言いうことができるであろう。

また、そのことに関わって、金光菘雄の身近に暮らす者たちの、災厄を恐れ、逃れようとする思いに注目させられることになった。コレラの流行を通して見たように、金光菘雄が祈祷の受諾を即断していたのも、もたらされる

依頼が一刻を争う切羽詰まったものであったからである。このように、祠掌職にある金光菘雄が主導して祈祷に取り組んでいたというのではなく、むしろ、祈祷依頼者の意向にそって営まれていたことが、彼の祈祷の実際として確認されるのである。さらに、こうした金光菘雄のあり方には、祈祷の現場や近郷神職との関わりを通して体得した身体知が関わっていたと言えよう。おそらく、身体知に基づく対応とは、本稿「はじめに」で述べた「在来の形式」を「踏みつつ」（模倣）に関わる初発のあり方であり、このことは金光菘雄に限らず、同時期の各地の布教者が経験したことでなかっただろうか。このことから、身体知が本教の布教に関わる場面や意識との関わりにおいて、どのような展開過程をたどるのが次なる関心として浮上してくる。そこで、この点を、布教者たちの取り組みを通じてうかがっていくことにする。

第二章 衆目の中の「祭典儀式」とその取り組み

(1) コレラ流行下の佐藤範雄と式次第

明治一二年のコレラの流行に伴い、当病平癒や除災を求める人びとの願いは、大本社をはじめ、例えば、大阪へ布教した白神新一郎の広前でも、コレラからの救済を求める人びとがあふれていたと伝えられているように、各地の出社広前にもたらされていた。こうした願いを受けた布教者たちは、その実現に向けた取り組みを行っている。そこで、佐藤範雄を事例にそうした取り組みの様相をうかがっていくことにする。

佐藤は、明治一二年旧四月一日（新五月二日）から旧六月三〇日（新八月一七日）までの九〇日間、午前二時から四

時にかけて六根清浄大祓を唱える「虎列刺病退散大祈念」を行っている²⁸。また、翌年（明治一三年）に、コレラ流行の兆しを感取した佐藤は、「虎列刺病退散祈念案内」を作成している。

広前掛り信者万民に及る迄、明治一三年庚辰旧六月一ヶ月間、神拜式事、先づ詔刀^{のりと}、次に太詔刀、次に太祓言。右乞祈時、昼午後六時より八時迄、夜半二時より四時迄、右乃願主者一家に付本主一人、何年、何村、歳、男女差別、家内何人、別紙に記し（「虎列刺病退散祈念案内」神徳書院資料八〇五）。

右の引用からは、明治一三年の取り組みが、「神拜式」に則った式次第を取り入れたものであったことが分かる²⁹。このことは、前年の「虎列刺病退散大祈念」の内容が六根清浄大祓のみであったことに比しても、著しい変化であった。この変化の背景を、佐藤の教導職資格取得との関わりでうかがっておきたい。明治一二年八月、佐藤は「教導職にあらずしては他人の祈念をするを得ざれば、その資格を得ん³⁰」として「教導職受験準備」を開始した。また、同年一二月一二日、神道広島事務分局安那郡支局において、支局長・鈴鹿哲夫³¹（神辺町郷社^{あまわけとよひめ}天別豊姫神社祠官）、副長・長岡宣（平野村村社清瀧神社祠掌）を試験員として「教導職予備試験」を受けている。そして、明治一三年二月六日、神道広島事務分局福山出張所（福山両社八幡神社）において教導職試験補試験を受け、教導職試験補の資格を得る。それから約五ヵ月後の同年六月三〇日（旧五月二三日）には、佐藤にとって初めてとなる「祭典」が営まれている（この「祭典」は、実施日が旧五月二三日であることから「月待」と推察される³²）。この祭典では典礼に、佐藤が住まう広島県安那郡上御領村（現福山市神辺町上御領）の村社八幡神社祠掌・北村眞壽美を招請している³³。「祭典」を奉仕するにあたり、白衣を所持し

ていなかた佐藤は、浴衣で代用しようとしたところ、北村から「それはいけぬ」とたしなめられたという。³⁴このことも含めて、佐藤は「恐らく本教祭式の始めなりしならん」と記している。それは、祭員や式次第を調べて奉仕したという面に見られる、一定の作法に則った「式」としての「始め」でありつつ、「式」を「式」たらしめようと単に模倣するあり方とは一線を画するだろう。「本教祭式の始めなりし」というように、「式」そのものの願いを本教の信仰との関係から見出し、担おうとするあり方を意識させられることになった契機としての始めであつたことを伝えるものとなつていよう。その意味で、「虎列刺病退散祈念案内」に見られる内容の変化は、佐藤が、教導職資格取得の過程や近郷神職等との交際を通じて学んだ「祭典儀式」に関わる精神、式次第、所作、作法を手がかりにしつつ、自らが見出した「信者万民に及る迄」という願いに立って、「式」のあり方を工夫した結果と捉えられるであろう。それは、金光大神の信仰に与る者としての思い、つまり「人が助かる」ことを願いとす佐藤の取り組みと、村落社会に生きる人びととの間を取り持ち、つなぎ合わせるべく、普遍・一般的な体裁を取り入れつつも、そのことを自らが咀嚼し、表し直すというような、本教として「祭典儀式」を解釈することの端緒が、模倣の中に含まれていたことを示していると言えるだろう。

さて、佐藤によって、防除に主眼を置いた取り組みが進められながら、彼が自らが住まう上御領村周辺にコレラが流行することになる。彼は、後年、この当時のことを振り返って次のように記している。

「……」当地方も愈々大流行となり、路傍に仆る患者多くありたるが中に、余の所に願ひ来たりし者には、直に御神米と共に御神酒を小さき徳利に入れて持ち帰らしめ、それが患者の咽喉を通れば助かるという有様なれば、

御祈念に力の入るは申すまでもなく、殆ど昼夜を分かつたざりしなり。³⁵⁾

右の引用からは、村落における陰惨なコレラ流行の様子とともに、コレラに対する有効な治療法が確立されていない中、人びとにとって感染や死の恐怖から逃れる方法は信心以外になかったことがうかがえる。この述懐が興味深いのは、村落の信仰世界においては新参である佐藤範雄のもとに、コレラからの助かりを求める人びとが集まっていたことである。前章では、金光秋雄が行った祈祷との関わりで、危急に際して鎮守や氏神といった自らの生活に馴染み深い先を頼るといふ人びとの生活様式の様相を述べた。おそらく、上御領村の人びとも、佐藤が奉仕する広前に行くより先に氏神や鎮守等へ祈願したのであろう。それでいて、佐藤のところに噂を聞きつけた三二名の者が、救いを求めて来たというのである。³⁶⁾この者たちは氏神や鎮守では靈験を授からなかったか、あるいは、直ちに靈験を授からなければならぬように切羽詰まった者たちであったと考えられる。佐藤の「御祈念に力の入るは申すまでもなく、殆ど昼夜を分かつたざり」といふ言葉からは、最後の頼みの綱として縋つて来た者たちの助かりの実現のみに向かつて、なりふり構わず、がむしゃらに祈念を込めていた姿を想起することができる。

その後、佐藤は、明治一四年六月から七月にかけて、「諸病消除予防願」³⁷⁾に取り組んでいる。その内容は、佐藤が奉仕する広前に参っている信者及びその縁者のための「本夏土用中御祈念」を「昼夜四時間」実施するというものである。その祈念は、「先 天津祝詞／次 太諱辭^{ふとりのりご}／次 大祓詞／次 願主々人歳附ヲ読／次 退下」の式次第に基づいて行うことになっていた。信者とその縁者に向けては、祈念を願う者の住所、氏名、性別、年齢等を提出するよう要請している。この取り組みは、前年（明治一三年）の「虎列刺病退散祈念案内」の内容をおおよそ引き継いだ

ものと言える。ここで注目したいのは、祈念の目的が「虎列刺病退散」から「諸病消除予防」へと変化していることである。佐藤は前年の罹患者救済に取り組んだ後、次のような憾みを述べている。

「…」然し、罹病したりといえは直ちに斃れるもの故、遠き所よりは願いに來る暇もなき有様にて、願いに來たりしは僅に東西三〇町程の範圍に過ぎず。³⁸⁾

先にコレラ流行の最中、三二名の者が佐藤のもとに救いを求めて來たことに触れた（この内、一名死亡）。右の引用からは、そうして來た者たちが約三〜四km範圍の限られた地域の者たちであったことが分かる（ここには前章で述べた金光英雄に祈禱を依頼した者の居住分布域が近在に偏っていることと同様の傾向がうかがえる）。この傾向は、佐藤も述べているようにコレラという病氣の特徴や、人びとの緊急を要する事態に対する生活様式に規定されている面があり、その点は彼も理解していたはずである。それでいて、祈念対象をコレラから「諸病」へと拡張するとともに、新たに「予防」を掲げたことからは、コレラ平癒の願いのかない難さと同じく合うことを通じて、「祭典儀式」に込める願いのあり方を鍛え直し、それによってさらなる救済の実現を図っていこうとする姿勢へと促されていたことがうかがわれる。こうしたさらなる救済実現への取り組みは、明治一五、一六年と継続されていたことが資料によって分かる。佐藤のもとに祈念を願ひ出た者の分布域は、彼が奉仕する広前がある安那郡と、近接する岡山県小田、後月、川上郡、そして広島県深津、沼隈郡に広がっている。³⁹⁾

本節では、佐藤が、金光大神の信仰に与る者としての思いに基づき、村落社会が当面する課題への対応を図って

いく過程を示した。その中では、村落社会における従来からの「祭典執行」を、自らが引き受け、取り組む場面に注目し、「祭典儀式」を行うことのあり方を、先行者（経験者）等から学んだ所作や作法をはじめとする既存の様式を手引きとしつつ調べていく様相がうかがえた。もともと、こうした取り組みのあり方は、近郷村落社会から寄せられた「天地金乃神」とその広前の存在に対する認知、信任があつてのことと言えよう。

以上、ここまで述べてきたことは、村落社会の生活実情・実態との関わりの中で布教者によつて営まれた「祭典儀式」に注目したものであつた。では、例えば「教祖年祭」といった本教信仰から要請される「祭典儀式」が営まれることに関わつて、人びとが「祭典儀式」に対して抱く心情や感覚がどのように影響したのだろうか。このことを次節でうかがつていくことにする。

(2) 服制をめぐる眼差し―神道金光教会本部と神道本局の関係をめぐつて―

金光大神帰幽（明治一六年一〇月一〇日）から一年後、近藤藤守は自らが奉仕する広前で「教祖一年祭」（明治一七年）を行つてゐる。この時は、近藤のみが装束を着用し、その他の者たちは紋服で、近藤に従つて大祓を唱えたという。そして翌年（明治一八年）の「教祖三年祭」では、虎谷吉兵衛（祓主）、井上直温（神饌長）、田畑五郎衛門（大麻）、福嶋儀兵衛（塩水）、畑徳三郎（切麻）ら六名の祭員で行われ、さらに「教祖四年祭」にあたる明治一九年には、祭員一六名で奉仕されている。^④この「教祖四年祭」の祭員の一人であつた浜田安太郎は、当時の様子を次のように述べている。

「…」一九年の四年祭には一六名の祭員で此時から自分も列席する事に成ったから栗町という分局の役員を招いて、皆々作業を教えて貰うたが何分生まれて初めてのことであるから、マコ自体がしとやかに行わない自分は祓主という大役を申附けられて祭典の前夜「下ざらいーカ」下さらへへの時祝詞の声がふるうて始末におえなかった。幾度も行つて漸く形が出来た。此時の装束は大人「近藤藤守―引用者」が御考えて鈴の屋衣と名称した「かくえ」の如きもので烏帽子は丸で子供の玩具の「バイ」「ペーゴマの意―引用者」の様の形であつた。何れも誠に粗末な物で一同が揃えに出来た（浜田安太郎「回想録」『藤蔭』第五〇号、明治四四年、一八頁）。

浜田の「回想録」の記述からは、「祭典儀式」を営むことに関わつて、教祖の年祭に相應しい「祭典儀式」を行いたいと意欲と、それを實現することの困難さが浮かび上がつてくる。明治一九年には、前年の六名から一六名に増員されている。これら祭員には「祭典儀式」の経験が少ない、不慣れな者が含まれていた。祭員の増員を通じて、「祭典儀式」を成り立たせるための所作、作法の習得、共有が課題となつたであろう。このことに関わつては、神道大阪分局に属する「栗町」という人物から指導を受けることで対応を圖つていたことがうかがえる。それは、先に述べた金光菰雄や佐藤範雄が近郷神職との関わりで「祭典儀式」の所作、作法を習得することになつたように、当時において、先行者（経験者）に協力を仰ぐことはおよそ考え得る方法であつたと言えるだろう。

さらに、右の引用に関わつて注目したいのは、近藤藤守が祭典用の装束を新たに考案していることである。装束については、古来より、材質、色、文様によつて「身分の標識」を表すものとの捉え方がなされてきた。^④一方で、近藤の場合は、祭員に同じものを用意したとある。これらことから、近藤による新たな装束の考案が、祭員間

の序列の明示ではなく、本教信仰とそれ以外のものとの差異を示す、いわば本教信仰の可視的表現の試みであったと言えるだろう。

ところで、浜田は、近藤の考案した装束について「誠に粗末な物」と伝えている。このことに注目するならば、本教として「祭典儀式」の場面で何を、どのように用いるのかについては、布教者の側の意図や判断のみならず、それを眼差す人びとが「祭典儀式」について有する感覚が顧慮されるべきものとしてあつたことがうかがわれる。そしてこのことは、近藤が奉仕する広前に限ったことではなく、神道金光教会本部への問いかけにも見ることができ

る。

明治一八年六月二日の神道金光教会設立に伴って「神道金光教会規約」が制定された。この中には、神道金光教会として営む恒例の「祭典儀式」が明文化されている。^④本部で営まれた「大祭」のあり方に関わって、当日参拝していた中野米次郎（麓支所・京都市）から、後日、次のような照会がなされている。

一 拝啓陳者過日本部大祭典之際、教長殿は祭服に立帽子を着用有之。然るに外に副祭主祭服にヲサ冠を着用に相成。此儀他に右様之礼^{「マ」}有之候哉。小生も未不心得帰会之後、心ある信者の者より、如何之次第に候哉と尋問に被及答弁方に大井^{「マ」}に困り居。甚以て四方の人に参詣之事故、中には是を笑い候哉と存候。実に恥敷次第に御座候て、小生も心有る者より糺尋候居は、誠に赤面致居候に付、一応御申上候。〔…〕^⑤

この照会には「四月二七日」の日付がある。引用中の「大祭」とは、「教会大祭」（四月一〇日）のことと思われる。

照会のあった年については記されていないが、「教長」という文言からは「神道金光教会規約」（明治一八年六月）同二年三月）の期間が想定される。中野は、発信者として「麓支所 中野米次郎」と自署している。「支所」は「神道金光教会条規」（明治二年三月一日）の制定後に用いられることから、おそらくこの照会の時期は、「神道金光教会規約」の名残が残る、「神道金光教会条規」制定後早々の、おおよそ明治二年ないし二三年頃と推定し得るであろう。さて、この照会では、「教会大祭」における服制について本部の見解を問うものとなっている。大祭当日、祭主は「立帽子」（立烏帽子）のことと思われる）、副祭主は「ヲサ冠」（長冠）のことと思われる）を着用していた。中野は信者から、祭主と副祭主の「立烏帽子」と「長冠」の用い方が、一般的な儀式作法と異なる理由の説明を求められた。中野もそのことを奇異と感じていたのであろう。それは、当日の参拝者の中にはこれを嘲笑した者もいたのではないかと述べていることからもうかがえる。儀式作法では初歩的な事柄に属するものであったに違いない。とはいえ、中野とその信者は、このことを本部の間違いと直ちに判じず、ゆえあることかとしてその理由を照会している。さらに加えて、中野は、引用に続く箇所、今後、地方において「教会大祭」における祭主と副祭主の「立烏帽子」と「長冠」のような、一般的な儀式作法と異なる事態を現認した場合の対処方につき回答を求めている。

この中野の照会に対する本部の回答は確認できていない。しかしながら、本部に残された資料の中に、中野の照会との関連をうかがわせるものがある。明治二年五月、神道金光教会会長金光菰雄から、神道本局管長稲葉正邦に対して提出された「服制之義に付御伺」（以下、「御伺」と略記）⁴⁴がそれである。これには服制に関する七項目の問い合わせが記されている。その中の一つに「教会大祭之節、祭主に立者、或は嚴重に取扱可き葬儀祭主たる者は、試補を除くの外、等級に不拘、冠齋服用不苦哉」（御伺）第三条」というように、中野の照会内容とも関わる「教

会大祭」や葬儀における祭主の「冠」の着用について記されている。ここからは、当時の神道金光教会が、「祭典儀式」の服制に関わって、祭主という「祭典儀式」を司る立場性よりも、祭主に就くその人の教師の等級を優先していたことがうかがわれる。また、金光秋雄の「立烏帽子」着用については彼の等級との関わりが想定されよう。その意味で、中野の照会は本部にとつて、参集した人びとの心情や感覚との間に齟齬をきたしていた、儀式上の立場性よりも等級を優先する服制のあり方に対する問題提起として受け止められたと考えられよう。

そこで今少し、当時の神道金光教会における服制に関わって、その様相の一端を「御伺」と神道本局からの回答^④の關係にうかがっておきたい。まず、「御伺」の第一条の内容は、「神道教規」(明治一九年一月)が定めた四種の装束(齋服、狩衣、淨衣、直垂)^⑤の順位についての確認であった。これに対する回答は「伺之通」であった。次いで第二条では、「六級以上之教職は齋服、講義は狩衣、訓導は淨衣、試補は直垂を以て相当正服と可心得哉」として、教師の等級と装束の種類の關係を問うている。これについては「等級に応し、服製を異にする次第に無之候」と、そうした關係がないことを回答している。そして、第三条の「冠」の着用については、「伺之通」として神道金光教会本部の要望を承認している。また第四条では「時宜に依りては、三位形烏帽子を齋服以下何服に不拘、適宜相用候ても不苦哉」と、場合に依じて略式の烏帽子の使用の可否を問うている。これについては「遠慮可致儀と可心得候」と否定的回答がなされている。

さて、ここに示した第一条から第四条の「御伺」の内容は、服制の基本的確認に関わるものと言えよう。そしてそれが、神道金光教会設立(明治一八年六月)から約四年を経過した時点で確認されようとしている。「御伺」の内容は、「祭典儀式」の執行を通して浮かび上がった問題であったと考えられる。その当初は、例えば、第二条において

教師の等級と装束の種類が関係するものとして質問しているように、神道本局の方針や指示に限らず、一般的な儀式作法の有り様に学びつつ、臨機応変に対応していたと考えられる。しかし、「祭典儀式」の盛儀化、多様化に付随する儀式の調和、威厳の保持の問題との関わりで、神道金光教会としての服制を調える必要に迫られることになったと思われる。そして、そのことは神道金光教会の一存では対応し得ないことから、上部組織である神道本局への「御伺」となったと言えよう。

こうした「御伺」が提出された神道本局では、先に触れた「神道教規」の第二四条に装束の種類を定めているものの、具体的な用い方等については規定していなかった。^{④7}したがって、回答としては、「御伺」の第一条については「神道教規」との関わりで答えつつ、第二条以下の内容に対しては、その時点での神道本局の判断を示したものとなっている。とはいえ、その中には、第四条に対する「遠慮可致儀と可心得候」という回答のように、明確な判断を避けているものもある。それは、「時宜に依りて」の「時宜」の具体的場面が示されていないためと思われる。一方、そのことを明記しなかった神道金光教会本部では、具体的場面は想定されていたであろう。おそらく、神道金光教会本部が期待した回答は、具体的場面に對する神道本局の逐一の判断や承認ではなく、自らの裁量での対応を可能にする、汎用性のある判断基準の提示ではなかっただろうか。

もつとも、このことに関わっては、先に述べたように、当時の神道本局にはそうした基準がなかった。「御伺」とその回答の有り様は、神道金光教会本部と神道本局の連絡・情報交換不足によるすれ違いを示しているよう。この両者の関係は、結果的に、神道金光教会本部として、自らが「祭典儀式」に関わる服制をはじめ、諸々の対策を講じようとする契機になったと考えられる。この背景には、恒例の「祭典儀式」をはじめ、「新年祭、元始祭、孝明天皇

遙拝、紀元節、神武天皇遙拝、春秋皇靈祭、大祓、天長節等」について、「政令を奉して宜敷祭祀すべし」（神道金光教会規約）第三條と規定し、各地の布教者にその実施を求めていたことが関わっている。とはいえ、布教者は、それらを行うための所作や作法、そして服制等のあり方に関わって、自らが、恒例の「祭典儀式」については本部の有り様に学びつつ、それ以外については、一般的な儀式作法を手がかりに対応を講じていたのが実情、実態だったのである。⁴⁸そこで、次章では、各地の布教者たちの実際と関わりながら、本部として「祭典儀式」執行の基準や方針となるものがどのように構想されていくのかをうかがっていくことにする。

第三章 「祭典儀式」をめぐる問われる「自律性」とその行方

(1) 佐藤範雄における「葬祭式秘書」編纂の経験

前章で、神道金光教会設立後、「祭典儀式」に関わる所作や作法、そして服制等のあり方を含めた、その執行態勢が組織的に未整備であったことを示した。このことは葬儀の執行についても同様であった。「神道金光教会規約」には「喪儀は人生の大札なれば、其礼を厚くして遺憾ならしむるを要とす、故に帰幽奏上式を行い、幽冥の神護を仰ぎて靈魂を安定し、鄭重に本部葬祭式を執行すべし」……（第三條）と、葬儀執行が規定されていた。しかし、この時点では「本部葬祭式」と呼べるものはなく、空文に等しいものであった。とはいえ、このような「神道金光教会規約」上の問題について、全く誰も、何も手立てを講じていなかったわけではなかった。

明治一八年一二月、神道金光教会設立から約半年後、佐藤は、神道事務局が葬儀の書籍を編集したとの情報に接し、

直ちに頒布を申し込んでいた。⁴⁹ この編集の情報は誤伝であったようであるが、それから二年後の明治二〇年に『葬儀式』が刊行されている。この『葬儀式』の刊行によって、「神道金光教会規約」では空文であった「本部葬祭式」が、「神道金光教会条規」において「神道本局葬儀式」に変更されたものと思われる。佐藤は、神道金光教会における「葬祭式」の不備を意識し、早くから文献等を収集しつつ、その解決に向けた取り組みを進めていた。そして、それは明治二年五月二六日に「葬祭式秘書」⁵⁰として取りまとめられた。

この「葬祭式秘書」の末尾には、佐藤の編纂意図と方針が次のように記されている。

抑葬祭式次第を編集する所以たるや、格式あると雖も実地実行する甚だ難き情々あるを以て、余が実行し試して、如何に各式例に順序を違えりと雖も、式立派にして実行せざる時は無功^{（ワカズ）}なる故、本紙に著す処は、実行しがたき条々は省き以て著すものなり。

右の引用からは、佐藤において葬儀執行の場面が具体的に意識されていることがうかがえる。彼は、金光大神の葬儀（明治一六年一〇月二三日執行）の副祭主をはじめ、金光と、せの葬儀（明治一八年二月一〇日執行）の祭主等、既にいくつかの葬儀執行の経験^{（経験）}を有していた。これら葬儀の様相には、「在来の形式」である神葬祭の影響^{（影響）}がうかがわれる。こうした彼自身の経験が踏まえられて、「式立派にして実行せざる時は無功^{（ワカズ）}」と述べられているのである。その前提には、当時において仏式によって弔いを受けてきた生活風土の中で、新たな形式を用いることで人びとの弔いへの思いに応え得るか否かの問題が見据えられていたとも言える。そして、その問題を払拭せんがために、葬儀執

行の参考となる先例や形式を求めようとしたに違いない。しかしそこには、時に先例や形式の踏襲に拘ること、かえって目の前の人びとの思いと遊離する危うさが彼の眼差しの先に捉えられることになっていただろう。こうした問題意識から、「余が実行し試して」という編纂の方針が採られたと考えられる。このことから、彼が葬儀の行われる空間、つまり葬儀をめぐる人びととの関係を重要視していた姿勢がうかがわれ、そして「各式例」は参考に止まるものであったと言える。

さて、明治二四年三月一六日、大阪分所長白神新一郎から神道金光教会長金光萩雄に宛てて、「祭式係新設に付願」と題する書類が提出されている。そこで、その内容を次に示しておく。

当分所に於て追々信徒増殖し、随て神葬葬式の務弥多端に相成候に就ては、条規第一二章第四五条より五〇条中に定められたる役員の外、更に祭式係の一係を設け、主一員、係員若干名を置き、専ら神葬葬式の務を担任致させ度候に付、何卒特別を以て御許容被成下度、此段願上候也。^⑤

右の引用には、大阪分所に対して神葬葬式の執行依頼が寄せられていた様子がうかがえる。そもそも、こうした依頼が寄せられる背景には、神道金光教会が設立されて以降、上部組織である神道本局の意向を踏まえて、各地で「復祭」を勧めてきた状況があった。^⑥当初、一家の葬祭式を仏葬から神葬に変更する（「復祭届」を提出する）ことに主眼を置いていた「復祭」が、引用からは、「復祭届」の提出から時間が経過する中で、葬儀執行について具体的対応を迫られる事態となってきたことが分かる。このことは、各地の布教者において、次の資料に見るような要望となつ

て表れている。

本会の講師たるの幸栄を得、教導職の員に列し居候段、誠に以て難有存居候処、祭典作業及び葬儀式の奥秘を未だ了解不仕候に付き、職務を奉事するに於て聊か差支を生じ居場合も有之候に付、出格の御詮議を以て右二典式の奥秘御伝習被成下度、此段連署を以て奉懇願候也。

これは、明治二四年八月末、齋藤精一（笠岡支所）、神原愛太郎（今津支所）、小山佐平次（黒忠支所）、菰口徳次郎（笠岡支所）、以上四名の連名で、神道金光教会長金光萩雄に対して提出された「祭典及び葬儀式作業伝習御願」（管長家資料三三五―一三六）である。もともと「伝習」とは、教師志願者、あるいは講社結取の過程で転属してきた布教者に対して、神道金光教会としての基本的な教義内容や拝札作法を約三日間に亘つて教示するものであった。⁵³ 齋藤らが願ひ出た伝習は、「祭典作業及び葬儀式の奥秘」の習得を目的としており、本来のものからはやや派生したものであると言えよう。そして、その理由として「職務を奉事するに於て聊か差支を生じ居場合も有之候」と述べている。このことを、願ひ出た一人である齋藤に即して見れば、彼は、当時、笠岡支所長の立場にあり、既に「祭典儀式」や葬儀に携わっていたと思われる。そうした実地の経験の中で、確認を要する問題が浮上していたことが先の願ひ出になったものと考えられる。おそらく、他の三名についても同様の問題関心を抱いていたであろう。

さて、この願ひ出に対する伝習は佐藤範雄が行っている。伝習終了後の八月三〇日、佐藤はその結果を神道金光教会長金光萩雄宛に「尋常葬儀式伝習試験級第之成績を得」との「具申書」（管長家資料三三五―一三三）を提出し

ている。葬儀式の伝習となったのは、先に述べたような問題があったためと考えられる。加えて、「具申書」では「遷霊神術」についても伝えたことが報告されている。

この「遷霊神術」について確認しておく。本所が収集している笠岡教会資料の中に「具申書」と同じ日付の「遷霊式神術」（布教史笠岡一八）と題する資料がある。その内容は、遷霊式の準備物、式の所作・作法を簡潔に記したものである。そしてその末尾には「右遷霊式神術は神道管長稻葉正四位殿の秘書にて伝うる処、之を謹写し相伝候事但し本書は濫見を禁ず 神道金光教会長金光萩雄」とある（金光萩雄が入手した経緯については不明である）。この「遷霊式神術」は、佐藤が伝習の際に伝えたとされる「遷霊神術」と同じものである。そして笠岡教会資料の「遷霊式神術」は、神道金光教会長金光萩雄所蔵の「遷霊式神術」を、斎藤が筆写したものと考えられる。

このことで注目させられるのは「但し本書は濫見を禁ず」との一文である。既に述べたように、神道金光教会設立の時点から、葬儀執行の規定はあるものの、具体的執行に関わる所作、作法等は示されていない状態にあった。「遷霊式神術」はその名称の通り、葬儀執行に関わる諸行事の中で「遷霊式」の部分についてのみ記されたものである。葬儀執行の手がかりに乏しい各地の布教者にとつては、「遷霊式神術」が葬儀の一部分の内容にとどまるものであったとしても、一般公開・頒布を強く望んだことであろう。しかし、実際には、その存在は公的に知らされることなく、極めて限定的な開示に止められていた。この要因について、斎藤らの事例のように、佐藤範雄が伝習の中で開示したとされることとの関わりだろうかとうすれば、そこには、開示そのものを消極的に捉えていたのではなく、開示が求められるような状況に及んで気付かしめられた次のような懸念から、限定的対応措置をとるほかなかった可能性が浮かんでくる。

佐藤範雄は斎藤精一らに対して葬儀式の伝習を行っている。その具体的内容は詳らかではないが、佐藤が葬儀式を伝習することができた要因として、彼自身の「葬祭式秘書」の編纂の経験が想定される。そもそも、佐藤にとつては、「復祭」を勧めてきた神道金光教会として葬儀が要請される状況を予見して編纂に取りかかったものであったと思われる。ここで今一度目を止めておきたいのは、彼が「葬祭式秘書」を編むにあたって重要視した課題だったのが、葬儀をめぐる人びととの関係であったことである。このことに関わって、先に先例や形式の踏襲に拘ること、かえって目の前の人びとの思いと遊離する危うさについて触れた。それでいて、編纂を続けた過程では、弔いを求める人びとの思いとの関わりを積極化する布教者側の自律的態度の必要性を意識することになったと思われる。むしろ、編まれた「葬祭式秘書」の存在が教内へ公表されていたならば、多くの公開・頒布の要望が寄せられたであろう。そうした公開・頒布の要望には、基準となるものを求める思いが表れているが、そこに憂慮すべき問題性を佐藤は感取したのではなからうか。仏式に代わる本教信仰に基づく葬儀をいかに執行するのかという問題を抱える布教者たちが「葬祭式秘書」を手にすれば、それに則って葬儀を営むであろう。そこに、「式立派にして実行せざる時は無功^{【74】}」という陥穽が生じる。言うまでもなく、「立派」は形式だけの問題ではないことが見られている。それは、「葬祭式秘書」や「遷霊式神術」そのものではなく、こうしたものを手にすることで葬儀や、さらには「祭典儀式」ができると思ってしまう意識であり、それによる目の前の人びとの思いからの遊離であった。もつとも、各地の布教者が当面している「いかに祭典儀式を執行するか」の問題は、佐藤自身も経験してきたことであつた。それゆえに、彼は自らが感取した問題性をいかに伝えるかということも課題として抱えられることになったと考えられる。本部としてこのような布教者の差し迫った問題を認識し、そして見出した対応の道筋が、伝習を経た者に限った開示で

あつたのではなからうか。⁵⁴⁾

(2) 地域において展開する「祭典儀式」と神道金光教会本部の対応

神道金光教会設立以降、時間経過とともに、各地に広前が生まれ、教勢は拡大していった。このことは「祭典儀式」に関わって二つの様相となって表れている。それは、本部における「祭典儀式」の盛儀化と、各地の布教者に関する「祭典儀式」執行依頼の多様化（多数化）である。

まず、本部における「祭典儀式」の盛儀化の様相を概観しておく。

明治一八年旧九月一〇日（新一〇月一七日）に「教祖三年祭」が、「神道金光教会規約」に定められた「教祖大祭」の日に実施されている。この時の参拝者の様子について「一五〇人計^{マシ}りバラリと集り居たり⁵⁵⁾」という伝承が残っている。それから約二年半後の明治二十一年四月の「教会大祭」の様子が、『山陽新報』（第二六七〇号、明治二十一年四月二二日）で次のように報じられている。

●金光派の春季大祭 備中浅口郡大谷村の金の神社にては、去る一〇日教祖の大祭を執行せし由にて、既に前日より参詣せる京阪及び中国筋の信徒は数千人の多きに達せる中に玉島港へ汽船にて到着せしもの頗る多く、去る九日の如きは朝夕二艘の汽船が寄港せしにほどにて、当日は該派の教導職七〇〇余名集會し盛なる祭を執行したるよし。

引用では、大祭に関わって「信徒は数千^人」や「教導職七〇〇余名」ともいうような、大勢の人びとが集っていたことが記されている。もつとも、この一祭典あたりの人数規模については大いに検討の余地があると言わざるを得ないが、そうとしても、明治一八年旧九月の「教祖三年祭」の時に「一五〇人計り」と表現されたこと^{〔マ〕}からすれば、約二年半のうちに参拝者がやや急速に増加したことがうかがわれる。また、「祭典儀式」の場所については、明治一九年から同二三年まで木綿崎山上にて行われたようである（現在の近藤藤守奥城周辺）。さらに、明治二四年から大正一〇年までは「金乃神社」で行われた。^{〔66〕}

次に、各地の布教者に関わる「祭典儀式」執行依頼の多様化（多数化）について、村役場や警察署等に対して「祭典儀式」の執行を届け出た記録である「明治十四年四月二十日 諸願届控 長野村米中氏」（以下、「諸願届控」と略記）を取り上げ、山口県玖珂郡長野村（長野村は明治二二年四月の町村制施行後、通津村となる）にて広前奉仕をしていた米中千代植^{〔77〕}に、その様相の一端をうかがっておきたい。

当時、「祭典儀式」の執行を、予め村役場や警察署へ届け出るのは本部からの指示であった。では、届け出の内容とはどのようなものであったのか。そこでまず、「諸願届控」に記載されている主な「祭典儀式」の名称を、届け出、執行の日付とともに列記しておく（括弧内の日付は新暦である）。「諸病除祈禱」並びに「予防法説教」（明治三年九月四日届出、同月八日執行）、「五穀成就祈禱」（明治二四年九月一五日届出、一六日執行）、「雨乞祈禱」（明治二七年七月九日届出、同月二二〜二四日執行）、「風災除去」（明治二八年八月一〇日届出、同月二二〜二四日執行）が確認できる。これらは、米中が、村落社会に生きる人びとからの依頼を引き受けて、執行したものである。

このように届け出がある一方で、春秋の大祭や霊祭、あるいは「皇霊祭」等の講社事務所として例年営む「祭典

儀式」については基本的に届け出られていない。例外としては、明治二三年三月の「皇靈祭」に関しての届け出がある。また、その内容には「神楽舞」の奉納のことも記されている。さらに、明治二四年から同二六年には「神道金光教会通津事務所秋季礼祭」¹⁷²⁾も届けが出されている。この三カ年分の内容には「講社―引用者」事務所手狭二付、村内の「蛭子社境内」で執行するといった異例の案件も散見する。

ところで、「諸願届控」にうかがえるのは、講社事務所の上部組織である神道金光教会で定められていないものを行う場合、ないし規定にありつつも変則的な執行をする場合に届けが出されていたことである（先に列記した祈禱は、神道金光教会が定めていないものであった）。こうした届け出の基準や、「諸願届控」に記録された届け出の内容からは、官憲をはじめ、周辺社会との緊張関係もうかがえよう。届け出ることは官憲等との関係を円滑に保つ手段として、積極的な意味を持っていたのである。

さて、米中が営んだ「祭典儀式」の一つ、明治二七年旧一〇月三日（新十一月二〇日）の「陸海軍大勝利兵士健剛敵国降伏祈禱祭典式」（以下、「祈禱祭典式」と略記）というものを取り上げて見ていきたい。これは「講社―引用者」事務所秋季大祭」に併せて、村の「恵比須神社境内」で営まれたものである。米中は、この「祈禱祭典式」執行の計画を本部に対し、人を介して伝えている。米中に関係する資料の中で、この時期に本部に対して「祭典儀式」執行のことを連絡しているのは、この「祈禱祭典式」の一件だけである。先に示した「雨乞祈禱」等の執行については連絡していない。むしろ、これら諸祈禱執行について神道金光教会は何も定めていない。それゆえ、こうした本部との連絡の様子には、村落社会に生きる人びととの関係性の中で、既に諸々の祈禱の依頼を受けていたこと、そしてそれについての自律的意思と判断を有していた米中の様相がうかがえる。しかし、では改めて、米中が「祈禱

「祭典式」の執行計画を連絡した意図とは何であり、そのことを知らされた本部の経験とはいかなるものであったのか。このことを米中と本部の応答の様子を通じてうかがっておきたい。

米中から「祈祷祭典式」の執行計画を伝えられた本部の意向は、次の資料にうかがえる。

昨夜御本部ヨリ帰宅仕候者テ貴殿之教会設置願之義ハ御本部へ願込ミ置キ候。且又、旧本月二三日ノ御大祭之義ニ付、御本部ニ奉伺候ニ、本部ニモ無キ事ハ仕ガヨカロート貴ヨリ差留テ然ルベシト申サレ候ニ付、此旨御通知申上候乍併事務所内ニテ静ニ御祓ヲ揚ゲテ御祭ヲ行フ位之事ナレバ、親子内一名ハ御陰ヲ頂キニ参詣仕候。此段御照会仕候也

旧一〇月一六日認メ

唐樋常蔵

米中千代樋殿

右は唐樋常蔵から米中への書簡である。本部は「貴ヨリ差留テ然ルベシ」というように、唐樋から米中へ「祈祷祭典式」の中止を命じるよう指示している（なお、唐樋は、本部の意向を伝達した上で、「事務所内ニテ静ニ御祓ヲ揚ゲテ御祭ヲ行フ位之事」という、規模縮小の提案をしている）。そこで、本部が米中に対して、「本部ニモ無キ事」を理由に「差留テ然ルベシ」との意向を示した背景を見ておく。

本部では、日清戦争開戦後、「国威振張武運隆昌の祈願」「朝鮮事変に対する武運隆昌祈願祭」「在韓兵健康祈念」

を行うよう神道金光教会長名で諭達を發していた。そして、唐樋の書簡が發信（旧一〇月二六日、新一一月二三日）される二日前には、備中地方一一郡の出身者のうち、戦没者五〇人の慰霊祭である「中備出身韓地戦死者招魂祭」（一月二日）が、県知事、警察署長、収税長、浅口郡長をはじめ各郡長、安仁神社宮司など優待参拝者約二九〇人、招待遺族七〇人、一般参拝者約二万人の参集を得て実施している。⁵⁹

米中の「祈祷祭典式」も本部の慰霊祭と同様、日清戦争状況下において発意された「祭典儀式」である。ただし、その目的については、本部が行ったのは慰霊祭であり、米中のは戦勝祈願祭であった。また、神道金光教会長名で「武運隆昌」の祈願を行うようにとの諭達が發せられていたこととの関わりでは、米中のそれは諭達の内容を具体化した取り組みとも捉え得る。今ここで、「戦勝」ないし「戦争」それ自体の問題、さらにそのことを神への祈りとして行う「祭典儀式」の経験の意味に及んで、米中の「祈祷祭典式」と本部の意向の関係を論じる用意はないが、ともあれ、米中の取り組みが本部において「本部ニモ無キ事」と捉えられていたことを示しておきたい。本部の「差留テ然ルベシ」との意向を伝えられた米中は、唐樋からの書簡を受け取った翌日（二月一四日）に、「祈祷祭典式」を村内の「恵比須社境内」で執り行う旨を、地元警察署へ届け出ている。その後、日付は明らかではないが、米中は本部に対して、「祈祷祭典式」の執行について「信徒中へモ右之趣内達」している現状を挙げ、当初の計画通り実施する旨を伝えている。

このことから、米中の本部への連絡の意図は、新規の「祭典儀式」の執行計画を報告することであって、「祈祷祭典式」執行の可否の判断を仰ぐことではなかったと言える。また、米中のような、村落社会の関係性の中で自生的に取り組まれる「祭典儀式」の報告に接し、それへの対応（回答）に迫られる本部においても、それは伝習等を

用いた、個別的な対応の限界を知ることとなっただろう。このことは、人びとの願いとの出会いや、変化する社会的関係性の中に生きる布教者の自律的意思と判断によって「祭典儀式」が営まれるという実態との関係で、「本教信仰にとつて祭典儀式とは何か」の意味が問われる契機であったと思われる。それとともに、これらを内実とする、本教としての「祭典儀式」をいかに編成するかという新たな課題への端緒を開くものであったと言えるだろう。

おわりに

以上、本稿では、神道金光教会期の「祭典儀式」の営みについて、人びとの依頼を引き受け、実施する布教者の経験の様相とともに、その経験が「祭典儀式」のあり方にどのような影響をもったのかを考察してきた。それによつて、「踏みつつ」、「意味づけ」、「新しい形式を加え」と述べられている、「在来の形式」から「本教独自」というものへの歴史認識の起点に関わる経験の内容を改めて浮かび上がらせることになった。

金光萩雄や佐藤範雄の事例に見たように、神道金光教会設立以前から、布教者たちは、人びとの依頼を引き受け、「祭典儀式」に取り組んでいた。そこには人の「助かり」の願いを引き受ける立場と役割の過酷さや、その営みの峻厳さ、そしてその上でなお取り組む意思の存在をうかがうことになった。また当時の布教者たちは、一定の所作や作法、服制といった「祭典儀式」の環境が用意されていない中で、自ら関わりのある神職等の先行者（経験者）に学び、営もうとしていたのである。そして、神道金光教会設立後は、信者からの多様化（多数化）する依頼を受けながら、布教者たちは一般的な儀式作法に手がかりを求めつつ、さらには神道金光教会本部との関係を意識して、具体的対

応のあり方を求めていった。また、本部では、各地の布教者からの照会に応じつつ、神道金光教会としての「祭典儀式」のあり方、さらには盛儀化に向けて内容を調べていく必要に迫られることになった。第三章一節で述べたように、その過程では調べた「祭典儀式」の普及、統一化に先立つ課題として、人々との関わりの中に「祭典儀式」を生み出さねばならなかった自律的態度が感取されるのである。また、その中の本部としての対応のあり方が「本教信仰にとって祭典儀式とは何か」の意味究明の課題と相まって問い直されていくことになったのである。なお、その後の本部の対応、わけでも編成に関わる具体的様相について、本稿では論及できなかつた。このことについては、本教最初の公的な「祭典儀式」のテキストである『祭祝類典』⁵⁹の編纂と刊行、その後各地で行われる「祭典作業講習会」の様相や、さらには「教祖立教の精神」「教祖の御神意」との関係で本教制度のあり方を調査・審議しようとした「制度調査委員会」（大正八年）の議論を視野に収めつつ、今後、追究していきたい。

以上、本論を通じて述べてきた内容からは、「祭典儀式」の歴史過程とその経験に関わって、村落社会（地域社会）に生きる人びとから寄せられる「助かり」の願いが、改めて大きく浮かび上がったと言えよう。そして、それを大切なものとするのが、「祭典儀式」を「祭典儀式」たらしめ、調べていこうとする力を生んだのだと言えよう。いわば「求める力」が「本教信仰にとって祭典儀式とは何か」との問いを引き出していたことになる。もっとも、これらのことはいつの時代でも問題になってきたことであろう。ならば、「本教にとっての祭典儀式とは何か」との問いは、「本教独自」のものが必要だとしてそのあり方を求める以前に、この問い自体がいかなる関わりをもつて生起しているのかを常にしつかりと見極める必要があるのではないだろうか。

（教学研究所所具）

① 「在来の形式」や「神道形式」との関係の克服（払拭）は、「儀式服制等審議会」の方針、態度でもあった（二「儀式服制等審議会」の審議内容について）に対して寄せられた意見及び審議会としての考え方」『金光教報』昭和五年五月号、巻末二頁。

「…」今日の教団の現実面や儀式執行の実際面から問題となる点を審議し、適宜、意義や理念に立ち返って審議を進めるという方法をとった。その場合の拠り所となるのは、以下の三点である。

(一) 金光大神の信心の独立及び金光大神の信心を社会に打ち出すという観点から求める。

教団の諸現実のうち、殊に形式には、本教の信仰から純粹に形成されたものばかりでなく、歴史的な経過の中で、世間一般の観念や価値観が入り込んで、本教の中で慣習化されている面が多分にあり、今日の教団が願いとしている方向からみても、このことは問題になる。それ故、現行儀式を成立せしめている背景の思想や現行儀式の中にある歴史的慣習的形式などを検討し、改めるべきものと残すべきものとを弁別し、新たに本教の儀式というものについて審議することになった。

(二) (一)と関連して、神社神道の儀式とその精神の払拭ということがある。

現在の儀式は、大なり小なり神社神道の儀式に基づいて行われている。そこで、特に、金光大神の信心の独立という観点から、神社神道の儀式とその精神を除いていくとの方向で審議を進めた。

(三) さらには、神秘主義を排除することである。宗教には神秘がなければならぬ。だが、神秘だけが宗教であるという傾向から神秘主義が生まれてくる。この神秘主義には、信奉者として、等しく信心の実践を進める上で必要な共通理解を妨げる性質がある。

② この「金光大神の信心に基づく本教独自の儀式服制等の審議立案」とは、「儀式服制等審議会」の発足（昭和二九年四月）以来、同審議会の願いとされたものである（「儀式服制等審議会 上申」昭和五七年八月二〇日）。そこで、予め「金光大神の信心」と儀式・服制の関係がどのように捉えられているのかを示しておく。

既に述べたように、「改定要項」には、「現在の祭典儀式は、「…」必ずしも教祖金光大神の信心に発するものではなかった」（四頁）という認識が示されている。こうした認識が形成された背景には、明治三十六年六月九日、佐藤範雄が金光教東京教会所の「夜席」で話した次の一節がある。

「…」今吾人が着て居る此の装束なるものは、我教祖の

神の神理とは何等の關係もあるのではない〔傍線―引用者〕。教祖の神が道を御伝え給いしに何等の縁故もないのである。是は教祖が御隠れの後、一の教会となり、又独立教となりたる際、政府に於いて教師の服制を定めよと命令があった、為めに吾人が評議して定めた服制で、今年改めても、明年変えても差し支えはないのである（佐藤範雄「修行訓」『説教十座 完二（三版）』金光教本部、一九〇八年（第二版）、一一九頁（初版は、一九〇七年）。

これは、金光大神帰幽後に服制を調える必要に迫られた経緯を語った一節であるが、「儀式服制等審議会」においては、「我教祖の神の神理とは何等の關係もあるのではない」という言明から、独自性追求の強いメッセージを受け取り、本教の儀式・服制と金光大神の信仰の關係を焦点化する一因となった。

また、昭和二四年一〇月、「教団の全面に、生神金光大神御取次の働きが十全に具現するような教規」を作るべく「教制審議会」が発足し、儀式も審議対象となった（教制審議会の審議経過）『道の光』昭和二五年九月号）。

「教制審議会」は、本教儀式のはじまりを確認すべく、教祖伝記奉修所長和泉乙三に教祖時代の儀式のあり方を照会した。和泉からは、「教祖は別に儀式というものを何にもなさっておられたように聞いていない。誰もそういう話をし

た者もなし、又お書物の上にも伺えない」こと、また「金光大神御覚書」に「お祭の時にお賽銭の両端にろうそくを立て、或はお鏡餅を供え、或は提灯を付けられたということが断片的に伺える」としながらも、「教祖の御時代においてはことさらに儀式を用いて居られなかったように思われる〔傍線―引用者〕との見解が示された（第五部門審議内容）〔昭和二六年三月二四―二五日〕（第五部門会記録綴①）。

この見解を受けた「教制審議会」では、「〔…〕儀式という問題も本教の儀式がどういふものであるのか。どういふところから出てきたものであるのか。教祖御時代の儀式というものが、どういふところまであったものか。その頃、今日出来てきた神道様式というものがあつたのですが、これらが相当問題になつていふようですが、その検討を今のようなどころに基づいていないと具体的なことになつた場合、いろいろな支障が出てくると思うのです。幾通りもの議論が出てきた時に修正することが出来ないようにならぬと思うのです。基づくところがしゃんとしておらんと、それは歴史的事実に基づいていくことが大切なのです」（高橋正雄委員発言「教制審議会第一〇回委員会記録③」〔昭和二六年六月三―五日〕四七―四八頁）として、金光大神の信仰（取次）に基づき、本教における儀式・服制のあり方を研究的に求めて行く方針がとられることになつた。

③ 本稿の研究の意図を、「改定要項」が宗教儀礼を次の構成

要素に分けて整理していることとの関わりで述べておく。

(1) 「自分の信ずる対象である神とか、死者をいかに祀るかという奉斎様式」。

(2) 「その祀った神霊に対して、いかに拝礼するか、という行作なり唱え言葉の類」。

(3) 「信心を同じくする者が集まった時、いかにして皆が心をそろえて行作を共にし、神聖な一時を過ごすか、という祭典儀式」。

これら三つのうち、(3)の「祭典儀式」は、(1)や(2)とは異なり、複数の人びとの存在と関与を成立の必要要件としている。さらに(3)は、神の加護を求め、「祭典儀式」を依頼する者と、その依頼を引き受け、実施する者との、依頼と受諾の関係が内包されている。この関係には、依頼を「引き受ける」という実施者の主体的意思と判断、行動という自律性が関わっている。本稿では、集団的行作とそれが営まれた場面を指す(3)の内容を踏まえつつ、「祭典儀式」に関わる自律性を意識することを通じて、社会的関係性の中で、新たな儀礼を生んできた能動的側面を捉えていきたい。

④ 当該期の組織形成過程の側面については、佐藤光俊「擬態としての組織化―神道金光教会設立とその結収運動―」(紀要「金光教学」第一八号、一九七八年)、北林秀生「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」(同第三六号、一九九六年)を参照した。

⑤ 「祈祷」について、例えば『広辞苑(第六版)』(岩波書店、二〇〇八年)には「神仏にいのること。呪文をも含めてすべての儀礼の要素中、言語の形をとるもの。原始的には、対象や内容について別に限定なく、宗教的経験が自然に発露する独自のようなもの」とある。その他にも「祈祷の概念は、まさに日本人の祈りについての寛容な認識に基づいて用いられているきわめて包括的な内容を持つ言葉である」(小野泰博他編『日本宗教事典』弘文堂、一九八五年、二七六頁)とあるように、「祈祷」は、一般的に人びとが神仏に祈る行為全般を指すと解されるものである。本稿では、研究関心との関わりから、こうした広義の意味を参考に、「助かり」を願う人びとと、それを引き受けた布教者の関係の様相を指すものとして「祈祷」を用いることにし、「祈祷」の行為に関する個別具体的な内容の検討は留保する。

⑥ 金光秋雄の祠掌就任をめぐる歴史経緯、背景については、早川公明「金之神社」考(紀要「金光教学」第二二号、一九八二年)、岡成敏正「金光大神における代替りの問題に関する一考察―「覚帳」に綴られた次男秋雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって―」(同第三四号、一九九四年)を参照した。

⑦ 「お知らせ事覚帳」(以下、「覚帳」と略記)には、明治一一年旧九月二二日(新一〇月七日)に「氏神祭り秋雄まいり、勤め」(二二―二五―二)、また、同年旧一〇月九日(新一一

三日には「天長祭り。賀茂神社あがり」(二二二―二二八)との記述がある。これらの記述について、『金光教典 お知らせ事覚帳注釈』(一九八九年)によれば、前者は「菘雄が氏神祭りに賀茂神社へ出向いて、神職(祠掌)として祭事を仕えた、との意」(二二三―二三四頁)、後者は「天長祭り」は「天長節」を指し、「菘雄が賀茂神社に出向いて、天長節の祭事を仕えた、との意」(二二五頁)と説明されている。

なお、「天長節」とは、天皇誕生日の旧称である。明治六年には、元始祭などの八つの祝祭日が制定され、「天長節」はその一つであった。神道国教化政策の影響下、神社や学校等では「天長節」を祝う儀式が行われた(國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、一九九四年、二二八、二二九頁参照)。

⑧ 「依願祈禱簿」(菅長家資料六一六三)の体裁は和綴じされた帳面で、縦約一二cm、横約一七cm、全一〇四丁である(記述があるのは一〇〇丁まで。残りの四丁は白紙)。一丁表に「明治十一年六月廿日吉 依願祈禱簿 金光家」と記されている。記載の基本的体裁は、一打ち書きで、実施の日付、祈禱対象者及び依頼者の氏名、居住地、依頼の理由と祈禱先の神名(神社名)、祈禱の目的等が記されている。記載の期間は明治一二年旧一月八日から大正八年一月一八日までで、一打ち書きの件数は一七七五件である。

三丁表には「賀茂神社祠掌拜命左ノ通り 明治十一年戊寅夏六月廿日 金光菘雄 各神社 願来祈禱控簿 金光神

官」との記述があり、「各神社」の記述の直後に丸で囲まれた「金光」の押印、「金光神官」の文字に重なる四角の押印がある。表紙に押印はない。この記述の体裁は一丁表の記述に近似しており、一丁表より情報量が多い。これらのことから、表紙が二種あるかのような印象を受ける。この帳面の最初の二丁と最後の二丁は、その他の丁と、紙質が違い、色褪せ具合も異なり、比較的新しいものと見受けられる。以上のことから、もともと三丁表が表紙としてあり、後に、帳面を改めて綺麗な紙で挟み込む形で綴じ直されたと考えられる。その際、何の帳面かが分かるように「明治十一年六月廿日吉 依願祈禱簿 金光家」と記されたものと思われる。

帳面の末尾には「右ニテ父上様御書終リニ」[金光一引用者]「家邦拜」と記されていることから、これら内容は金光菘雄によって記されていたと考えられる。内容の大半は筆で記されている(部分的に鉛筆書きの箇所がある)。

⑨ 「広前歳書帳」と「依願祈禱簿」の関わりを示す事例を挙げておく。

明治一二年旧一月七日、「広前歳書帳」には「一 小田寅生 小人 むし ヲびへ」とあり、「依願祈禱簿」には「一 早馬神社 小田中祈禱 右ハ 清太郎倅 寅二才 当病節」とある。

また、明治一三年旧六月八日、「広前歳書帳」には「一

小田 八右衛門 巳生〔卒引〕久病〔卒引〕と、森田八右衛門(八太郎)の急病のことが記されている。同日の「依願祈禱簿」には「一金乃神社 森田八太郎 当病二付 小田中〔卒引〕 清祈禱〔卒引〕 川手両家トモ「…」とあり、組内から「勢祈禱」の依頼があったことが分かる。

ちなみに、森田は祈禱の二日後に死去している。金光菘雄が営んだ葬儀、霊祭の記録である「神道葬祭行事簿」(菅長家資料六一一五)には、森田の葬儀を金光菘雄が祭主として神葬祭で仕えたことが記されている(後取・藤井鶴次郎)。そして「神道葬祭行事簿」には、森田の五〇日祭のことも記されている(祭主・金光菘雄)。五〇日祭にあたって森田には「森田八太郎命」、また弘化三年四月一〇日に帰幽していた森田の妻にも「森田氏好媛命」との諡号が授けられている。さらに、五〇日祭では、藤井鶴次郎、古川照太郎、大橋金作の三名が楽人として奉仕したことも記されている。

⑩ 資料中の登場人物について示しておく。「藤常」とは藤井恒治郎のことであり、駒次郎は彼の父親である。「亀野」とは笹橋かめのことであり、久四郎は彼女の父親である。「藤定」とは藤井里次郎のことであり、春太郎は彼の父親である。祈禱対象者の後に記された「内」とは、祈禱依頼者が祈禱対象者の「身内」であることを示すものとなっている(ちなみに、金光菘雄に「氏神祈念」を依頼した藤井きよのは恒治郎の母親駒次郎の妻である)。また、「依願祈禱簿」には、本文中に引

用した賀茂神社に対する祈禱の記録に引き続いて、同日、早馬神社へも同様の祈禱が行われたことが記されている。

⑪ 佐藤道文「金光大神広前の様相をめぐる一考察」紀要『金光教学』第四九号、二〇〇九年、一三六頁参照。

⑫ 明治一二年のコレラの流行と金光大神が奉仕する広前の関係については、加藤実「金光大神の社会へのまなざしと「理解」—明治十一年五月一日のお知らせをめぐる—」『紀要』金光教学』第四〇号、二〇〇〇年、一四一—一五頁を参照した。

⑬ 本稿では、「依願祈禱簿」の内容にしたがって「金乃神社」と表記した。参考までに「金乃神社」と表記されている箇所を次に示しておく。

明治一二年己卯歲正月八日

賀茂神社

願別所ナリ

一金乃神社

山手 川手藤五郎殿父

早馬神社

当病二付

右 三社紙札相渡ス

授ケ

旧二月朔日晚

小田中 九□キ

金乃神社

西沢武一郎殿母

当病二付

右 紙札相渡ス 全快

なお、「依願祈禱簿」には、「金之神社」と表記されたものもある(初出は、明治三十七年六月二〇日である)。「依願祈禱簿」の中の「金乃神社」と「金之神社」の表記の違いについては、今後の課題としておきたい。

- ⑭ 明治一二年の「神社明細帳 浅口郡大谷村」(菅長家資料六一四)には、賀茂神社(賀茂)、荒神社(本谷)、早馬神社(本谷)、淡島神社(八区)、荒神社(別所)、素盞鳴神社(客人神)、荒神社(夕崎)、稻荷神社(御堂山)、金刀比羅神社(北之脇)、荒神社(津谷)と大谷村に一〇種の神社があることが示されている。なお、これらの神社が位置する字については、『金光町の地名』(金光町教育委員会・金光図書館編、一九九三年)を参照した。

- ⑮ 水野照雄「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」紀要『金光教学』第四〇号、二〇〇〇年、一〇四頁参照。

- ⑯ 柴多泰『明治前期高梁医療近代化史』高梁市医師会、一九八九年、一五三頁。

- ⑰ 金光町史編纂委員会編『金光町史 民俗編』一九九八年、五四八～五五〇頁参照。

- ⑱ 三浦秀宥『荒神とミサキー岡山県の民間信仰』名著出版、一九八九年、二〇二、二二二頁参照。

- ⑲ 「祈禱行」の「行」については、「依願祈禱簿」の用例を見ていくと、先方へ出向いた意味の「行き(いき)」として解釈できる。ちなみに、祈禱を「行った(おこなった)」の場合は、「宅ニテ執行」というように「執行」と表記されている。

- ⑳ さらに、記述の件数としては少ないながら、「金乃神大前」(明治一二年旧四月四日)や「金の神広前」(明治一五年旧五月二六日)というものも見受けられる。このことによっては、金光大神が奉仕していた「広前」との関係が想起される。注9で「依願祈禱簿」と「広前歳書帳」との関係についても言及した。これらの関係の具体的究明は他日を期さねばならないものの、金光大神の広前と隣接する東長屋(社務所)でこうした営みが行われていたことを指摘しておきたい。

- ㉑ 「家祈禱」とは、「家祈願」の一種で、神職・法印・山伏などを頼み祈禱してもらう儀礼(櫻井徳太郎編『民間信仰辞典』東京堂出版、一九八〇年、二九二頁)、「家の魔除けのための祈禱」(日本国語大辞典第二版編集委員会『日本国語大辞典 第二版 第一三巻』二〇〇二年、四八頁)のことである。

- ㉒ 前掲佐藤道文一一四～一一五頁。

- ㉓ 「神社祭祀」(菅長家資料六一九)は、金光萩雄が、主に神社の恒例儀式に関する神社名、儀式の内容を記したものである。この中には、「覚帳」に記されている賀茂神社の「氏神祭」、「天長節」を彼が営んだことを記したものもある。

その他、羽黒神社や中教院に関わる恒例儀式も含まれている。記載期間は、金光菘雄が祠掌就任後の明治一二年六月三〇日から、彼の晩年の大正八年一月一八日までである。この資料からは、金光菘雄の諸儀式執行や近郷神職等との関わりの様子をうかがうことができる。

②4 その他、明治一二年旧閏三月三日の「羽黒神社仮遷宮祭」、同年旧九月一日の「羽黒神社正遷宮祭」に出仕した記録がある。

②5 金光町史編集委員会編『金光町史 本編』二〇〇三年、四一―四一三頁参照。

②6 金光菘雄は「忌中」の神田の代理として明治一二年旧一二月三十一日の「大祓」と、明治一三年旧一月三日の「元始祭」も執行している。

②7 佐藤金造「初代白神新一郎師」白神信太郎編『初代白神新一郎師』金光教大阪教会、一九六二年、二七頁参照。

②8 佐藤範雄『信仰回顧六五年（上巻）』『信仰回顧六五年』刊行会、一九七〇年、三九―四二頁参照。佐藤範雄『信心の復活』金光教芸備教会、一九八二年、九一―九二頁参照。②9 前掲佐藤『信仰回顧六五年（上巻）』には、この取り組みには「心ある信者も之に加わりたり」として、その様子が次のように記されている。

「……昨年起死回生の大神陰を褻りし森政禎治郎（高千）

の妻さだの、岡本為藏妻及び隣家の森政近藏外二三名も参詣し、共に御祈念を始めしが、何分にも夏の事とて、蚊が口や鼻に入り、手や首を刺すに苦しみ、さだの女が榎木の根を持ち来りて燻おれば、その煙が鼻や咽喉に入りて、大祓詞を奏げる事出来ず、共に困りたるが、然し余には蚊がとまりても少しも刺さず、皆恐れ入りたり。されど榎木の燻べには堪えられず、神様にお願いせしに、「燻べは止めよ。蚊は喰わぬようにしてやる」との御指図があり、五日目よりは皆の身も蚊が喰わぬようになりて、皆々この広大な神徳に恐れ入り、一生懸命に御祈念を続けたり（四〇頁）。

③0 同右、二四頁。

③1 鈴鹿と佐藤は、佐藤が一〇歳の頃に出会っていた。佐藤によれば「八尋村西向ひの山の南側にある蓮乗院と云ふ寺の小僧」が後の鈴鹿である。彼は、天別豊姫神社の養子に入り、鈴鹿姓を名乗るようになる。二人は、佐藤の教導職資格取得を機に偶然再会し、その後、交誼を結ぶことになる（佐藤範雄『吾生立の概要』金光教芸備教会神徳書院、一九五二年、四一―四二頁参照）。

③2 前掲佐藤『信仰回顧六五年（上巻）』三五―三六頁。「月待」とは、地域の講などを母体に、正、五、九、十一月の「一七日、一九日、二三日、二三日などの特定の月齢の日」の夜に集り、

月を拝み、また飲食を共にするといったことを徹宵で行うものである。近世期以降、「月読尊」の掛軸を床の間に掛け、招聘された宗教者によって祈祷などが行われていた（前掲『神道事典』二九九頁参照）。ちなみに、佐藤に関わる資料の中には、明治一五年旧一月二三日付の「月待祭祀詞」「月待祭詞」、そして同一七年旧五月二三日付の「月待祭祀詞」（神徳書院資料一〇五二一六、七、九）が確認できる。

③③ 佐藤の北村招請には、佐藤と近郷神職の交際が背景にあつた。佐藤は、明治一二年八月からの教導職資格取得に向けた準備とともに、同年九月九日には自らが奉仕する広前建物の建築に着手している。翌年明治三年一二月四日に「遷座式」「奉斎式」「祝祭」が行われている。これらの「祭典儀式」は、近郷の神職たちによって仕えられているが、その中に北村の名を見ることができ、「祝祭」の祭員（一六名）の氏名は以下の通り（なお、氏名に続く括弧内の所属・肩書は、前掲佐藤『信仰回顧六五年（上巻）』（四四～四五頁）を参照した）。

【広島県安那郡（一〇名）】鈴鹿哲夫（神辺町郷社天別豊姫神社 祠官・神道広島事務分局安那郡支局長、長岡宣（平野村社 清瀧神社祠掌・神道広島事務分局安那郡支局長副長）、北村眞壽美（上御領村社八幡神社祠掌）、守屋主馬（中條村村社 八幡神社祠掌）、徳永守登（徳田村村社祠掌）、北村重彦（下竹田村村社祠掌代理）、佐藤佐久馬（矢川村祠掌）、石井千

別（加茂菅原村祠掌）、岡田豊（加茂菅原村祠掌）、平田祝部（山野村専務教師）。

【岡山県後月郡（五名）】大塚信正（井原町郷社足次山神社祠官）、安井信千代（上出部村村社武速神社祠掌）、井本伊吹（池谷村村社杵築神社・種村村社受持祠掌）、井本好政（梶江村村社三所神社祠掌）、山本親一（高屋村村社八幡神社祠掌）。

【岡山県小田郡（二名）】黒坂昌芳（上稲木村村社道祖神社祠掌）。

③④ 前掲佐藤『信仰回顧六五年（上巻）』三五頁。

③⑤ 同右、四〇頁。

③⑥ 同右、四一頁。

③⑦ 「天地金乃神鎮霊」（神徳書院資料二七五二（二七六七）参照）。

③⑧ 前掲佐藤『信仰回顧六五年（上巻）』四〇～四二頁。

③⑨ 「土用御祈念本誌 信者年附名簿 第五号」（神徳書院資料二七五二）。「本夏土用祈念願年附人名簿」（神徳書院資料二七六九～二七七九、二七八〇～一）。

④① 金光教難波教会布教百年祭委員会「史伝 近藤藤守」金光教難波教会、一九八一年、一六七～一六九頁参照。

④② 近藤好和『装束の日本史 平安貴族は何を着ていたのか』平凡社新書、二〇〇七年、一三頁参照。

④③ 「神道金光教会規約」の第二二条には、「謝恩祈祷の務めは毎日忽せにすべからずと雖も、左の定日には特に敬拜すべし」として次の「祭典儀式」が掲げられている。

九月二二日二四日 金乃神社大祭

二月 祈年祭

十一月 新嘗祭

九月一〇日 教祖大祭

四月九日一〇日 教会大祭

五月二二日二四日 金乃神社中祭

一月二二日二四日 同社小祭

月次祭

なお、「神道金光教会条規」(明治二二年三月)以降は、右のものに、六月二日「教会祝祭」、十一月二日「教会大祝祭」が追加されている。

④③ 神道金光教会麓支所中野米次郎発・神道金光教会本部宛「教長、副祭主祭服につき問い合わせ」(神徳書院資料八三三)。

④④ 神道金光教会教会長金光萩雄発・神道本局管長稲葉正邦宛「服制之義に付御伺」(管長家資料二〇―二一六)。以下にその内容を示しておく。

第一条 教規第八章第二四条に、教師の正服は、斎服

狩衣、浄衣、直垂とす

右四種軽重之義は、斎服を以て重服とし、以

下之れに従ふ者と相心得候て可然哉

第二条 六級以上之教職は斎服、講義は狩衣、訓導は

浄衣、試補は直垂を以て相当正服と可心得哉
第三条 教会大祭之節、祭主に立者、或は嚴重に取扱

可き葬儀祭主たる者は、試補を除くの外、等級に不拘、冠斎服用不苦哉

但し、主講となり宣教執行の節も、右祭主同様の着服不苦哉

第四条 時宜に依りては、三位形烏帽子を斎服以下何服に不拘、適宜相用候ても不苦哉

第五条 斎服以下四種の服へは、冠、烏帽子は、何形を相用て相当正式と相心得候て可然哉

第六条 狩衣、浄衣着用之節、冠を相用候ても不苦哉
第七条 白地斎服に緋錦袴、或は何色の差貫相用い候ても不苦哉

④⑤ 神道本局からの回答(乙第二〇号)明治二三年六月四日付)を以下に示しておく(管長家資料二〇―二一六)。「第一条 伺之通」、「第二条 等級に応し、服製を異にする次第に無之候」、「第三条 伺之通」、「第四条 遠慮可致儀と可心得候」、「第五条 斎服は冠、狩衣、浄衣は風折を用候を正式と可心得候」、「第六条 第五条之通可心得候」、「第七条 祭服は白地を正式とし、袴も同断」。

④⑥ 「神道教規」第二四条には「教師の正服は斎服、狩衣、浄衣、直垂とす 但有位級爵者は此限に非ず」と規定されて

いた。「御伺」が提出された時点で、神道本局が定めた服制に関する規定はこの一カ条のみであった。

- ④7 服制に関する規定が不十分であった要因には、「布教容認のために属する借傘型教会が雑居」していたと表現される神道本局の成り立ちとともに、明治一〇〜二〇年代の神道本局の組織運営のあり方が関わっていたと考えられる（藤井麻央「近代教団」としての金光教の形成―明治期における宗教運動と宗教行政―寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編著『近代日本の宗教変動―実証的宗教社会学の視座から―』ハーベスト社、二〇一六年、九五〜九七頁参照）。

- ④8 一般的な儀式作法の習得に関わっては、神職らとの交際以外に、文献の活用も見られた。このことをうかがう事例として、大阪教会（当時の大阪分所）の「蔵書目録」（大阪教会資料二八）の一端を示しておく。

表紙に「明治二四年八月起」と記されている。内容は、明治二七年までに収集された文献名が記されている。その中で儀式に関連するものとしては、『年中神拝略記』（近衛忠房、明治六年）や『神社祭式』（式部寮編、明治八年）をはじめ、権田直助による『神教歌譜』（明治一四年）、『葬儀式』（明治二〇年）がある。

- ④9 「教会創設出願につき礼状及び葬儀式書送付依頼控・写」（神徳書院資料五四五）参照。同資料は、佐藤が神道本局の古川豊彰、大畑弘国に宛てた書簡である。以下、佐藤が頒布

を申し込んでいる記述を引用しておく。

今般御本局に於て葬儀式御編輯に相成たるやの趣伝承仕候。然りと雖も其代価何程の物とも不存候間、凡その見込を以て金一円相送り候間、御繁務中奉恐縮候得とも、何卒該書籍至急御逋走可被下候。〔…〕

- ⑤0 「葬儀式秘書」（神徳書院資料四六三）。参考までに、目次及びその内容を示しておく（なお、式の名称や順番等は資料通りである）。

【目次】

葬儀式次第
先、入棺式／次、祓式／次、招魂式／次、発葬式／次、地鎮式／次、葬所式／次、埋葬式／次、身滌禊之式／次、葬後靈祭式
右正目之外口伝多し

【内容】

先〇入棺式

此は近親之者取扱ふへし（扱方に茲に省き。口伝）

次〇祓式

棺前に案を居え、神籬を立て、霊主を置き（但し、

靈主の前を棺前の方へ向けて居え、右の側に大麻を装束整頓すれば、齋主及齋員着座し、棺前に向い、左に齋主以下齋員一同順次に席に着く。右に喪主喪婦近親、席に着く(但し、席間都合に因りては祭員左右共に例座し、喪主喪婦近親等、同例に座するも妨げなし)／次、一揖一同／次、祓主、棺前に進み、一揖一拜、拍短手一揖。祓詞を奏す(祭員一同平伏)／次、祓主、祓給清給と唱える、三度。一同連唱／次、二拜短手一揖(祓主本座に復す)、祓主以下一同応之／次、塩水行事(但し、少員なる時は之を省くも妨げなし)、後取之を行う(先、棺前より始め、靈床を祓い、次に齋主以下一同を祓う)／次、大麻行事、後取之を行う。尤も事宜に因り祓主之を勤む。(但し行事は通常の通りたるべし)(竟りて本座に復す。祭員一揖一同)／先、供物(供物竟れば一揖して本座に復す)祭員伝供す。尤も、事宜に因り親族の者先に供へ置くも妨げなし／次、二拜短手一拜、祭主棺前に進み、幽冥大神を拜して微音にて誦誦すべし。竟りて一拜。

次○招魂詞

祭主之を奏す(警蹕竟れば一揖して、靈主の向きを直す)／次、警蹕、オクク三声(先、言極微音に。順次に高声)。此は後取すべし。尤も事宜に因り祭主

行うも妨げなし／次、再拜拍手短手一拜、祭主以下祭員一同応之／次、供物を徹す。此は後取行うべし／次、靈主を靈床に遷座す。此は後取執扱うべし。尤も喪主取扱うも妨げなし／次、一揖、祭主以下一同／次、拍退手短手／次、一揖、各退席。

○発葬式

先、棺前に置高案整頓、祭場装束／次、祭員各着座／次、一揖、祭主以下一同／次、祭主棺前に進み、二拜短手一拜、一同応之／次、発葬詞(此間一同平伏す)。祭主之を奏し、竟りて一揖し、玉串を(後取参与)取、正面に戴き、左右左と振り、再度正面に戴き一揖し、左の側へ(寄り、棺前に供う)／次、再拜拍手(時間ある時は祭員委く玉串行事す)、祭主以下一同応之／次、一揖一揖、祭主以下同上／次、喪主喪婦近親、玉串を献て、再拜拍手一拜／次、再拜拍手、会葬人一同すべし／次、徹供物、此は後取すべし。尤も事宜に因り、其後にて、祭員は退席し、近親の者徹するも妨げなし／次、一揖拍退手、祭主以下一同応之／次、退席。

○葬所式

先、棺、葬所に至れば供物す。此は後取すべし／次、祭主棺前に進み、玉串を取りて正面に戴き(玉串は後取参与す)、一揖し、左右左と振り、再度正面に戴

き、一拝して左の側へに寄り、棺前に供す。三歩退て再拝短手一拝、一同応之／次、誅詞、祭主之を奏す／次、一揖一拝短手一拝すべし／次、御酒を供う。

一拝、席に退く／次、祭員、祭主の如く玉申行事すべし（玉申を後取参与す）／次、喪主喪婦近親、再拝拍手一拝、献玉串、一拝。

次○地鎮式（次第は茲に略す。口伝）

次○埋葬式 竟りて退所

先、棺、壙に埋むるに臨み、一拝し、埋葬詞を奏す。一拝。竟りに土を取り、三度壙中に投入れ、一揖して退所（但し、後取土を取り、齋主に与）。

次○身滌禊式

此は、葬所の出口か、或は喪家の門前、或は門口に、兼て大麻を装束整頓すべし。後取行事し、各一拝短手一拝／次、祓式（次第は略す。口伝）。

○葬後靈祭式

先、祭主以下一同着席（供物は先に近親の者、調進して供へ置くべし）／次、祭主、靈殿に進み、一揖一拝短手一拝、祭員一同応之／次、靈祭詞、祭主之を奏す。竟りて一揖／次、祭主、玉串を供し、二拝短手一拝／次、祭員一同、献玉串、二拝短手一拝（事急ぐ時は、祭主を除くの外祭員は、着座の俛対に向い、二拝短手一拝）／次、喪主喪婦近親、献玉串、二拝

短手一拝／次、祭主、一揖二拝拍手一拝、祭員一同
応之／次、各退席。

⑤1 「祭式係新設に付願」(管長家資料二四B―二五)。この書類の事実関係を整理しておく。引用中の「条規」とは「神道金光教会条規」のことである。「第二章」は「職制」についてであり、第四五―五〇条にかけて、分支部長、副所長、督事をはじめ、庶務、会計、講社の係を置くことを規定している。表題にある「祭式係」は、この職制中にないことから、右のような設置許可申請が提出されている(このことは、四月三日付で許可されている)。

⑤2 見山真生「地域社会に生きる人びとにとつての「復祭」紀要『金光教学』第五二号、二〇二二年、一―二頁参照。

⑤3 前掲北林「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」六五頁参照。佐藤範雄は、「伝習」を行う経緯と目的について「御神誠の読み方とその御神意の大意を伝えた。又当時大祓詞は中臣祓と白川流と黒住流とありて各地から参詣して大祓を奏げるのを聞くと皆区々である。本教のは白川流であるから其れに統一する為であった」と伝えている(佐藤範雄『金光教教義講究所史要』金光教教義講究所、一九三三年、三九―四〇頁)。

⑤4 なお、「遷靈式神術」が限定的開示に止められた要因に関わっては、そこに示された靈観や葬儀観と、本教信仰にお

けるそれらとの関係について検討の余地を残している。

⑤⑤ 『研究資料金光大神言行録二』一〇八〇佐藤磯五郎。

⑤⑥ このことについては、『金光教徒』（昭和四年二〇月四日〔第六八三号〕二頁、牟田満正「金之神社について―「金神社考」に続いて―」（『金光教学』第一四集、一九五四年、二七、三四頁）、金光和道・加藤実・鈴木一彦「霊地」という経験―本教における「聖地」論への試み―」（紀要『金光教学』第四二号、二〇〇一年、八二頁）を参照した。

⑤⑦ 米中千代槌は、明治二〇年四月、「終身教祖の御遺誡を遵奉し本教に従事仕度」との「誓約書」を提出し、神道金光教会に所属した人物であり、明治二一年九月一九日には教導職試験を取得している（「独立前教師名簿」）。そして、翌年七月一六日、神道金光教会会長金光萩雄宛に「神道金光教会講社事務仮扱所」（玖珂郡通津村大字長野八八番地。家屋所有者は米中乙五郎）の設置を願ひ出ている（七月二四日認可）（「諸願届控」布教史籙七〇）。ちなみに、「講社事務仮扱所」は、明治三二年七月に「神道金光教会通津仮説教所」となり、さらに明治三三年九月に「金光教通津小教会所」となっている（大正八年八月、「金光教灘小教会所」に改称）。

⑤⑧ 秦修一「戦争と霊―戦没者慰霊から問われる信仰の意味―」紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年、一二〇頁参照。

⑤⑨ 一教独立を目指す神道金光教会では、その必要要件の一つであった『祭祀類典』の編纂に明治三二年七月二三日に

着手する（刊行は明治三五年）。その内容は、「祭典正儀」（作法や式次第、心得を記したもの）、「成年式」、「結婚式」、「葬儀式」の四章構成になっている。以下、各章の目次について列記しておく。

【祭典正儀】

把笏／揖／拜／拍手／座起／進退／行事／大麻／塩水
 ／切麻散米／昇降神／降神詞／昇神詞／奉幣／祝詞奏上／祝詞受授／玉串奉献／玉串受授／開閉扉／捲廉褰帳／警蹕称唯／軾の敷方／階の昇降／立居の時の足の心得／献饌及徹饌／神饌供奠の次第／神饌調理の心得
 ／祭典次第／修祓／大祭／春秋霊祭／大祓／直会次第
 ／着服次第

【成年式】

成年式次第／祝詞／誓文／告文

【結婚式】

結婚式次第／祝詞／誓文／式場図

【葬儀式】

喪家指要／喪家職員／齋員指要／葬祭職員／祭式次第
 ／掃幽奏上式／地鎮式／遷霊式／終祭式／葬祭式／埋葬式／葬送列次／葬後祓式／葬後霊祭／一〇日祭／五〇日祭

平成二七年度研究論文概要

二七年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

「神の頼み」と価値転倒

大林 浩 治〔所員〕

本稿は、安政四年の弟繁右衛門の屋敷建築費の依頼を初め、安政六年の家業廃止、元治元年の宮建築という、「神の頼み」をとりあげた。その際、自己に「神の意思がどう働くのか」との配慮がもたらされ、動き出すような他律性、受動性に着目した。こうした自己への配慮によって文治は、別の生（神号を持つ生、神の知らせに生きる生）へ向き合っていくことになる。

改めて安政四年を見ると、思わず応じてしまったような受動的な意味合いが文治に確認できる。一方、頼む側の神の方も同じで、文治の意向を伺うなど、両者とも意のままにならない受動的な面が見られる。その両者に能動的に関与していたのが、ここで問題となる経済社会秩序である。それは、依頼される場面では容易に窺えないが、文治が援助する中で確かめられる。援助によって文治は、神への信、人間どうしの信頼を重視するが、そこには貨幣

を基盤にする経済社会への意識も重なっている。

次に、安政六年に関わる種々の資料を見ていくと、それぞれ記述に一貫性が無く、自らの行為を一つの意味に位置づけようとしていないことがわかる。とはいえ、「覚書」にあるように、金子大明神として「取次助けてやってくれ」との一つの意味があかさされている。その意味は、自らの存在様式として神号が見つめられ、自らの行為に対応させられた中であかさされたものだった。

このように神との関わりは、能動的主体である文治ではなく、自己への配慮を持った文治に、自らの生を「金光大神」（神との関わりの生）として提示していくようなかたちで見出されたことがわかる。また、こうした他律的な次元に注目すると、「此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏が…」は、新旧両解釈の主體的な認識把握とは別に、「実意丁寧神信心をセットしている社会の方の価値観を変えてくれ」とのメッセージとして見ることができ、他律的次元での価値転倒は、「どうか金銭依頼に応じて、社会関係を見直してくれ」との安政四年のメッセージにも重なる。宮建築も同様である。棟梁らの勸化金横領が生じたが、それは神と人との関わりに圧倒的な意味を引きずり出すこととなっていた。いろんな取りなしに出会いながらも神は「今までののは棒に振っても構わん」と怒り出す。文治にも言い聞かす神の怒声は、何が何でも建てばよしではなく、そのようにして宮に信心の価値生成を見て済ましている社会に向けて、「そう考えている宮の価値を転倒せよ」とのテーマを導くものであった。そのテーマとともに

「其方取次で、神も立ち行き、氏子も立ち」と告げられた言葉は、信心の眞の次元に見極められていくこととなる。

第二部

死者が感取される意味空間

―「覚書」「覚帳」の「先祖」に関わる記述を中心に―

高橋 昌 之(所員)

本稿では、精霊回向(安政五年)や先祖の祭り(明治二年)等、「覚書」「覚帳」の「先祖」に関わる様相を、金光大神が直面した世界の解釈に向けて考察した。そして伝統的な生者と死者の間わりの稀薄化など大きな変容が指摘される現代、そうした見方をも問いつつ人間が自身を超越的視座から捉える在り方を考えた。

精霊回向は家の先祖に加え無縁仏等を含む精霊を迎えて供養するものである。かつて次々に家族を亡くした金光大神は、このとき、自身と一家が「立ち行く」この意味に目を向けるとともに、神から、精霊と神への拝礼とは別事でないことを知らされ、人間が想定する家の枠を越えた世界への目配せを促された様子が窺われた。

その一方で一族(大橋、古川、川手)の守り神である客人大明神により彼等の墓地移動が要請され、先の広い世界へ向かう促しとの関係に疑問が生じる。長年一族が葬られてきた同墓地には、

養家再興以前の先祖の墓は含まれず、移動への要請に彼らの影も浮かぶ。このように客人大明神や先祖達の思いが交錯する中、後の秋浮塵子の発生や天照皇大神からのもらい受け等の出来事に、神や先祖達との関わりが捉え返されていく様が読み取られる。

次に、そうした過程で神から知らされた先祖に関わる無礼を我が身に引き受けた金光大神が、先祖や無縁仏ら精霊の世界と共に現れることとして自身を感知した様を窺い、そこに見られる生き方を「先祖の祭り」を告げるお知らせに確かめた。その結果金光大神を通じて天地金乃神の威徳が現れる世界に精霊を位置づけて祭祀し、そのことが参拝者にも伝えられた可能性が浮上した。

この点を巡って更に金光大神の内孫桜丸が死去した場面に尋ねると、人間が死者や未来の人間と死生を通じて循環する世界の有り様が示唆された。そこから様々な先祖ら精霊も含んである世界の有り様が金光大神の祭りを通じて整えられることと、そうした世界の表れとして互いを現前させていくことが、神との関係の深化を通じ実現するべく求められていると指摘した。

「理解」の場面に開かれる世界

―「子孫繁盛」に注目して―

北村 貴 子(助手)

本稿では「理解」の受け止めについての関心から、個人化が進む現代において時に受け容れられたい「理解」であると語られ

る「子孫繁盛」について、その「理解」が生じた場面に焦点を当て、金光大神から「理解」を受けた人々にとって、それがどのような意味を帯びて現れたのかを検討した。

まず「理解」が金光大神を通して語られた、その背景を探るため、「家」や子孫との関わりに注目した。金光大神は川手家に養子入りしてから、「家」を再興させるべく農業経営の拡大を行ったものの、「立教神伝」を受けた翌年に土地を売却した。これは金光大神にとって、それまで気を配ってきた「家」への責任と、神動行為に専念することとの狭間に立たされる経験だったと解される。そして晩年には神から「万劫末代、代々子孫繁盛願い」と告げられ、人間としての命を有する間に左右できることとして「子孫繁盛」があるのではないと示されている。ここからは、「家」や子孫の問題が自らの課題として捉えるのみでは抱えられない内容を有していることを知らされたと考察した。

次に参拝者が「理解」を受けた実際を考えるため、千田志満と高橋富枝を取り上げた。千田は実子を授かることを願い信心を始めたが、金光大神から「教え子」としての子供の存在を説く「理解」を受けている。その後教え子を育てていく中で、「理解」が捉え直され、世界の見え方も異なっていく様が窺われた。

高橋富枝は一八歳で結婚、出産したがほとんど子供が死去し、その後離婚をして、独身を貫く決意をしていた。しかし金光大神のもとで信心し、自身も取次を始めるようになった後に再婚を促す「理解」をされ、最終的に再婚して五人の子供を出産し、この

経験を以て人を助けるよう「理解」された。こうしたことから再婚を促す「理解」が結婚や出産を自分の問題として抱え続けるあり方に向けて現れたと考えられ、出産し、人を助ける中で「理解」に意味が与えられていった可能性を指摘した。

両者ともに「理解」を受けることを通じて生き方や考え方に広がりが生じており、そこには見出される意味に変化が窺われる。このことから、「理解」には受けたその場で意味が完結する一回性の出来事としてあるのみでなく、何度も呼び起こされる可能性を持つ様相が浮かんだ。今後、「子孫繁盛」をめぐる「理解」について本教における注目のされ方も視野に収めつつ、人々にとって、「理解」が「理解」になるあり様についてさらに検討を行いたい。

邑久光明園金光教求信会に学ぶ

浅田 千枝(助手)

ハンセン病療養所邑久光明園の金光教求信会(以下、求信会)は、現在会員数二名の信奉者組織で、月一回の月例祭や共励会、春秋の霊・大祭を始めとする活動を行っている。本稿では、求信会のこれまでの歩みについて確認すると共に、特にそこでの関係者の語りに注目することで、個々の人が抱え持つものと信仰との関わりについて考えた。

第一章では、会員の方々が生きてきた歴史的背景の把握を目指

し、近代以降のハンセン病者をめぐる国家や国際的な動きについて確認した。その結果、日本の強制隔離政策と国際的な動きとの乖離が分かると共に、そのような社会における金光教の関わりに関心が及んだ。

そこで第二章では求信会の歩みを確認するべく、教内紙誌「救らい活動」関連の教務書類類・同園刊行物等の資料を取り上げ、特に昭和三〇年に実施された本部社会課員と会員との二回の懇談（同綴に収録）に注目した。その結果、同会発足（昭和一四年）や会堂建築（同二九年）に至る経緯を見る中で、信仰の意味が繰り返し問われていた様子が窺え、そこから会員にとって祈る行為が持つ意味は何かという問いが浮上した。ここから、懇談当時よりの会員のうち故渡辺信太郎さん（昭和二年、三八歳で同園に入所後程なく入会。平成一三年の聴取時、九一歳で求信会会長）の語りにも目を向け、求信会会堂に参拝し祈ることが生きることと密着する様な、生活と信仰の関係を窺った。

第三章では、現会員で会堂の管理人でもある榎本初子さん（七四歳）との懇談内容を中心に、本教に照り返されるものを探った。榎本さんからは管理人になった契機を含め、一二歳で発病し同園に入所してからの歩みが述べられる中で、同じくハンセン病を患い幼い頃生き別れた実母との再会と死別といった経験も語られた。こうした経験は榎本さんにとって「苦しい」ものであったというが、母の遺した詩集を初め他の入所者や会員との関わりを通して、自分自身の経験の捉え直しや生きていることの再確認を促

される中で、少しづつ癒されたという。こうした再確認を促す働きに、榎本さん自身の会堂での祈る行為や、これまで求信会で信仰してきた人々との思いの共有への願いが関わっているのではないかと推察された。

今回の取り組みを通して、明確には言語化されていないところでの信仰に目を向け、そこに含まれる意味に迫る必要性を感じた。今後は、資料の解釈を深めると共に継続的に求信会に関わっていくことで、このことを進めていきたい。

第三部

戦後教団史における

教務と教会の關係理解の諸相

―第一次佐藤一夫内局期の

「地方賦課金」制度導入に注目して―

児 山 真 生（所員）

筆者は、拙稿（昭和四〇年代における「布教」の課題―「教会の自立性」と「教団布教」の力学―）紀要『金光教』第五号）で取り上げた「教団布教」が、昭和四〇年代の教務教政における「教会の自立性」をめぐる問題意識との関わりで主題化される様相を追究した。このことを通じて、「教会の自立性」の成り立ちに関わる歴史的文脈の把握とともに、教務と教会の關係の究

明が新たな課題として浮上した。

本年度の研究報告では、右の課題究明に向けた基礎的理解と研究的視座に培うべく、昭和二五年に導入された「地方賦課金」制度との関わりで、第一次佐藤一夫内局期（昭和二年二月～昭和二五年八月）の中央（本部）と地方（教務所・教会）の関係をめぐる教務教政の問題意識を考察した。

第一章では、佐藤内局が「全教の総意」の実現を掲げる前提になった「教監邸会議」について、それがいかなる教政経過上にあつたのかを戦後の施策動向との関わりで概観した。

第二章では、『道の光』に掲載された諸会合記事を手がかりに、佐藤内局において布教活動費が問題化される過程を考察した。具体的には、教規の定めがない教区独自の賦課や献納が常態化していた状況を踏まえつつ、教区における布教活動の低調さが経費の多寡との関わりで議論される様相を指摘した。

第三章では、御取次成就信心生活運動の趣旨徹底を目的に各教区で開催された「地方協議会」の経験との関わりで、「地方賦課金」制度導入の意図を考察した。具体的には、まず、佐藤内局において、運動の全教的展開を図る過程で教区毎に形作られてきた信仰信念的特色（例えば「神徳による布教」）を意識させられた様相を示した。このことは、教団的課題である布教活動の展開のために、本部が主導する全教的（統一的）取り組みに加えて、各地の教会や教会長の実情実態に精通した教務所による「自主的自発的」な布教活動の企画、実施の必要性を同内局に認識させる契機で

あつたと述べた。そして、その実現のための方途として「地方賦課金」制度が構想・導入されたと指摘した。その上で、こうして地方における主体性を持った新たな教務領域の出現が企図された点を見ることがからは、引き続き、「教務所は本部教庁の指揮を承け「…」」（昭和二一年教規第八四条）との規定が想起させる中央教務と地方教務といった主従関係に止まらない、本部と教務所が「布教の展開」という課題意識を共有し、それぞれが担うという協調関係を視野に取めつつ、当時の教団運営構想の実態とその推移の究明に取り組む必要があると述べた。

明治三八年の

「教会長講習会」の開催意図とその背景

— 講義の内容から浮かぶもの —

須 寄 真 治(助手)

明治三八年八月一七日から三〇日までの二週間に亘り本部にて「教会長講習会」と称する会合が開催された。全国から教会長、副教会長、常在教師ら総勢一五六名が集まったこの会合は、教会長を対象としたものとしては本教にとって初めての試みであった。この講習会では、教義、法令、祝詞作例、作業（祭典作法）の講義がなされた。これら講義の中では、教会によって祈念のあり方や教会の構造様式などが異なる現状に加え、教導内容に関わる「誤謬」が指摘され、それらは金光教として改善が求められる

ことを周知徹底すべき課題だとされていた。加えて、「寄進勸化」に関わる理解について「是を知らぬ者あるまい」と述べられていることからは、『金光教教祖御理解』刊行（大正二年）以前の教内において教祖理解がどの程度、あるいはどのように共有されていたのかという関心も生じる。こうした「教会長講習会」の内容からは、本教信仰に関わる知識や認識の共有という、信仰的知のあり方が明治三十三年に一教独立を果たした教団の課題として意識されていたことがうかがわれる。講習会を通して浮かぶこうした信仰的知のあり方を問うことを通じて、「教団」というものの成り立ちへ迫って行きたいと考えている。

本年度研究報告では、なぜこの時期に、このような会合が開かれたのかという関心の下、開催に至る歴史背景や講習の内容から主催者側の問題意識をうかがった。

まず最初に、講習会が開催されるに至る教団内外の要因をうかがった。明治三十八年六月の支部長会では、講習会において各教会長の布教方針の「一致団結」を図ることが要望されている。その背景には、当時の本教において教師の布教資格問題や、教会における「寄付」行為をめぐる、内務省等から具体的対応（改善）を迫られる事態が生じていた。さらに、この講習会の開催が日露戦争の最中であり、内務省宗教局から開催直前に講習会の意義を問い質される事態を引き起こしていた。これらの関係を考察し、同講習会が内務省の求める時局対応とは別個に、本教自体の問題意識から企画されていたものであったと述べた。

次に、「独立教の特色」や「本教の教会所構造法の精神」と題された講義の中で語られている「一定」という言葉に注目し、そこにはうかがえる主催者らの問題意識を考察した。ここでは、信仰をめぐる様式や形式といった目に見える領域とともに、信仰の内実に関わる領域に及んで均一化が課題として意識されていた様相を示した。さらに、「教会長の精神修養の事」と題された講義の中で語られている「修養」という言葉にも注目した。ここでは「修養」の内容として、「知識」や「学問」の習得と、「精神鍛錬」の実践が要請されていた。明治三十八年以降の講習会（明治四三年、大正四年、大正八年）にも「修養」の科目が設けられている。このことから、今後、大正期以降の教内の刷新を求める議論において教師の「人格」や「品性」の向上が問題とされていることとの関わりを視野に収めつつ、明治三十八年に求められた「修養」の特徴把握に取り組む必要があると述べた。

戦後教団における

「手続関係」の議論とその問題意識

森川育子(助手)

本稿では、特に教会間の関係を意味する「手続き」について注目し、その用例の文脈を考察することで、教団史研究に取り組む手がかりとした。「手続き」という言葉は、「生神金光大神の手続きをもつて」といった神と人との関係に関わって用いられること

をはじめ、取次の関係や教会間の関係を述べる場合など、本教において広く用いられている言葉の一つである。また、用いる人や場面に応じて、意味する内容が一樣ではない。このような「手続き」をめぐる様相には、本教において用いられてきた歴史が関係していると考えられる。なお、本報告では、教会間の関係を意味する「手続き」を「手続関係」と表記した。

第一章では、現在「手続関係」はどのように用いられているのかが分かった。まず、『金光教教典用語辞典』から、「手続き」には大きく分けて三分類あり、その一つが「手続関係」であることを確認した。次に、明治三三年から平成一〇年までの教規上の「手続き」の規定の変遷と、平成一〇年以降の教団会議事録での用例をうかがった。教規における「手続き」という文言は、昭和一六年教規が初出であり、平成一〇年教規では見られなくなることを示した。また、昭和一六年教規では「手続関係」の規定が設けられていたものの、昭和二九年教規からは取次に関する「手続き」の意味で用いられており、規定上の意味が変化していることを確認した。その上で、このような変化を経た平成一〇年教規改正以降の教団ではどのように「手続き」が用いられているのかを、教団会議事録にうかがった。ここでは、布教展開を図るべく「手続関係」の再活性化を望む内容の発言が読み取れた。このことから、「手続関係」が教团的な課題の解決の方途に関わって用いられていることを示した。

第二章では、前章で確認した「手続関係」の再活性化の議論と

はやや対照的な意見が述べられている。安田好三による「教政路線確立のために」というレポートに注目した。このレポートは、昭和四一年の「第五九回所長会議」にて、東京出張所所長安田好三によって討議資料として提出された。ここで安田は、当時の教会と教務の関係に関わって「手続関係」に言及しており、教務の働きが教会へ及ぶことを阻害している要因の一つとして「手続関係」を問題視していた。一方で、昭和四五年に北九州教区において行われた「教規研修集会」での大淵千仞の講話「信心の今日的展開を求めて―教義追求の試み―」と、昭和四七年刊行の『概説金光教』では、教会を私有視する意識や世俗的な要素を纏って「手続関係」と向き合う人間の取り組み方を問題としており、その要素を純化していくことが課題として指摘されていた。それぞれ、同じく四〇年代の言説であるが、教団が当面する問題状況への、「手続関係」を用いたアプローチに違いがある。と同時に、三者とも「手続関係」そのものを否定してはおらず、現状に感じる問題の正体を「手続関係」を用いて言い当てようとしている点が共通していた。こうした様相から浮かぶのは、語義としての「手続関係」は問題とされておらず、世俗化や義理人情的な関係を問題とする意識が「手続関係」を持ち出していたことである。さらに、この点で平成の議事録の用例と昭和四〇年代で、「手続関係」の強化、見直しというやや異なるニュアンスではありつつ、教務の問題と連関して用いられている点では共通している様相が確認できた。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。本年度は、平成二十七年一月二七日に、第四七回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第五五号に掲載された大林浩治論文「神の頼みはじめ」における貨幣・貨幣経済へ向けた神と人との関わり」と、児山真生論文「昭和四〇年代における「布教」の課題―「教会の自立性」と「教団布教」をめぐる力学―」である。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐっての意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお出席者は、所外からは、松沢光明（関）、服部貴子（牧野）、齋藤文彦（嘱託・烏丸）、松岡光一（研究員・東近畿教務センター次長・墨染）、佐藤光貴（学院講師・仁方）の各氏、所内からは、大林浩治、児山真生（以上、執筆者）、竹部弘、高橋昌之、岩崎繁之、山田光徳（司会）であった。

〈大林浩治論文〉

○本論文は、神が文治に、実弟香取繁石衛門の「屋敷宅がえ」費用を依頼した安政四年の出来事における金銭（貨幣）のもつ意味を、歴史的変動をみせる幕末社会の経済構造との関わりから究明したものである。そこでは、貨幣経済が人間の意識形態を規定しはじめた安政四年当時の社会状況を視野に収めつつ、文治が金神と出合う要因の分析がなされている。このように、金神と文治の関係を貨幣経済の影響といった社会的状況を組み込んで捉え直す試みは、「覚帳」「覚書」の研究領域の開拓に向けた意欲的な試みとして評価される。

○また、貨幣経済の影響下において、人間が神と繋がりたい現実状況を生きつつ、だからこそ神が求められ、関わりが生まれてくる有り様への眼差しが述べられたことは、現代を生きる我々に、財、社会構造の問題にまつわる心理理解のあり方を展望する上で示唆を与えるものとなる。

○なお、本論では、貨幣経済を背景に神と文治との関係が示されるが、そのみならず、文治の生活環境をめぐって、他の社会動向との関わりの究明も待たれる。その点も踏まえつつ、今後、「覚帳」が安政四年の出来事から記述されていることや、「神の頼みはじめ」における「頼み」の内実といった「お知らせ」の意味究明の展開も興味深く、社会関係を見据えての更なる開拓に期待したい。

〈兎山真生論文〉

○本論文は、近年、教政教務において進められている「教団布教」と「教会布教」を含めた「教団の布教」をめぐる議論を視野に収めつつ、昭和四〇年代の所長会議記録等の資料を用いて、「教団布教」が浮かび上がってくる歴史過程を、教務の問題意識との関わりで論じている。ここでは、竹部寿夫内局期の「第五九回所長会議」（昭和四一年）の記録から、「教会の自立性」が教務の問題意識に浮上してくる様相を示し、「教会の自立性」をめぐって、教務自身が「教務とは何か」を問われつつ、結果的に、「教団布教」という表現によって、教務の役割領域が認識される過程が論じられている。このことは、昭和四〇年代の教務の問題意識が歴史的転回を見せる要点を捉えた取り組みとして評価できる。

○また、こうした歴史把握は、「教団の布教」或いは教務と教会との関係性に関わって、現在の教団状況における歴史認識へ問いかけるものともなっており、「戦後」の教団史を理解しようとする上での論点整理の取り組みとして興味深い。

○なお、この度の取り組みでは、教務の問題意識を中心とした内容に留まっている。例えば、そうした教務に対する全教的な反応がどのようなものであったのかが示されたならば、考察に広がりが生まれたのではなからうか。今後、そうした面も視野に収めつつ、「教会の自立性」の成り立ちを含めた歴史的検証に期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○今回発表された二編の論文は、現在を生き、信心を営む上で関心事となっているテーマに向けた教学研究からの問題提起的な取り組みであったと言えよう。今後、より一層、全教的関心と教学研究の対話の促進を図り、新たな研究課題領域の開拓、展開に期待したい。

○紀要の論文は、本文と稿末の注釈頁とを随時、対照しつつ読み進める体裁になっている。そうとして、論旨を読み取り易くするという点では、注釈は本文中に括弧書きで示すなど、体裁の工夫が考えられるのではないか。

彙報

—平成二七・四・一〜平成二八・三・三一—

平成二七年度の業務概要……………	172頁
研究題目の認定……………	173頁
研究講座……………	173頁
研究発表会……………	174頁
教典に関する基礎資料の編集……………	174頁
資料の収集・管理……………	174頁
教学研究会……………	175頁
教学に関する交流集会……………	177頁
教学に関する懇談会……………	177頁
教学講演会……………	178頁
紀要論文講読セミナー……………	178頁
教団付置研究所懇話会……………	178頁
研究交流・各種会合への出席……………	179頁
囑託・研究員……………	180頁
評議員……………	180頁
研究生……………	181頁
通信の発行……………	182頁
ホームページの運営・管理……………	182頁
人事関係……………	182頁
学院・図書館との関係、その他……………	183頁

平成二七年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学に関する懇談会、教学講演会については、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識との対話を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく開催した。また、本年度から新たに、本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容とその今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、紀要論文講読セミナーを開講した。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の研究課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加した。

(3) 資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、本部教庁をはじめ教団各機関からの資料保存・管理要請を

受け入れるとともに、公開基準に基づいた資料照会に応じた。なお、こうした諸業務への態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

その他、従来通り所員・助手の個別的指導関係を基本にした研究発表や各ゼミを通じて研究者相互の意識向上に努めた。

研究題目の認定

四月二二日、五名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○「神の頼み」における転倒的価値の創出

— 家業廃止、宮建築をめぐる —

大林 浩治

○「お知らせ事覚帳」の生成の過程

— 特に慶応末から明治初年の表記・体裁の特徴に注目して —

岩崎 繁之

○安政五年の「もらい受け」に窺う神々との交渉

— 村落祭祀における神楽の様相との関わりで —

白石 淳平

〈第二部〉

○死者が感取される意味世界

— 「覚書」「覚帳」の「先祖」に関わる記述を中心に —

高橋 昌之

〈第三部〉

○戦後教団史における教務と教会の関係理解の諸相

— 「教会の自立性」が語られる文脈と

その課題意識に注目して —

児山 真生

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を充足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ—大林、岩崎、白石

金光大神直筆資料の解説文の検討会を中心にしたゼミを七回実施した。また、教学研究の課題方法に培うべく石原和（立命館大学大学院博士課程）を交えての研究会（27・12・3）を一回行った。

二、教義ゼミ—高橋、北村、浅田

研究課題・方法に関するゼミを八回実施した。このうち一回は国立療養所邑久光明園の金光教求信会にて現地実習（27・10・20）を行った。

三、教団史資料ゼミ—児山、山田、須寄、森川

教団史研究の方法論検討のために七回実施した。

四、文献・資料講読会—山田、須寄、北村、浅田、森川

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

教典に関する基礎資料の編集

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○神道金光教会期の「祭典儀式」の諸相

— 祝詞の作成過程に注目して —

山田 光徳 (27・5・29)

○明治三八年の「教会長講習会」の開催意図とその背景

須崎 真治 (27・5・29)

○本教における性役割意識への問い

— 高橋富枝に注目して —

北村 貴子 (27・5・29)

○金光大神の「家」観念

— 「子孫繁盛」に注目して —

北村 貴子 (27・11・19)

○明治末から大正期の教会長講習会から浮かぶこと

須崎 真治 (27・11・20)

○「依願祈祷簿」の紹介と分析

山田 光徳 (27・12・1)

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料との照合および、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を八回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 管長家資料二四点の收受 (27・6・4)

(2) 教団史資料二点の收受 (27・6・12) / 金光図書館より

(3) 高橋正雄師関係資料二点の收受 (27・6・17) / 高橋行地郎氏より

(4) 教団史資料の收受 (27・11・24) / 難波教会長近藤清志氏より

(5) 音声資料一点の借用 (27・11・24) / 松本早古氏より

(6) 戦後教団史に関する聴取調査 (27・12・17) 出張者三名 / 総社教会長森定齋氏より (於総社教会)

(7) 布教史資料一点の收受 (27・12・21) / 今治教会塚本一真氏より

(8) 芸備教会所蔵資料の收受 (28・1・20) / 芸備教会より

(9) 関東布教史編纂委員会収集資料三〇点の收受 (28・2・4) /

関東布教史編纂委員会より

二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

教団史関係資料目録(二二二六点、管長家資料目録(二二六六点、新規登録資料目録(二四四点、新収図書(三五六点、教団書庫目録紀要(八九九点)、同学会誌(二二八八点)をコンピュータへ登録した。※なお、「教団史関係資料」とは、これまで「教団史資料追加分」と呼称してきた資料群を名称変更したものである。

(2) 資料の複写

(イ) 総務部長提供資料

七一九一五枚 一九三点

(ロ) 管長家資料

八八二六枚 二八二点

(ハ) 図書

二八〇枚 七点

(ニ) 信心生活記録資料

二二二枚 二点

(ホ) 高橋正雄師関係資料

一一二枚 二点

(ヘ) 布教史資料

四枚 一点

(3) 資料の整理

(イ) 教団史資料

○ 祭場保管資料の目録を作成した。

(ロ) 布教史資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ハ) 教義資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ニ) 管長家資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ホ) 総務部長提供資料

○ 提供資料を整理し、目録を作成した。

(ハ) 信心生活記録資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ト) 高橋正雄師関係資料

○ 新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(チ) 視聴覚資料

○ 收受したCD・DVDの登録作業を行った。

(4) 図書の整理・保管

新収図書三五六点の受入、破損図書の補修等を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成

二七年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

(1) 平成二六年度の調査写真について「写真資料データ一覧(調査)」を作成した。

教 学 研 究 会

第五四回教学研究研究会(27・6・19～20)

一、テーマ「教祖」へ目を向ける意味

— 今、教学として考える —

二、会場 金光北ウイング やつなみホール

三、日程

第一日

【個別発表】

〈A会場〉

①本教における性役割意識への問い―高橋富枝に注目して―

北村 貴子

②死者とともに生きる―「死者」への注目と本教のみたま―

服部 貴子

③死者が感取される意味世界

―「覚書」「覚帳」の「先祖」に関わる記述を中心に―

高橋 昌之

④I LOVE KYOSO―御理解伝承者の系譜から―橋本美智雄

〈B会場〉

①明治三八年の「教会長講習会」の開催意図とその背景

須崎 真治

②神道金光教会期における「祭典儀式」の成り立ちとその背景

―「在来の形式」との関係を手がかりに― 山田 光徳

③『北九州教区だより』における教師執筆欄の四〇年

―教区へ向けて「書く」ことをめぐって― 野中 正幸

④昭和四〇年代における「教団布教」創出の力学

―「教会の自立性」をめぐる問題意識に注目して―

児山 真生

【プレシンポジウム】

「教祖への関心、その現状をめぐる」

(1) 話題提供

①伝えるということに浮かぶ教祖

②感動が生む〈教祖〉―教区教会現場で感じることに―

③気になる、教祖様

―金光新聞ニュース記事から感じたこと―

(2) コメント・討議

(1) 発題

①〈教祖〉へ目を向ける意味

―生きられる世界への問いとして―

第二日

【全体会シンポジウム】

(1) 発題

①〈教祖〉へ目を向ける意味

―生きられる世界への問いとして―

②〈教祖〉へ目を向ける意味―世界認識の方法として―

③資料から浮かぶ問題―〈教祖〉への手がかりとして―

(2) コメント

(3) 全体討議

白石 淳平

大林 浩治

岩崎 繁之

児山 真生

河井 信吉

高橋 昌之

司会

四、出席者

井上宗一（湖北・東近畿教務センター）、木村道江（佐古）、行徳真一郎（鹿児島）、畔柳和俊（瀬戸・名古屋センター）、鈴木貴雄（相良）、高橋修一（岡東・東中国教務センター）、塚本一真（今治）、西村明正（西宮）、橋本美智雄（伏見）、服部貴子（牧野）、花田恵（神通）、早羽信幸（大竹・西中国教務センター）、姫野教善（厚狭）、古瀬真一（阪急塚口）、水野照雄（松阪新町）、山田貴雄（新見）、横山勇喜雄（宮窪）、河崎信示（総務部）、高橋斉、大黒徳生、美藤寛之（以上、教会部）、竹内貴志（布教部・金光新聞編集室）、金光清治（広前部）、坂口光正、佐藤光貴（以上、学院）、金光研治、児山陽子（以上、金光図書館）
早川公明、河井信吉、宮本要太郎、渡辺順一、土居浩、中里巧、齋藤文彦（以上、嘱託）
松岡光一、宮下寿美、高阪有人、八坂恒徳、野中正幸（以上、研究員）
本所職員、研究生

教学に関する交流集会

第八回教学に関する交流集会（27・9・12）

本所では、広く信奉者との交流、対話を通し、教学研究に対する意見や要望を聴くと共に、教学的課題の明確化と研究内容の充実に努めるべく、教学に関する交流集会を開催している。本年度は、

次の通り、発題と懇談を中心に開催した。

- 一、テーマ 「教を生活に生かすには」
- 二、会場 金光北ウイング やつなみホール
- 三、参加者 一六名

教学に関する懇談会

第三〇回教学に関する懇談会（27・8・11）

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめ、こんごの教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、随時、教学に関する懇談会を開催してきている。

第三〇回会合は、前回（第二九回）に引き続き、近年の教団的歩みに対する認識を深めるとともに、これからの教学研究の基本的態度や課題意識に培う機会となることを願って開催した。この度は第二次津田内局（平成六年八月～同一〇年一〇月）を対象時期として、当局経験者である津田貴雄氏を招き、諸事の背景にある事実と当事者（当局者）の経験内容についての講話と、本所職員から講師への質疑応答を中心とした懇談を行った。

- 一、テーマ 「教祖百年祭以降の教団動向について」

—第二次津田貴雄内局を中心に—

- 二、会場 本所大会議室
- 三、出席者 津田貴雄（尼崎）、本所職員、研究生

教 学 講 演 会

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、左記の通り実施した。

第一六回教学講演会(27・12・13)

一、会 場 本部広前会堂西二階

二、日 程

講演1

「昭和四〇年代における「布教」の課題

—「教会の自立性」と「教団布教」をめぐる力学—

児山 真生

講演2

「神さまにとって問題になったお金とは？」

—安政四年「神の頼みはじめ」の出来事から—

大林 浩治

紀要論文講読セミナー

本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容とその今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、左記の通り実施した。本年度は一〇号までの中から四本の論文を取り上げた。

一、会 場 金光北ウイング光風館研修室
二、各担当及び論文

○第一回(27・5・10) 担当：大林浩治

・大淵千仞「教祖の信心について(上) —序説的概観—」

(第一号)

○第二回(27・6・10) 担当：白石淳平

・内田守昌「取次の原理」(第四号)

○第三回(27・7・10) 担当：岩崎繁之

・瀬戸美喜雄「教祖の信心の基本的特性

—现实生活との関係を中心として—」

(第七号)

○第四回(27・9・10) 担当：高橋昌之

・福嶋義次「秋浮塵子」の事蹟について

—「御覚書」解釈のための試論— (第八号)

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第一四回教団付置研究所懇話会・年次大会が開催された。

第一四回教団付置研究所懇話会・年次大会(27・10・20)

今回は、二二研究機関・団体から一〇一名が参加した。同大会では、小林順光日蓮宗宗務総長の歓迎挨拶、三原正資日蓮宗現代宗教研究所長の開会挨拶の後、「戦後70年と教団の歩み」をテーマに三つの研究機関の代表者による研究発表が行われた。その後、総会で、第一五回の大회는中山身語正宗教学研究所以て開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、曹洞宗総合研究センター、中央学術研究所、日蓮宗現代宗教研究所、西地区が、大本教学研究鑽所、浄土真宗本願寺派総合研究所、中山身語正宗教学研究所に決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

一、会場 日蓮宗宗務院第3研修室
二、日程

研究発表

① 浅山雅司(神社本庁総合研究所)

「戦後70年と教団の歩み」

―戦後70年と神社本庁の歩み―

② 小笠原弘道(智山伝法院)

「戦後70年と教団の歩み」

―総本山知積院を中心とした教団の動向―

③ 河野乘慶(中山身語正宗教学研究所)

「戦後70年と教団の歩み」

三、参加研究所・団体

―身語正教学の構築をたどって―

NCC宗教研究所、オリエンズ宗教研究所、大本教学研究鑽所、国際仏教交流センター、金光教教学研究所、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、神社本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、中山身語正宗教学研究所、日蓮宗現代宗教研究所(以上、会員)、天理大学おやさと研究所、新日本宗教団体連合会、陽光文明研究所、世界救世教いづのめ教団教学委員会、臨済宗妙心寺派教化センター(以上、オブザーバー)
なお、本所参加者は、竹部弘(所長)、山田光徳(助手)であった。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

○岡山民俗学会(27・4・26)四名

・白石淳平(所員)が、「赤沢文治(金光教教祖)の信仰に
浮かぶ金神と天照皇大神」と題して研究発表を行った。

○関西学院大学神学部学術講演会(27・5・14)三名

○歴史学研究会(27・5・23、24)二名

○日本近世文学会(27・5・30、31)一名

○日本文化人類学会(27・5・30～31)二名

○日本宗教民俗学会(27・6・13)一名

○「宗教と社会」学会(27・6・13～14)二名

○日本宗教学会(27・9・4～6)二名

○日本古文書学会(27・9・13)一名

○日本社会学会(27・9・19～20)二名

○日本民俗学会(27・10・11)一名

○日本臨床死生学会(27・11・14～15)二名

○史学会(27・11・14～15)二名

二、教内会合

○兵庫東北部教会連合会教義研修会(27・5・19、主催・兵庫東北

部教会連合会)

・高橋昌之(所員)が「目には見えない世界―教祖様にたず

ねてみる―」と題して講話を行った。

○山口県中部教会連合会信徒研修会(27・7・5、主催・山口県中

部教会連合会)

・大林浩治(所員)が「信心の鼓動をさぐる―教祖様ゆかり

の地をめぐって―」と題して講話を行った。

○金光教広島平和集会(27・7・20)一名

○第一八回全国布教史研究連絡協議会(27・8・24～25)三名

・児山真生(所員)が「布教史研究の(これから)」を求めて

―これまでの研究的課題をふまえながら―と題して講話

を行った。

○大阪センター平成二七年度「教団の布教」に関する研修会

(27・11・17、主催・大阪センター)

・児山真生(所員)が、「戦後教政史に学ぶ 第三回「昭和

五五年教規改正に向かう教政動向の光と影」と題して講

話を行った。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五四回教学研究会、第四七回紀要掲載論文
検討会への参加、また、教学論特別講座(各論五)への出講を通
じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第一〇〇回(27・9・7)

平成二八年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議する
と共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は松沢光明、岩崎道與、堀尾光俊、高橋寛志、阪

井澄雄の各評議員と所長以下六名の職員であった。

○第一〇一回(28・3・7〜8)

平成二七年度研究報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は松沢光明、岩崎道與、堀尾光俊、高橋寛志、阪井澄雄の各評議員と所長以下六名の職員であった

研究 生

本年度は、左記の四名に、五月一日から五か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

片岡義智(向島西教会)、浅田千枝(葎合教会)、成田明信(御立教会)、森川育子(田原本教会)

実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1)文献・資料解題①

選定した文献または資料の解題を通して、問題関心を引き出すべくレポートを提出した。

(2)文献・資料解題②

右記のレポート作成から浮上した問題関心に基づき、選定し

た文献または資料の解題を通して、問題関心の明確化を図るべくレポートを提出した。

(3)実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

○片岡義智

近世期大谷村における早魃等の自然災害が年貢高に及ぼす影響について、同村の庄屋文書をはじめ地方史誌といった諸資料を用いて考察した。

○浅田千枝

個人を取り巻く環境と宗教的救済との関わりについて、金光浅吉の生活史に注目しつつ考察した。

○成田明信

戦後の日本社会における教会の成り立ちについて、教会設立、合併、解散に関する基礎データの整理を通じて考察した。

○森川育子

教祖御略伝編纂委員会臨時常任委員の高橋正雄が収集した金光大神の言行記録集「金光大神言行録原ノート」に注目し、資料の成立やその利用を巡る問題について考察した。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養に培うべく、次の各講座を受講した。

(1)教学論総論―担当…所長

教学研究の意義・分野・課題など、総括的理解を深めるため

の講義を二回実施した。

(2) 教学論各論一―五―担当…部長、幹事、嘱託、研究員

教学研究の基礎理念・歴史、教祖研究、教義研究、教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。また、宮下寿美（研究員）より、異文化との接触から問われる信仰の意義や課題についての講義（27・6・29）を、中里巧（嘱託）より、『生命倫理事典』編集等を通じて浮かぶ教学研究の課題やテーマについての講義（27・8・26）を実施した。

(3) 論文・資料講読―担当…所長、所員

教学論文や学術論文の講読、討議を通じて見識を深めつつ具体的な研究作法を学ぶとともに、基本的な資料に触れて問題関心を掘り起こすべく一回実施した。

(4) 資料解読―担当…資料室

くずし字解読法や文書類特有の用語法等を学ぶべく二回実施した。

(5) 調査実習―担当…資料室、主査

調査の立案、実施に向けた準備、収集資料の整理等、研究調査の基本的作法を学ぶべく一回実施した。

(6) 事務室・資料室の御用について―担当…事務長、資料室長

研究がなされていくうえで不可欠である事務室・資料室の業務内容と研究との関わりについて学ぶべく各一回実施した。

三、研究事務―担当…資料室、主査

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料整理、資料庫整理、図書整理を行った。

四、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第三七号を左記の通り発行した。

一、期日 平成二十七年六月一四日

二、内容 巻頭言、年度計画、提言、研究報告所感、彙報、他

三、部数 四〇〇部（A4判、八頁）

ホームページの運営・管理

ホームページを適宜更新した（<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>）。

人事関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

○事務長三好光一、四月一七日付で学院に異動、同日付で資

料室長の指名を解く。○図書館調査員滝口祥雄、四月一七日付で事務長に任命。○主事中西教幸、四月一七日付で資料室長に指名。○教師浅田千枝、同森川育子、一〇月一日付で助手に任命。○教師成田明信、一〇月一日付で書記に任命、同日付で資料室員に指名。○部長児山真生、三月三十一日で任期満了（翌四月一日付で再任、同日付で第三部長に指名）。

(2) 研究生

○教徒片岡義智、同浅田千枝、同成田明信、同森川育子、五月一日付で研究生を委嘱、九月三〇日で委嘱期間満了。

(3) 嘱託

○嘱託渡辺順一、六月三〇日で委嘱期間満了、翌日付で再度委嘱。

(4) 研究員

○研究員松岡光一、同宮下寿美、九月三〇日で委嘱期間満了、翌日付で再度委嘱。○教師西村明正、同服部貴子、一月二〇日付で委嘱。

(5) 評議員

○評議員松沢光明、二月一九日で任期満了、翌日付で再任。二、本所職員並びに本所関係者数（28・3・31現在）

職員一七名（所長1部長3幹事1所員1助手5事務長1主事3書記1臨時御用奉仕1）、嘱託七名、研究員八名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

- (1) 学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。
- ① 教祖特別講義（所員大林浩治、同岩崎繁之、同白石淳平）（27・11・13）

② 教義特別講義（所員高橋昌之）（27・11・7）

③ 教団史特別講義（所員児山真生）（27・11・16）

(2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義（所長竹部弘）（28・1・15）

(3) 学院と研究所との懇談を実施した。（28・3・28）

二、図書館

図書館と研究所との懇談を実施した。（28・3・23）

三、本部研修生の受け入れ

○オリビア・アン・ニコライデイス（トロント教会在籍）が、八月一九日から同三十一日までの間及び一〇月から十一月末までの間、随時、本所にて懇談やレポート作成を行った。

四、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

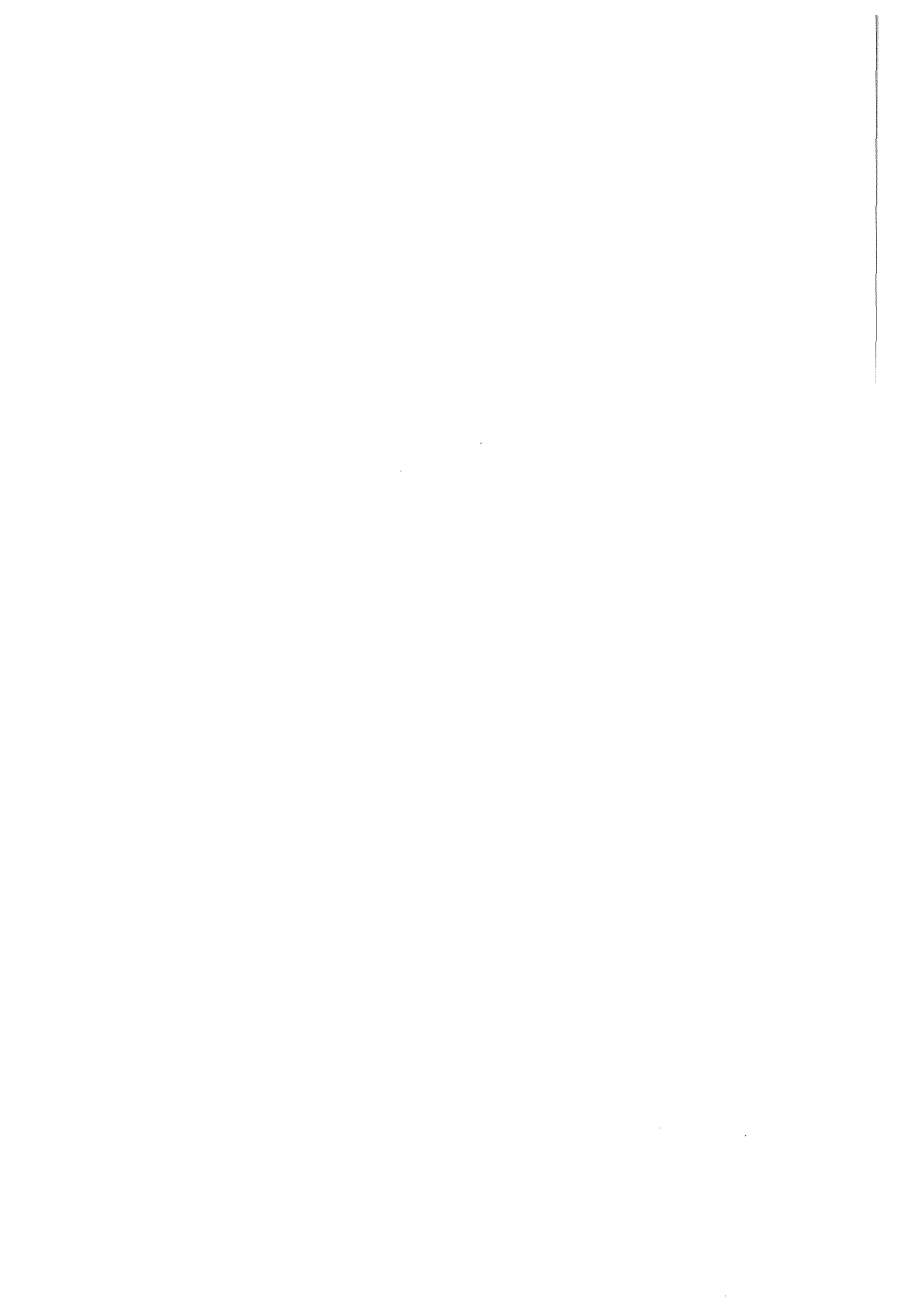
（敬称略）

- 弓山達也 (大正大学教授) (27・7・28)
- 寺田喜朗 (大正大学准教授) (27・7・28)
- 高木博志 (京都大学教授) (27・8・5) } 6、10・2 } 3、12・21
 { 22、28・3・4 } 5
- 小澤浩 (歴史学者) (27・11・11)
- 村山由美 (南山宗教文化研究所客員研究員) (27・11・14)
- 朴海仙 (立命館大学大学院博士課程在籍) (27・11・14、12・3)

紀要『金光教学』第五号正誤表

192	上段△8	出席者は出席者は	出席者は
191	下段△8	講話を行つた。	講話を行つた。
頁	行	誤	正

「△」は後ろからの印



金光教学第 56 号

平成28年 9 月 20 日印刷
平成28年 9 月 25 日発行

編 集・金光教教学研究 所
印 刷・昭和印刷株式 会社
発 行・金光教教学研究 所

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごぎを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえない難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一人肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごぎに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学的研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失つて、単なる気分の神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もつて道理に合う信心の展開に資するところあらんことを願ひとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことであることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2016
No.56

CONTENTS

IWASAKI, SHIGEYUKI

An analysis of the *Oshirase Goto Oboe Cho* as transcribed by Ieyoshi Konko,
comparing with its original 1

SHIRAISHI, JUNPEI

An Essay on the "Morai-uke" episode as notated in the *Konko Daijin On Oboe Gaki*
— Focus on the dialogue between *Amaterasu* and *Konjin* as related
to the Kagura in village rituals 65

YAMADA, MITSUNORI

The experiences of "Ceremonial Rituals" and their significance
during the Shinto Konko Kyokai Era 113

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2015 163

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 170

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2015 172